
伊奈町高齢者保健福祉計画及び 第6期介護保険事業計画

平成27年3月

伊 奈 町

はじめに

介護保険制度は、高齢者を支える社会保障制度のひとつとして、平成 12 年度に創設され、間もなく 15 年が経過いたします。

この間の伊奈町の人口構造をみると、高齢化率は、平成 12 年度で 10.4%だったものが、平成 26 年度では 20%と上昇、平成 29 年度には 22%台に達すると見込まれ、今後、さらに少子高齢化は進み、「団塊の世代」がすべて 75 歳以上になる平成 37 年（2025 年）には、超高齢社会を迎えることになります。

一方、町総合振興計画においては、これまでの理念を引継ぎ、発展させた「ずっと住みたい 緑にあふれた 安心・安全なまち」を町の将来像として新たに掲げ、町民の生命と暮らしを守るという安心・安全を基本に、地域の特色を活かした魅力と活力を高め、子供から高齢者まで安心・安全に住み続けることができるまちづくりに努めているところです。

こうした背景を考慮し、この度策定しました「伊奈町高齢者保健福祉計画及び第 6 期介護保険事業計画」は、第 5 期で定めました基本理念を基礎とし、平成 27 年度からの介護保険制度の見直しに伴い、高齢者施策や介護保険事業の充実に向けた見直しを行なったところでございます。

平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間も、第 5 期の基本理念である「自分らしく いきいきと 一人ひとりを見守る ささえあい わが町」を踏襲し、高齢者の皆様が住み慣れた地域で生活を継続していくことができる環境づくりの更なる推進に努めるとともに、地域包括ケアシステムの構築のため、在宅医療・介護連携や認知症施策、介護予防サービスの基盤整備などの推進に取り組んでまいります。

町民の皆様には、この計画の趣旨をご理解いただきますとともに、より一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました町民の皆様をはじめ、介護保険事業計画審議会委員の皆様、ご協力いただきました関係者の皆様に心から御礼申し上げます。

平成 27 年 3 月

伊奈町長 野 川 和 好

～ 目 次 ～

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の役割と位置づけ	2
3. 計画の策定体制	3
4. 達成状況の点検・評価	4
第2章 高齢者を取り巻く現状	5
1. 高齢者の現状	5
2. 介護保険利用の現状	12
3. 高齢者の生活実態 ～ニーズ調査結果からの抜粋～	18
第3章 計画の基本的な考え方	31
1. 基本となる視点	31
2. 基本理念	33
3. 基本目標	34
4. 施策の体系	35
第4章 高齢者保健福祉計画	37
1. 健康づくり	39
2. 福祉サービス	45
3. 生きがいづくり	52
4. やさしいまちづくり	58
第5章 介護保険事業計画	63
1. 介護保険事業推進のための前提	63
2. 地域支援事業	68
3. 予防給付サービス	82
4. 介護給付サービス	91
5. 事業費の見込み	107

第6章 地域包括ケアの推進	111
1. 生活支援サービスの充実	111
2. 認知症支援策の充実	112
3. 高齢者に配慮した居住環境の整備	113
4. 介護と医療との連携	114
第7章 計画を円滑に推進するための体制整備	115
1. 地域ケア体制の整備	115
2. サービスの質の確保	116
3. 計画の進捗管理	116
資料編	117
1. 用語解説	117
2. 伊奈町介護保険事業計画審議会委員設置要綱	128
3. 伊奈町介護保険事業計画審議会委員名簿	130
4. 策定経過	131

第1章

計画の概要

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

わが国の高齢化は世界に例のない速さで進行しており、少子化や核家族化による高齢者のみの世帯や一人暮らし高齢者の増加など、高齢者を取り巻く環境も大きく変化してきています。

また、今後は、団塊の世代が高齢期を迎え、本格的な超高齢社会になると予想されております。

介護保険制度は平成12年度の開始以降、我が国の高齢社会の介護問題を解決する制度として定着してきました。

本町においても、「伊奈町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」を主体に、適切な介護サービス及び地域支援事業を提供し、高齢者が可能な限り健康で自立した生活ができるよう、様々な課題に取り組んできました。

第3期計画では、要介護状態になる前の段階から継続的・効果的な介護予防サービスを推進する「予防重視型システム」を推進、第5期計画では、「介護」・「予防」・「医療」・「生活支援」・「住まい」の5つのサービスを一体的に提供し、高齢者一人ひとりの状態に応じて、地域の様々な支援・サービスを活用しながら、住み慣れた家庭・地域で安心して暮らせる環境づくりの充実に取り組む「地域包括ケア」の考え方を重視した高齢者施策を推進してきました。

こうした状況の中、今後も高齢化が進むうえ、高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯、認知症高齢者はさらに増加することが予測されており、団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）を見据え、地域の実情にあった「地域包括ケアシステム」の構築をめざす必要があります。

以上のことから、在宅医療・介護連携の強化、総合的な認知症施策の推進、生活支援・介護予防の基盤整備等、中長期的な視点に立った計画として『伊奈町高齢者保健福祉計画及び第6期介護保険事業計画』を策定するものです。

2. 計画の役割と位置づけ

(1) 計画の役割と位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく老人福祉計画と、介護保険法第117条第1項の規定に基づく介護保険事業計画を一体的に策定したもので、高齢者福祉施策を総合的かつ計画的に進めるための基本方針を明らかにしたものです。

また、事業の目標等を設定することにより、積極的な推進を図るものです。

(2) 他の計画との関係

本計画は、埼玉県における総合的な高齢者福祉計画「埼玉県高齢者支援計画」、地域ケア体制の整備に関する構想などの計画と整合を図るとともに、本町の「伊奈町総合振興計画」などの関連する各計画と十分に整合を図りながら推進します。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成29年度の3年間とします。

ただし、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年を見据えた中長期的な視点を持つものですが、法制度の改正や社会情勢等の状況に応じて随時見直し・改善を図るものとします。

平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
			平成37年を見据えた中長期的な取り組み						
第5期計画			第6期計画			第7期計画			
		見直し			見直し			見直し	

3. 計画の策定体制

(1) 伊奈町介護保険事業計画審議会の実施

本町では、高齢者の福祉に関する総合的な計画及び介護保険事業計画に関する計画を策定し、かつ、計画の円滑な推進を図るため、被保険者の代表、福祉に関する事業に従事する者、医療に従事する者、識見を有する者、関係行政機関の職員及び公募による委員により構成される「伊奈町介護保険事業計画審議会」を設置しています。

(2) ニーズ調査の実施

本調査は、本町の高齢者の生活実態や健康状態、高齢者施策等への考え方及び介護保険や福祉サービスに関するニーズなどを把握することを目的として、伊奈町高齢者福祉・介護保険に関する町民意識・ニーズ調査を実施しました。

(3) パブリック・コメントの実施

本計画書の策定にあたっては、町民コメント制度に基づき、広く住民の方から本計画に関する意見をお伺いしました。

4. 達成状況の点検・評価

本計画に対する達成状況の点検・評価については、基本理念や政策目標に沿って実施する各事業の見込量について、その達成度を点検・評価します。

こうした点検・評価は、「伊奈町介護保険事業計画審議会」において、計画策定後、毎年実施していきます。

第2章

高齢者を取り巻く現状

第2章 高齢者を取り巻く現状

1. 高齢者の現状

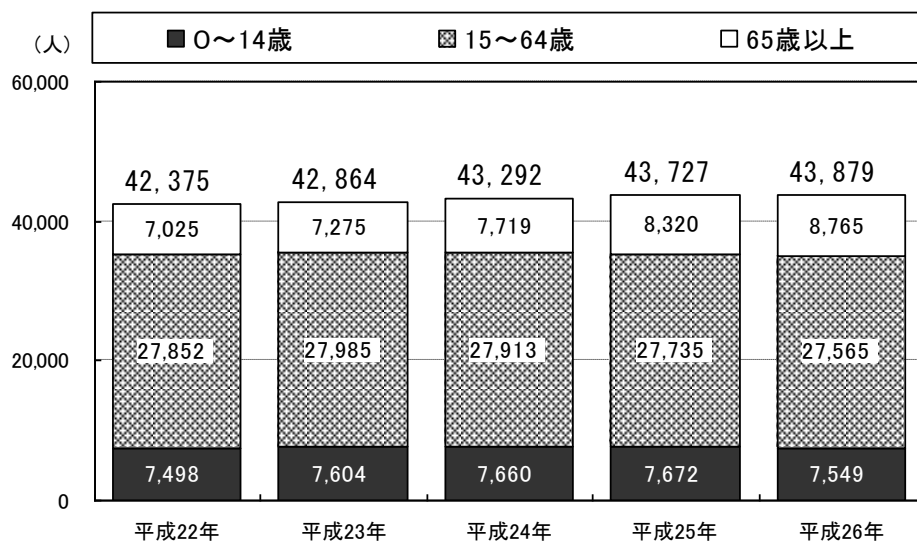
(1) 人口

① 総人口の推移

本町の人口の推移は、緩やかな増加傾向を示しており、平成22年の42,375人から平成26年の43,879人へ1,504人増加しています。

また、人口に占める比率をみると、生産年齢人口割合は年々減少し、年少人口割合も、平成25年から減少傾向に転じている一方で、高齢者人口割合は年々増加し、今後高齢化が進むと予測されます。

■人口の推移



■年齢3区分人口の推移

単位：人

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
総人口	42,375	42,864	43,292	43,727	43,879
年少人口（0～14 歳）	7,498	7,604	7,660	7,672	7,549
	17.7%	17.7%	17.7%	17.5%	17.2%
生産年齢人口（15～64 歳）	27,852	27,985	27,913	27,735	27,565
	65.7%	65.3%	64.5%	63.4%	62.8%
高齢者人口（65 歳以上）	7,025	7,275	7,719	8,320	8,765
	16.6%	17.0%	17.8%	19.0%	20.0%

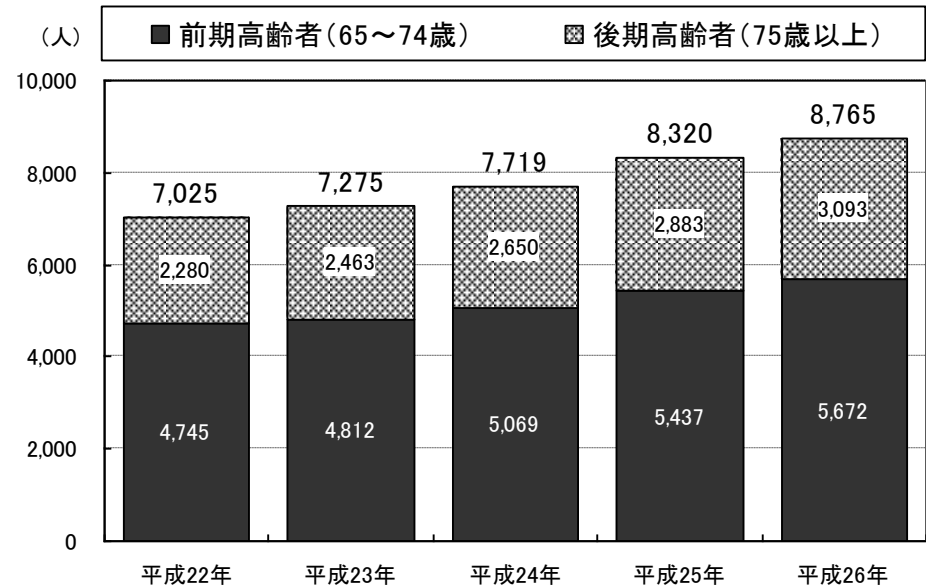
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

② 高齢者人口の推移

高齢者人口は、平成22年の7,025人から平成26年の8,765人へ1,740人増加しています。

このうち、前期高齢者(65～74歳)は、平成22年の4,745人から平成26年の5,672人へ927人増加、後期高齢者(75歳以上)は、平成22年の2,280人から平成26年の3,093人へ813人増加していますが、団塊の世代が65歳になった平成24年から、前期高齢者の比率の伸びが大きくなっています。また、後期高齢者の比率も増加しています。

■ 高齢者人口の推移



■ 高齢者人口比率の推移

単位：人

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
高齢者人口	7,025	7,275	7,719	8,320	8,765
(高齢化率)	16.6%	17.0%	17.8%	19.0%	20.0%
65～74 歳	4,745	4,812	5,069	5,437	5,672
	11.2%	11.2%	11.7%	12.4%	12.9%
75 歳以上	2,280	2,463	2,650	2,883	3,093
	5.4%	5.7%	6.1%	6.6%	7.0%

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

③ 人口推計

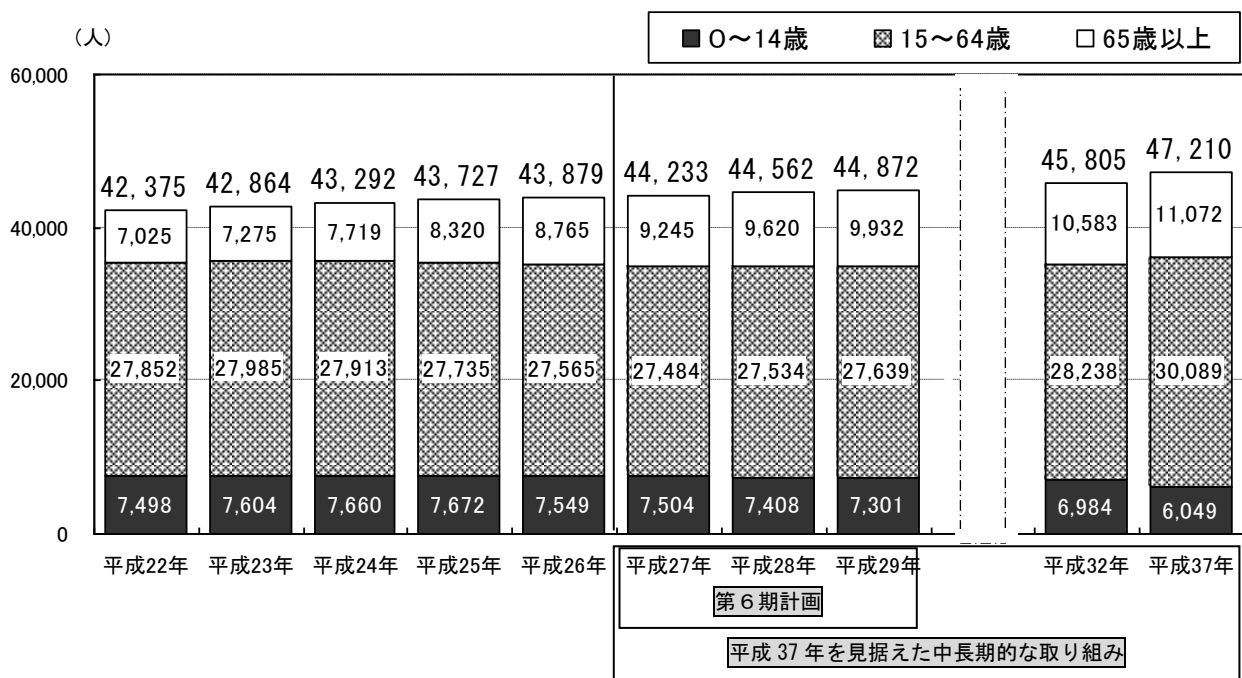
平成27年から平成29年までの人口推計は、平成22年から平成26年までの住民基本台帳人口(各年4月1日現在)を基にしたコーホート変化率法※¹による推計方法で算出しています。

本町の総人口は緩やかに増加し、町総合振興計画では目標年次である平成36年の人口を47,000人と設定、介護保険事業計画では、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる平成37年には47,210人となることが推計されます。

また、高齢者人口は、平成26年の8,765人が、平成29年には9,932人へと、1,167人増加すると推計されます。

さらに、平成37年では高齢者人口が11,072人、高齢化率が23.5%になり、後期高齢者人口が前期高齢者人口を上回ることが想定されます。

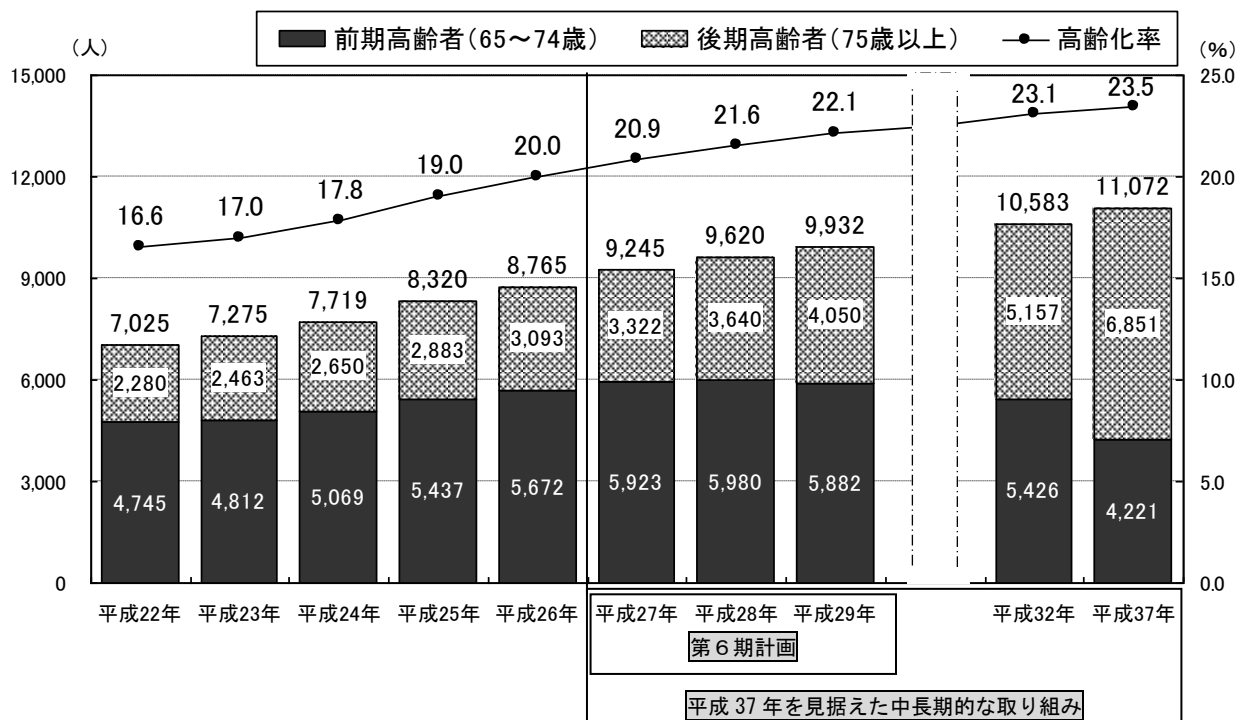
■ 推計人口（年齢3区分）



資料：平成26年までは住民基本台帳（各年4月1日現在）、平成27年以降は推計人口

※¹ コーホート変化率法：コーホート（同年（または同期間）に出生した集団）ごとの5年間の人口増減を変化率としてとらえ、その率が将来も大きく変化しないものとして推計する方法。

■推計人口（高齢者人口）



資料：平成26年までは住民基本台帳（各年4月1日現在）、平成27年以降は推計人口

(2) 要支援・要介護認定者の推移

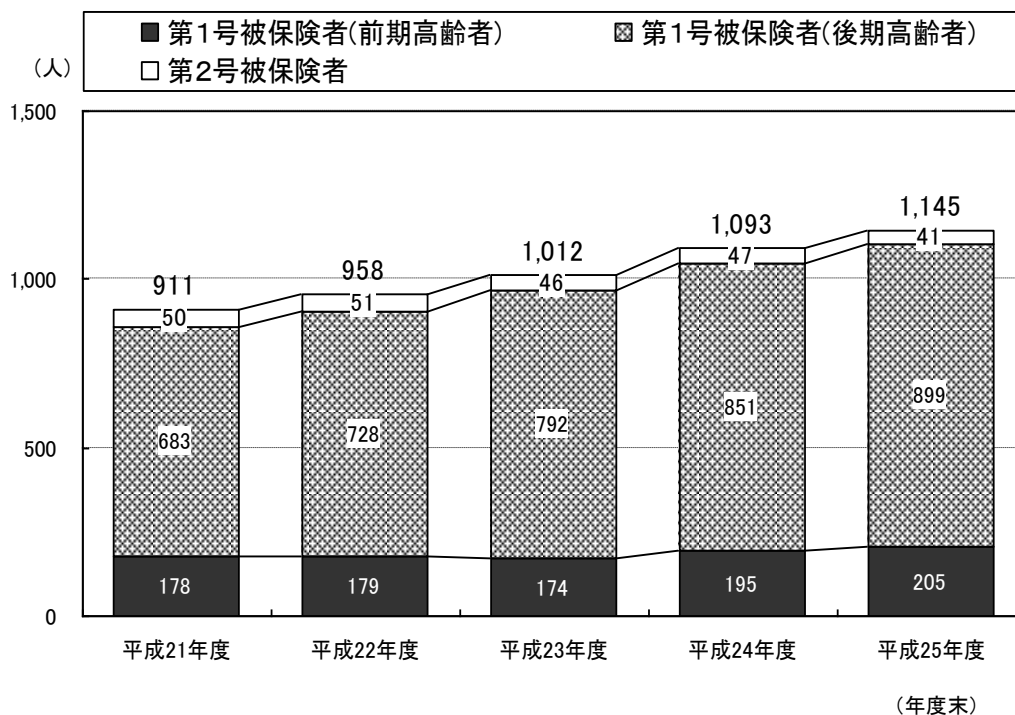
① 要支援・要介護認定者の推移（被保険者別）

要支援・要介護認定者の推移では、平成25年度で1,145人となっており、平成21年度の911人と比較すると、234人増加しています。

要支援・要介護認定者を被保険者の種別でみると、平成25年度末現在、第1号被保険者のうち前期高齢者(65～74歳)が205人、後期高齢者(75歳以上)が899人、第2号被保険者(40～64歳)が41人となっています。

また、平成21年度と比較すると、前期高齢者は27人、後期高齢者は216人とそれぞれ増加しています。

■ 要支援・要介護認定者の推移

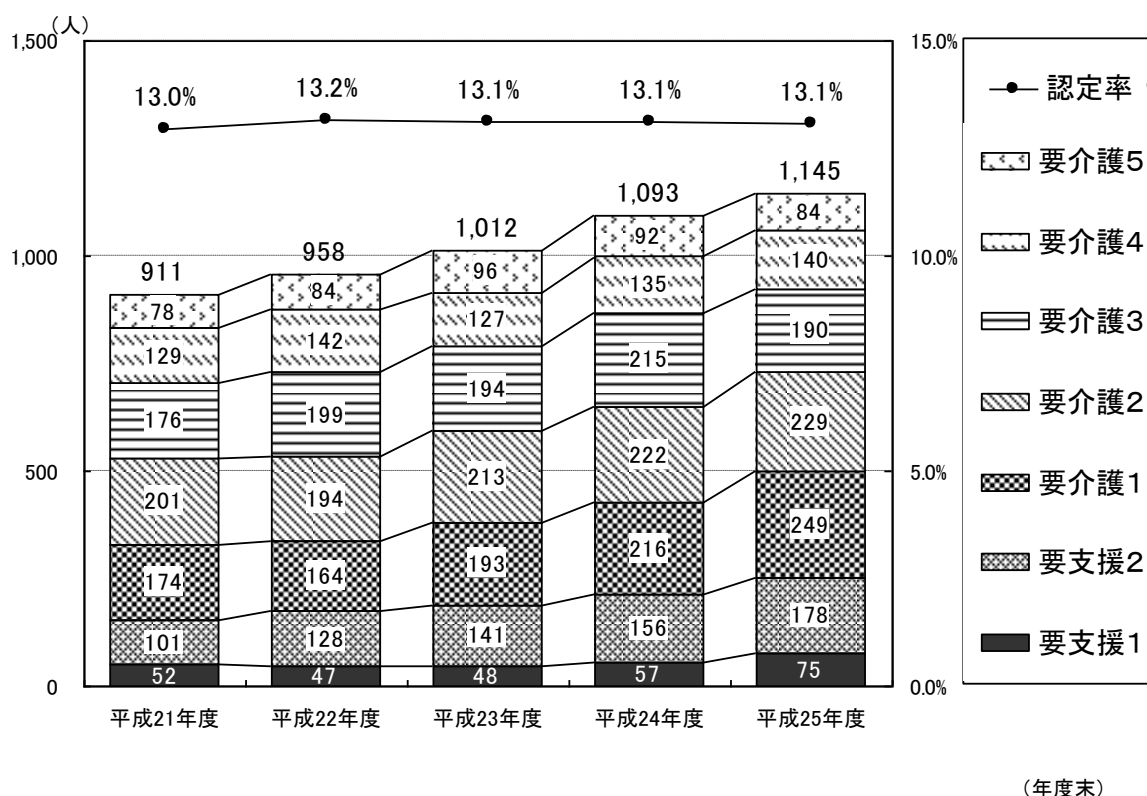


② 要支援・要介護状態区分の推移

要支援・要介護状態区分の推移では、要介護1までの軽度の認定者の割合が増加傾向にあります。

また、高齢者人口に占める認定率の推移では、高齢者人口の増加により、横ばいとなっています。

■ 要支援・要介護状態区分の推移

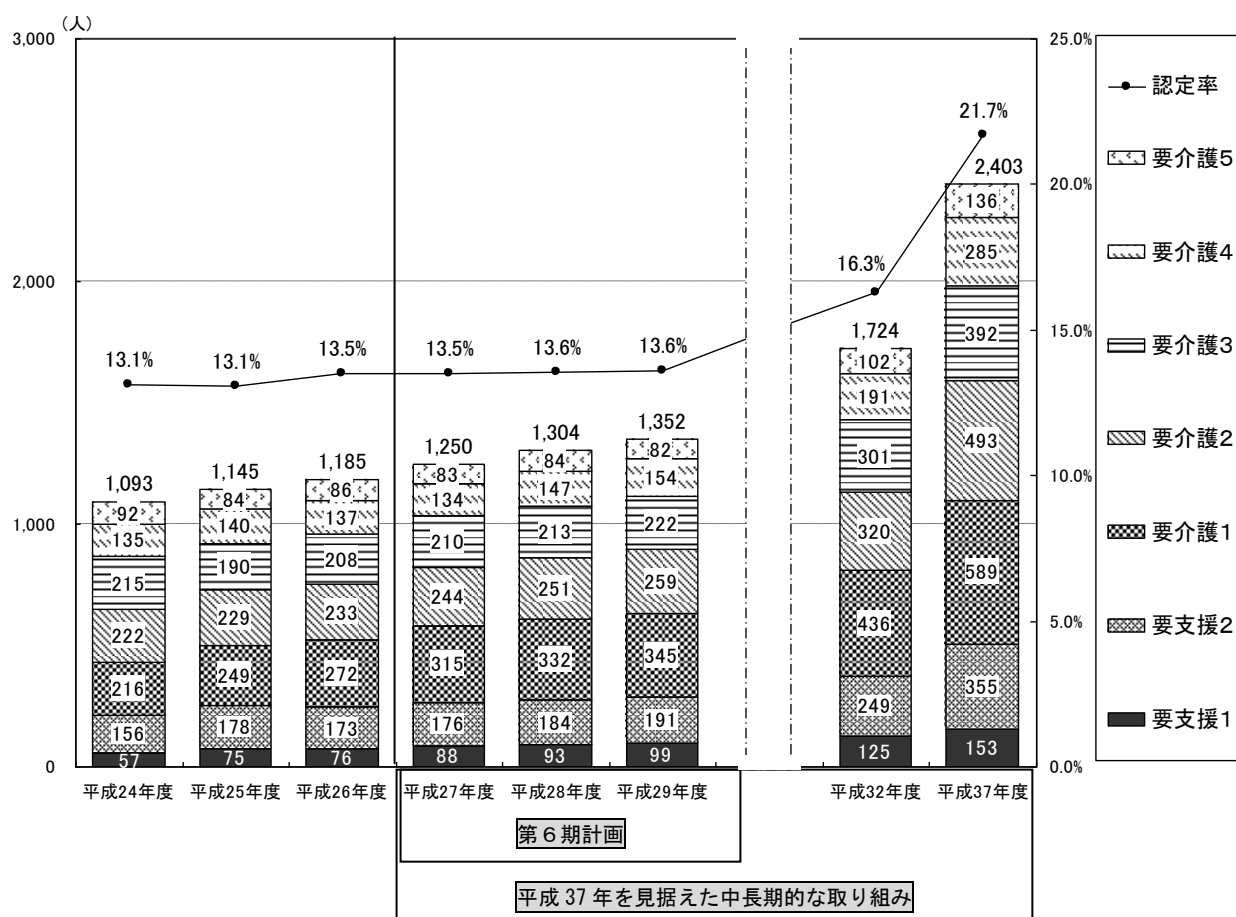


③ 要支援・要介護認定者数の推計

要支援・要介護者の推計値は、推計人口をもとに、要支援・要介護者の出現率の傾向から推計しています。平成27年度以降の推計では、平成29年度には1,352人になり、高齢者に占める比率は13.6%と想定されます。

さらに、平成32年度から平成37年度にかけ、介護認定を受ける割合の高い75歳以上の後期高齢者が、65歳から74歳までの介護認定を受ける割合の低い前期高齢者を上回ることから、平成37年度では、要支援・要介護者が高齢者を占める比率は21.7%と高くなると想定されます。

■ 要支援・要介護認定者数と認定率の推計値



資料：平成24年度は介護保険事業状況報告年報（年度末）、
 平成25年度は介護保険事業状況報告年報（暫定版）
 平成26年は介護保険事業状況月報9月末、
 平成27年以降は介護保険事業計画用ワークシートによる推計値

2. 介護保険利用の現状

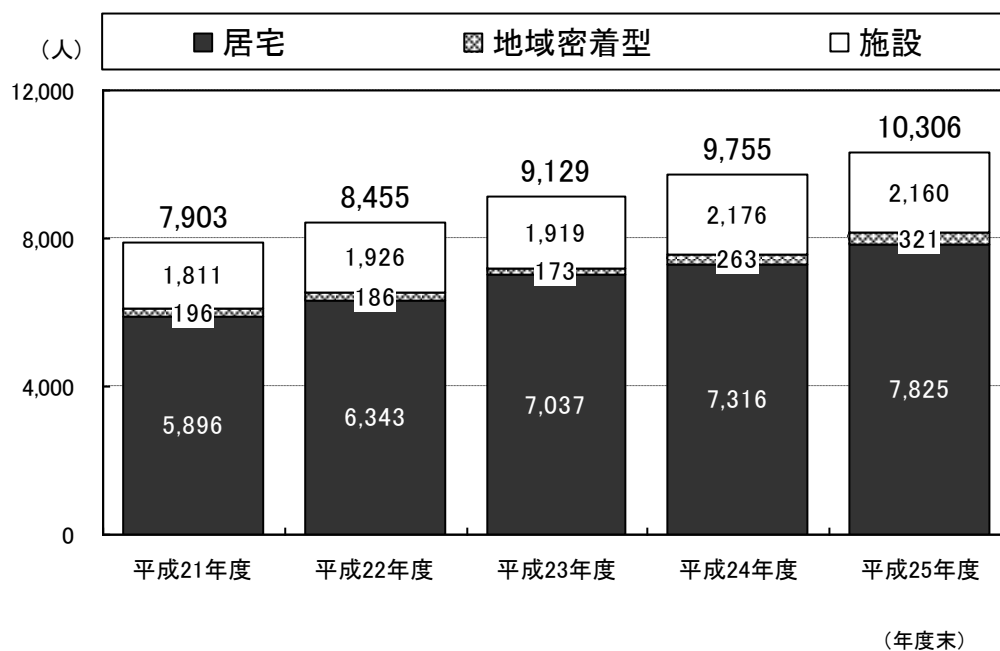
(1) 介護保険サービス利用者総数と給付費の推移

サービス利用者数の推移をみると、居宅サービスでは、デイサービスなどの利用者の増加に伴い、平成21年度の5,896人から平成25年度の7,825人と1,929人増加しています。

地域密着型サービスでは、グループホーム開所に伴い、平成21年度の196人から平成25年度の321人と125人増加しています。

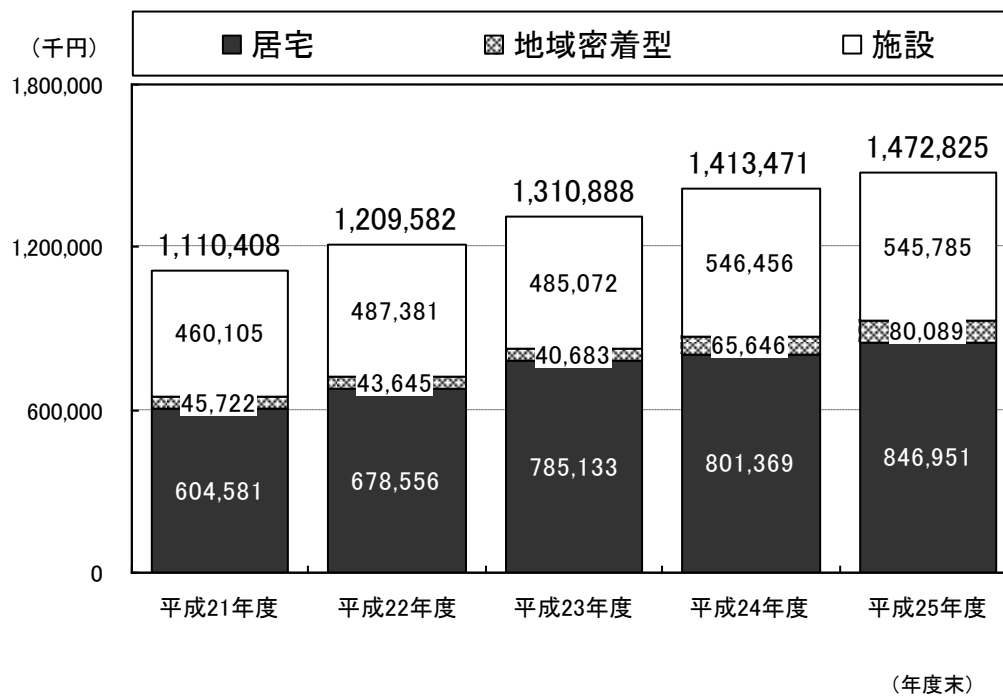
施設サービスでは、介護老人福祉施設の開所に伴い、平成21年度の1,811人から平成25年度の2,160人と349人増加しています。

■介護保険サービスの受給者総数の推移（予防給付含む）



給付費の合計は、各サービスの利用者の増加に伴い、平成21年度の11億1千万円から平成25年度の14億7千万円と3億6千万円増加しており、特に居宅サービスが増加傾向にあります。

■介護保険サービス給付費の推移（予防給付含む）



(2) 介護給付によるサービス利用者数及び介護給付費の状況

介護給付によるサービス利用者の状況をみると、実績値はおおむね計画値の範囲内にあるものが多くなっています。平成25年度で実績値が計画値を超えているサービスは、居宅療養管理指導の割合が最も多く、次いで訪問リハビリテーション、通所介護となっています。

実績値の伸び率は、全体で104.9%と伸びています。

■介護給付によるサービス利用者数

単位：人

種 類		平成24年度			平成25年度			実績値 伸び率 (H25/H24)
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	
居 宅	訪問介護	2,150	2,119	98.6%	2,450	2,079	84.9%	98.1%
	訪問入浴介護	290	214	73.8%	340	215	63.2%	100.5%
	訪問看護	640	613	95.8%	720	510	70.8%	83.2%
	訪問リハビリテーション	405	508	125.4%	455	546	120.0%	107.5%
	居宅療養管理指導	760	1,151	151.4%	790	1,307	165.4%	113.6%
	通所介護	3,400	3,566	104.9%	3,620	3,881	107.2%	108.8%
	通所リハビリテーション	1,550	1,410	91.0%	1,740	1,466	84.3%	104.0%
	短期入所生活介護	905	908	100.3%	1,060	963	90.8%	106.1%
	短期入所療養介護	184	118	64.1%	210	157	74.8%	133.1%
	特定施設入居者生活介護	296	235	79.4%	341	313	91.8%	133.2%
	福祉用具貸与	3,029	3,243	107.1%	3,350	3,375	100.7%	104.1%
	特定福祉用具購入費	96	76	79.2%	100	84	84.0%	110.5%
住宅改修費		88	63	71.6%	92	77	83.7%	122.2%
居宅介護支援		5,650	5,795	102.6%	5,900	6,145	104.2%	106.0%
地 域 密 着 型	夜間対応型訪問介護	0	0	—	0	0	—	—
	認知症対応型通所介護	0	0	—	0	0	—	—
	小規模多機能型居宅介護	13	12	92.3%	15	8	53.3%	66.7%
	認知症対応型共同生活介護	288	264	91.7%	391	311	79.5%	117.8%
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	—	0	0	—	—
施 設	地域密着型介護老人福祉施設 入居者生活介護	0	0	—	0	0	—	—
	介護老人福祉施設	1,476	1,421	96.3%	1,512	1,419	93.8%	99.9%
	介護老人保健施設	840	792	94.3%	888	763	85.9%	96.3%
施 設	介護療養型医療施設	0	0	—	0	0	—	—
	介護給付サービス利用者 合計	22,060	22,508	102.0%	23,974	23,619	98.5%	104.9%

また、介護給付費でも、実績値は計画値の範囲内にあるものが多くなっています。

平成25年度で実績値が計画値を超えているサービスは、居宅療養管理指導の割合が最も多く、次いで訪問リハビリテーション、居宅介護支援となっています。

実績値の伸び率は、全体で103.8%と伸びています。

計画値を大きく下回ったサービスや実績値の伸び率などを勘案し、今後の介護保険事業量見込みの検討が必要です。

■介護給付費

単位：千円

種 類		平成24年度			平成25年度			実績値 伸び率 (H25/H24)
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	
居 宅	訪問介護	105,387	104,009	98.7%	119,603	99,627	83.3%	95.8%
	訪問入浴介護	15,447	11,645	75.4%	19,017	10,427	54.8%	89.5%
	訪問看護	22,037	20,695	93.9%	27,940	17,551	62.8%	84.8%
	訪問リハビリテーション	13,723	16,398	119.5%	15,989	18,205	113.9%	111.0%
	居宅療養管理指導	6,434	9,222	143.3%	6,781	10,624	156.7%	115.2%
	通所介護	259,125	256,761	99.1%	283,168	278,235	98.3%	108.4%
	通所リハビリテーション	94,737	77,587	81.9%	110,081	78,073	70.9%	100.6%
	短期入所生活介護	65,462	72,282	110.4%	77,028	75,119	97.5%	103.9%
	短期入所療養介護	12,592	8,400	66.7%	14,994	9,541	63.6%	113.6%
	特定施設入居者生活介護	50,731	44,874	88.5%	58,748	58,257	99.2%	129.8%
	福祉用具貸与	38,008	43,317	114.0%	44,291	45,741	103.3%	105.6%
	特定福祉用具購入費	2,497	2,095	83.9%	2,442	2,384	97.6%	113.8%
住宅改修費		7,369	7,253	98.4%	7,642	6,957	91.0%	95.9%
居宅介護支援		72,320	77,483	107.1%	74,072	81,355	109.8%	105.0%
地 域 密 着 型	夜間対応型訪問介護	0	0	—	0	0	—	—
	認知症対応型通所介護	0	0	—	0	0	—	—
	小規模多機能型居宅介護	3,052	3,127	102.5%	3,357	1,882	56.1%	60.2%
	認知症対応型共同生活介護	63,573	62,519	98.3%	93,874	76,590	81.6%	122.5%
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	—	0	0	—	—
施 設	地域密着型介護老人福祉施設 入居者生活介護	0	0	—	0	0	—	—
	介護老人福祉施設	366,382	340,527	92.9%	368,739	346,889	94.1%	101.9%
	介護老人保健施設	233,983	205,930	88.0%	234,005	198,895	85.0%	96.6%
	介護療養型医療施設	0	0	—	—	0	—	—
介護給付費 合計		1,432,859	1,364,124	95.2%	1,561,771	1,416,352	90.7%	103.8%

(3) 予防給付によるサービス利用者数及び予防給付費の状況

予防給付によるサービス利用者の状況をみると、実績値はおおむね計画値の範囲内にあるものが多くなっています。

平成25年度で実績値が計画値を超えているサービスは、住宅改修の割合が最も多く、次いで介護予防支援となっています。

実績値の伸び率は、全体で110.0%となっています。

■ 予防給付によるサービス利用者数

単位：人

種 類		平成24年度			平成25年度			実績値 伸び率 (H25/H24)
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	
介護 予 防	介護予防訪問介護	515	408	79.2%	622	411	66.1%	100.7%
	介護予防訪問入浴介護	0	0	—	0	0	—	—
	介護予防訪問看護	36	13	36.1%	47	25	53.2%	192.3%
	介護予防訪問リハビリテーション	53	41	77.4%	71	18	25.4%	43.9%
	介護予防居宅療養管理指導	18	28	155.6%	24	22	91.7%	78.6%
	介護予防通所介護	411	441	107.3%	545	541	99.3%	122.7%
	介護予防通所リハビリテーション	355	260	73.2%	471	293	62.2%	112.7%
	介護予防短期入所生活介護	36	38	105.6%	47	17	36.2%	44.7%
	介護予防短期入所療養介護	0	13	—	0	13	—	100.0%
	介護予防特定施設入居者生活介護	55	34	61.8%	59	20	33.9%	58.8%
	介護予防福祉用具貸与	320	229	71.6%	424	277	65.3%	121.0%
特定介護予防福祉用具購入費		24	16	66.7%	24	19	79.2%	118.8%
住宅改修費		24	24	100.0%	24	32	133.3%	133.3%
介護予防支援		992	1,096	110.5%	1,036	1,211	116.9%	110.5%
地域 介護 密着 型	介護予防認知症対応型通所介護	0	0	—	0	0	—	—
	介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	—	0	0	—	—
	介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	—	0	7	—	—
予防給付サービス利用者 合計		2,839	2,641	93.0%	3,394	2,906	85.6%	110.0%

また、予防給付費でみても、実績値はおおむね計画値の範囲内にあるものが多くなっています。

平成25年度で実績値が計画値を超えているサービスは、介護予防支援の割合が最も多く、次いで住宅改修費、介護予防通所介護となっています。

実績値の伸び率は、全体で114.4%と伸びています。

■ 予防給付費

単位：千円

種 類		平成24年度			平成25年度			実績値 伸び率 (H25/H24)
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	
介護 予 防	介護予防訪問介護	9,886	7,523	76.1%	11,905	7,919	66.5%	105.3%
	介護予防訪問入浴介護	0	0	—	0	0	—	—
	介護予防訪問看護	843	426	50.5%	1,117	912	81.6%	214.1%
	介護予防訪問リハビリテーション	2,003	859	42.9%	2,653	641	24.2%	74.6%
	介護予防居宅療養管理指導	388	164	42.3%	515	158	30.7%	96.3%
	介護予防通所介護	15,266	16,204	106.1%	20,252	20,306	100.3%	125.3%
	介護予防通所リハビリテーション	16,828	11,300	67.1%	22,293	12,744	57.2%	112.8%
	介護予防短期入所生活介護	870	1,312	150.8%	1,152	469	40.7%	35.7%
	介護予防短期入所療養介護	0	397	—	0	358	—	90.2%
	介護予防特定施設入居者生活介護	3,448	2,584	74.9%	3,699	1,082	29.3%	41.9%
	介護予防福祉用具貸与	1,590	1,026	64.5%	2,107	1,635	77.6%	159.4%
特定介護予防福祉用具購入費		476	298	62.6%	476	424	89.1%	142.3%
住宅改修費		2,599	2,618	100.7%	2,599	3,003	115.5%	114.7%
介護予防支援		3,894	4,636	119.1%	4,067	5,205	128.0%	112.3%
地域 介護 密着 型	介護予防認知症対応型通所介護	0	0	—	0	0	—	—
	介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	—	0	0	—	—
	介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	—	0	1,617	—	—
予防給付費 合計		58,091	49,347	84.9%	72,835	56,473	77.5%	114.4%

3. 高齢者の生活実態 ～ニーズ調査結果からの抜粋～

(1) ニーズ調査の概要

① 調査目的

本調査を通じて、高齢者等の生活、介護等の状況を把握し、問題、要望を分析し、新たに策定する高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に反映させるために実施しました。

②調査対象・抽出方法・調査方法

調査対象	抽出方法	調査方法
一般高齢者（認定を受けていない65歳以上高齢者）1,000人	町内在住の65歳以上高齢者を対象とし、住民基本台帳より無作為に抽出。	郵送配布回収
要支援・要介護認定者 1,000人	町内在住の要支援・要介護認定者 619人を対象。（サービス利用者）	ケアマネジャーによる聞き取り調査
	認定者のうち無作為により 381名抽出。	郵送配布回収

③調査項目

- ・ご本人について ・家族や生活状況について ・運動・閉じこもりについて
- ・転倒について ・口腔・栄養について ・物忘れについて
- ・日常生活について ・社会参加について ・健康について
- ・介護保険サービスについて ・高齢者保健福祉全般について

④調査期間

平成26年6月1日から7月15日

⑤回収状況

対象者数	回収数	回収率
2,000件	1,455件	72.8%

⑥分析・表示

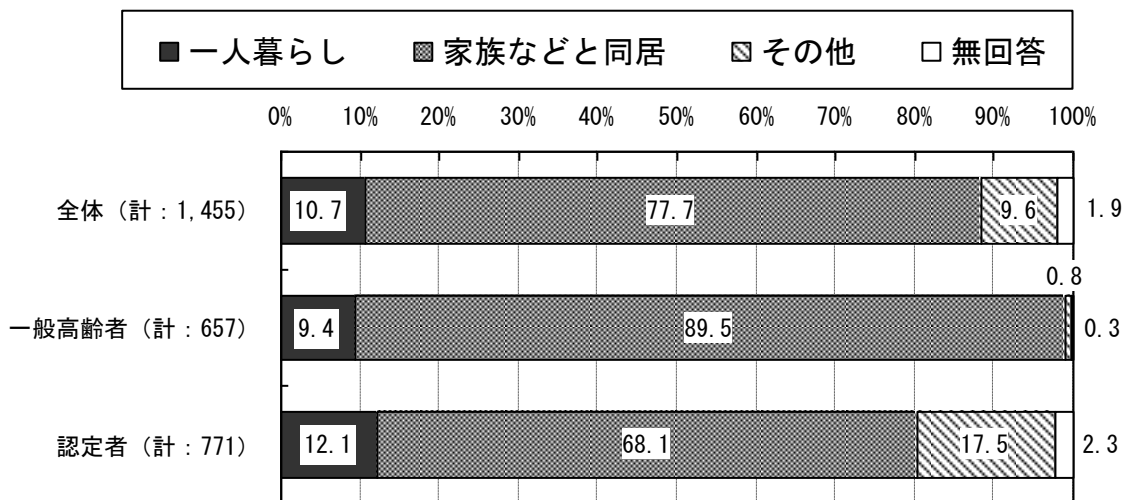
- ・比率は、小数点以下第2位を四捨五入しています。このため比率が0.05未満の場合には0.0と表記しています。また、合計が100.0%とならないこともあります。
- ・複数回答の項目については、原則として、その項目に対しての有効回答者の数を基数とし、比率算出を行っています。このため、比率計が100%を超えることがあります。
- ・グラフ中の（計：〇〇）という表記は、その項目の有効回答者数で、比率算出の基礎となります。
- ・クロス集計については、集計の都合上、無回答者を除いた集計となっている部分があり、単純集計の結果と合致しない場合があります。

(2) 家族構成について

① 家族構成

○家族構成について、「一人暮らし」は、一般高齢者で9.4%、認定者で12.1%となっています。一人暮らし高齢者に対しては、緊急時や災害時の支援・援助、声かけなど、地域の支えあいや見守り活動などの充実が求められています。

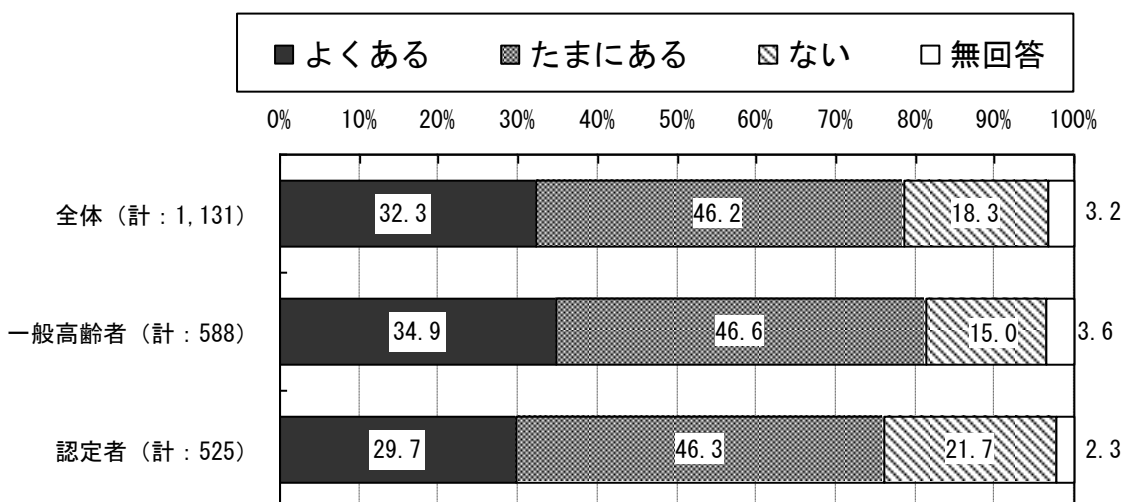
【家族構成】



② 日中独居

○家族と同居している高齢者の日中独居の状況をみると、「よくある」が3割を占めています。

【日中独居】

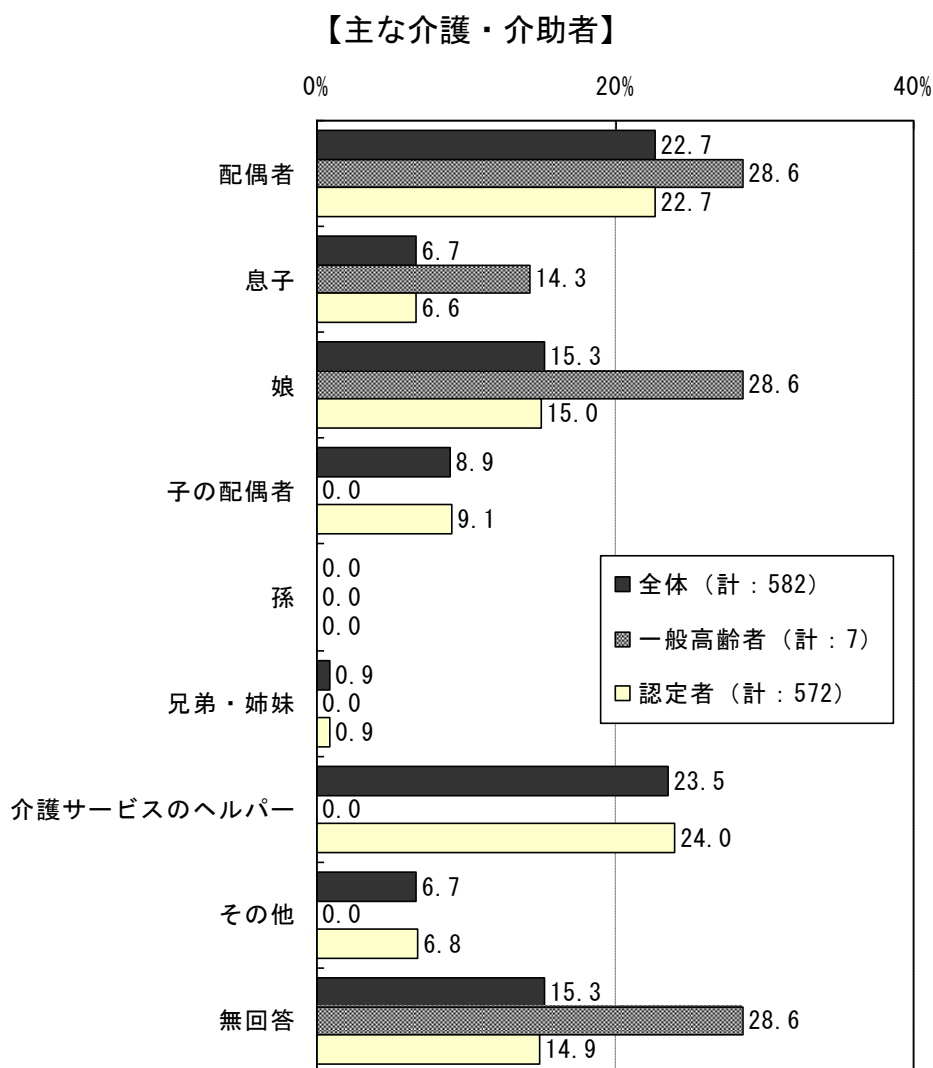


(3) 介護・介助について

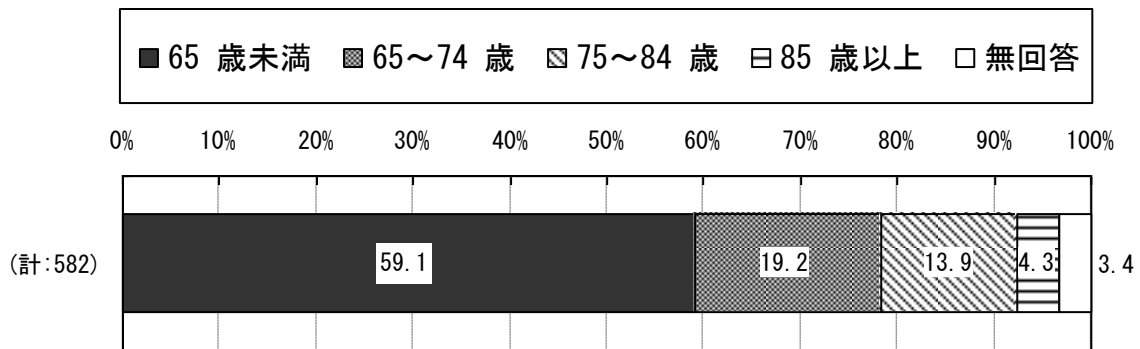
① 介護・介助の状況

○普段の生活でどなたかの介護・介助を受けていると答えた方のうち、主な介護者については、一般高齢者では、「配偶者」と「娘」がそれぞれ28.6%で、合わせて全体の6割近くを占めており、認定者では、「介護サービスヘルパー」が24.0%、次いで「配偶者」が22.7%と、合わせて全体の5割近くを占めています。

○主な介護者の年齢をみると、65歳未満が約6割を占めていますが、いわゆる老老介護（65歳以上）も3割以上を占めています。（21ページ上図参照）高齢化がさらに進展していく中、老老介護世帯についても、増加していくことが見込まれることから、介護者の負担軽減や生活を支えるためのサービスの充実が求められています。



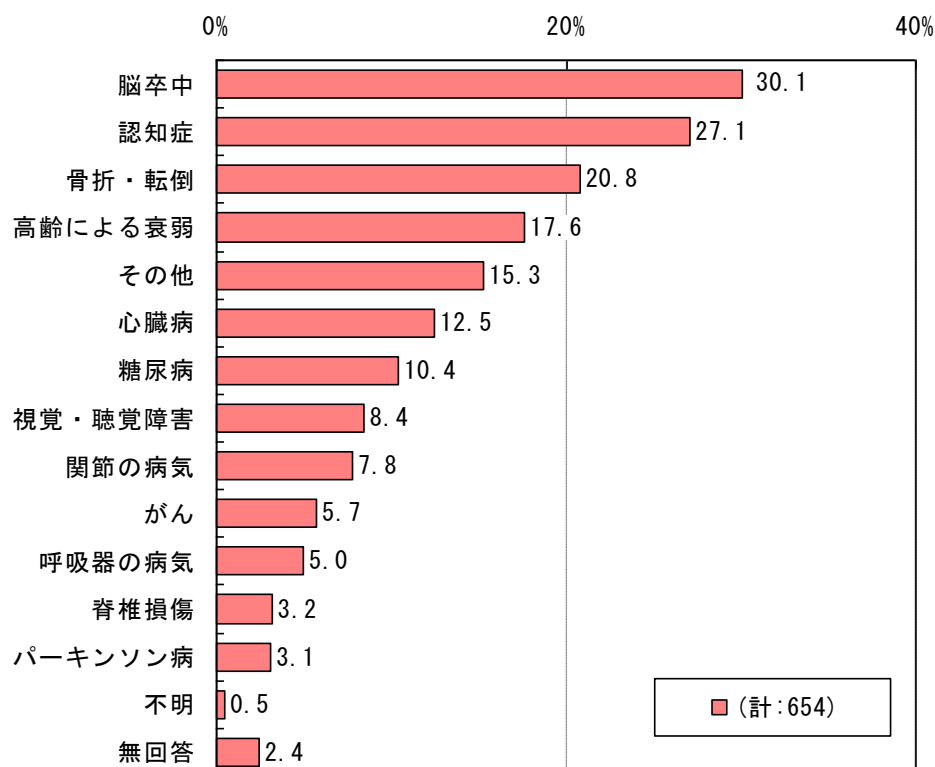
【主な介護・介助者の年齢（介護サービスのヘルパーを除く）】



② 介護・介助が必要になった理由

○何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない、又は、現在、何らかの介護を受けていると答えた方のうち、介護・介助が必要になった主な理由については、「脳卒中」が30.1%と最も多く、次いで「認知症」(27.1%)、「骨折・転倒」(20.8%)となっています。今後も高齢化が進展します。これらの高齢者が要介護状態にならないためにも介護予防事業の参加を促すことが求められます。介護保険料の上昇を抑えるためにも、介護予防は重要な課題となっています。

【介護・介助が必要になった理由】



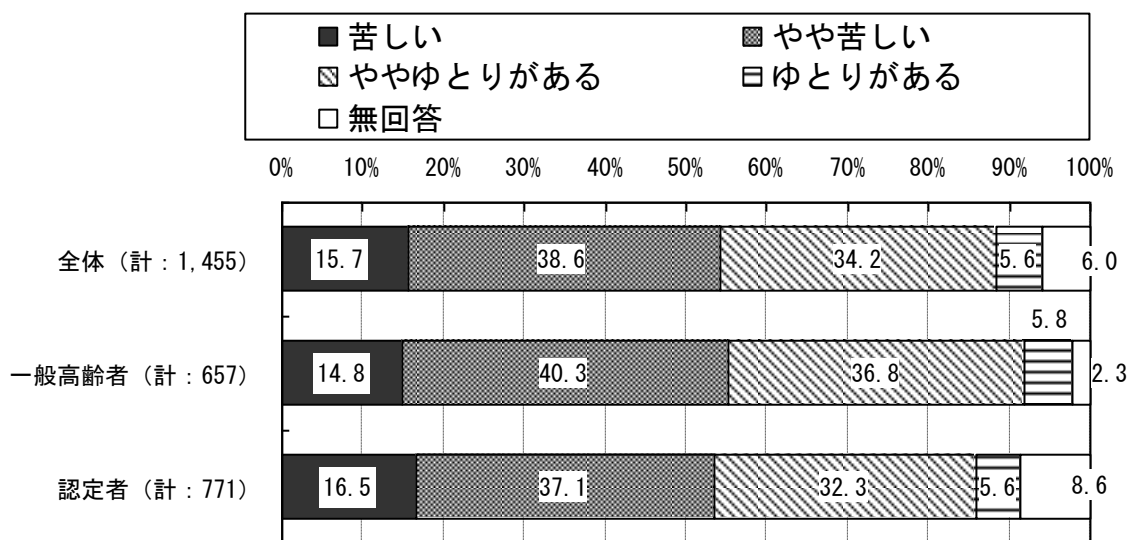
(4) 日常生活の状況について

① 暮らしの状況

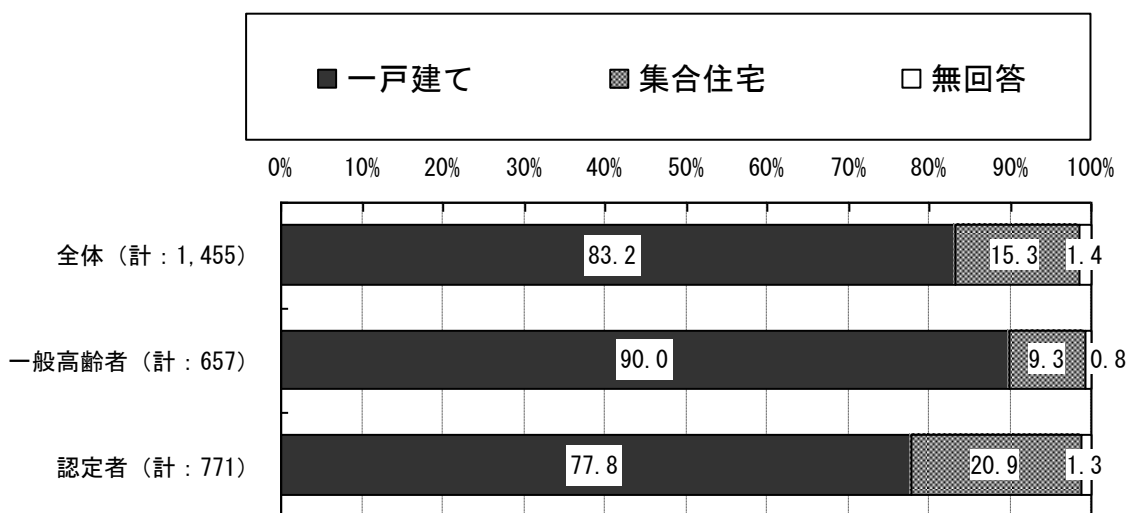
〇暮らしの状況については、「苦しい」と回答した方は認定者の割合が高くなっていますが、「苦しい」と「やや苦しい」を合わせると一般高齢者の方より認定者の割合の方が低くなっています。

〇住まいの形態については、「一戸建て」が8割を占めています。

【経済状況】



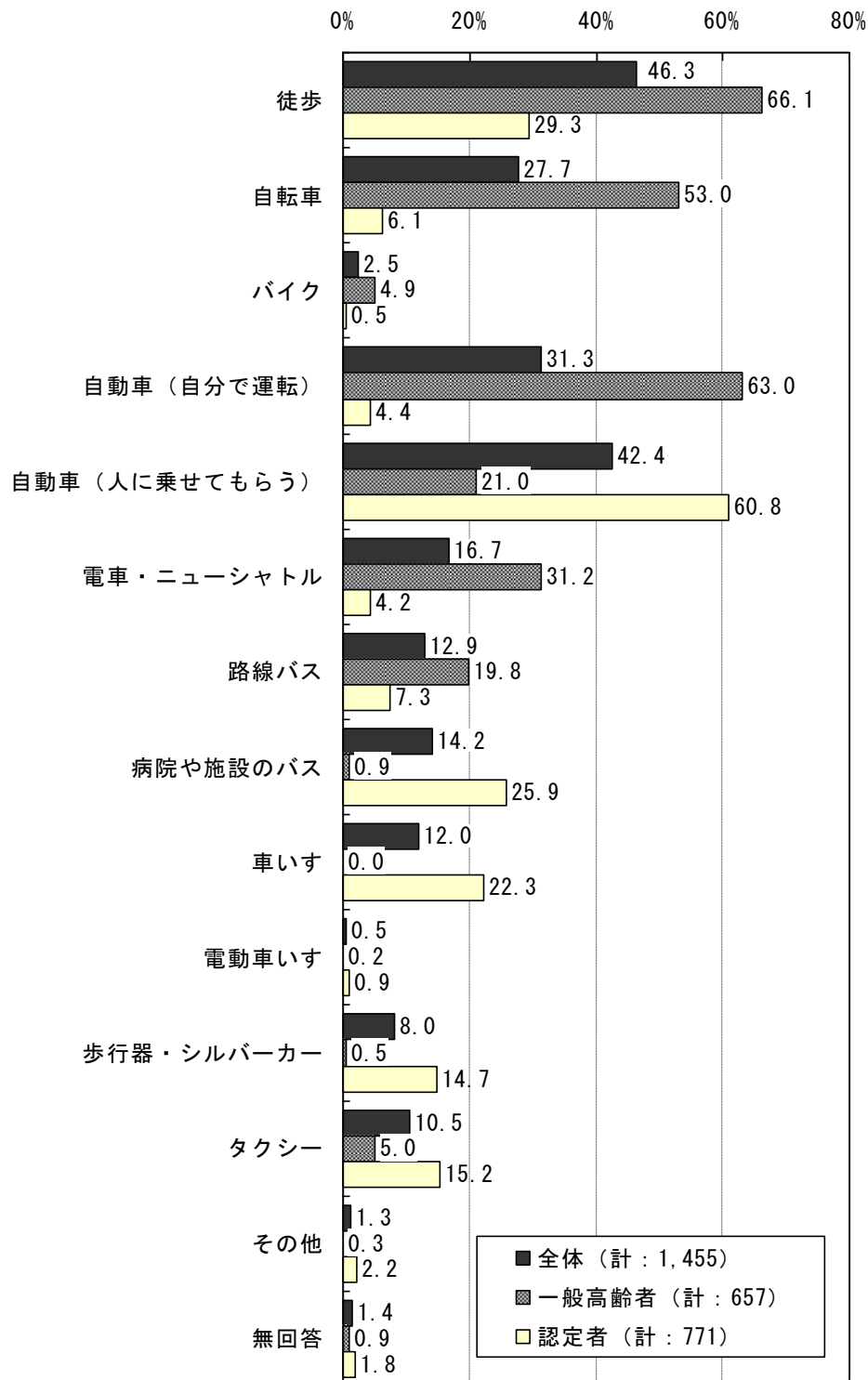
【居住の形態】



② 外出手段

○外出する手段については、一般高齢者の多くは、「徒歩」、「自動車（自分で運転）」、「自転車」と回答しています。また、認定者では、「自動車（人に乗せてもらう）」、「徒歩」、「病院や施設のバス」と回答しています。

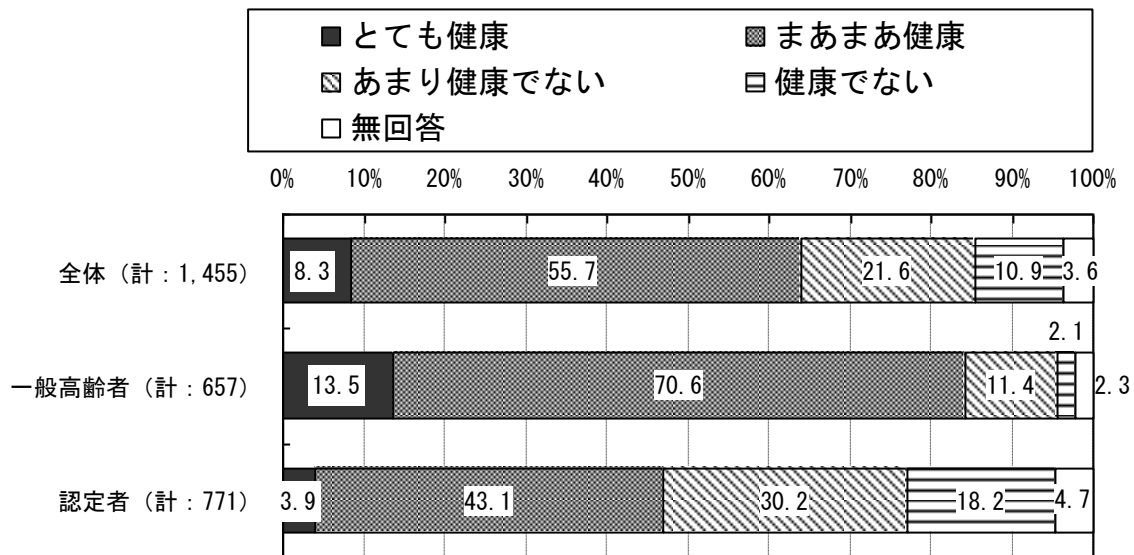
【主な外出手段】



③ 健康観

○高齢者の主観的な健康観については、「とても健康」又は「まあまあ健康」と回答した割合は、一般高齢者が約8割、認定者で約5割となっています。

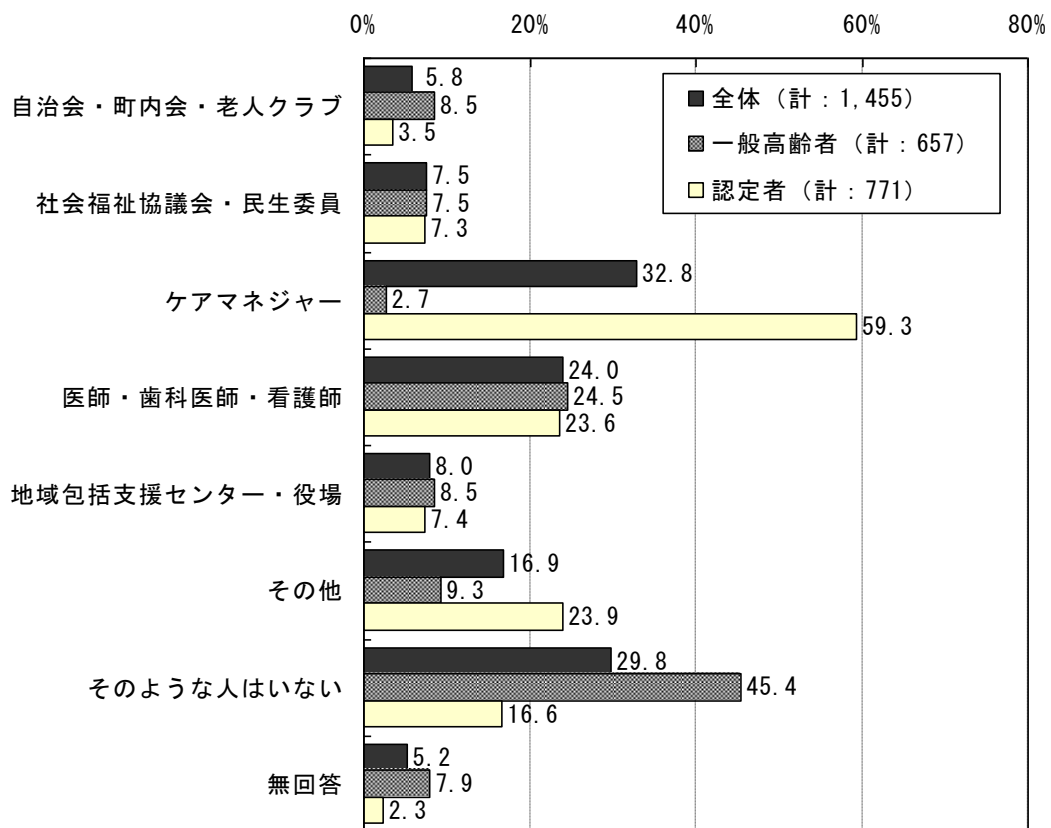
【健康観】



④ 家族以外の相談相手

○家族以外の主な相談相手については、一般高齢者では「医師・歯科医師・看護師」となっていますが、認定者では、「ケアマネジャー」が最も多くなっています。
また、「そのような人はいない」という回答が一般高齢者では45.4%、認定者では16.6%います。身近な相談窓口としての地域包括支援センターなどの機能の強化が求められています。

【主な相談相手】

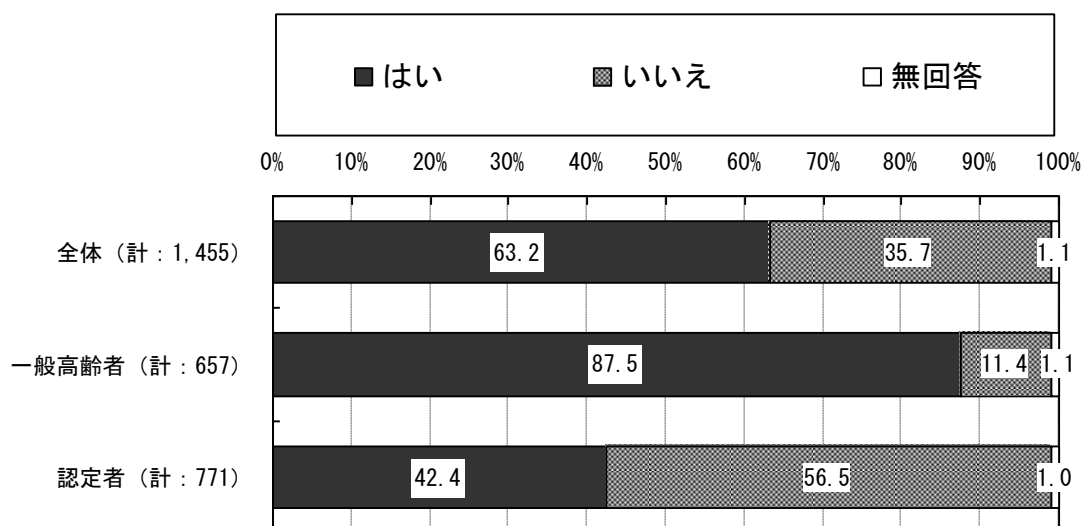


⑤ 趣味や生きがい

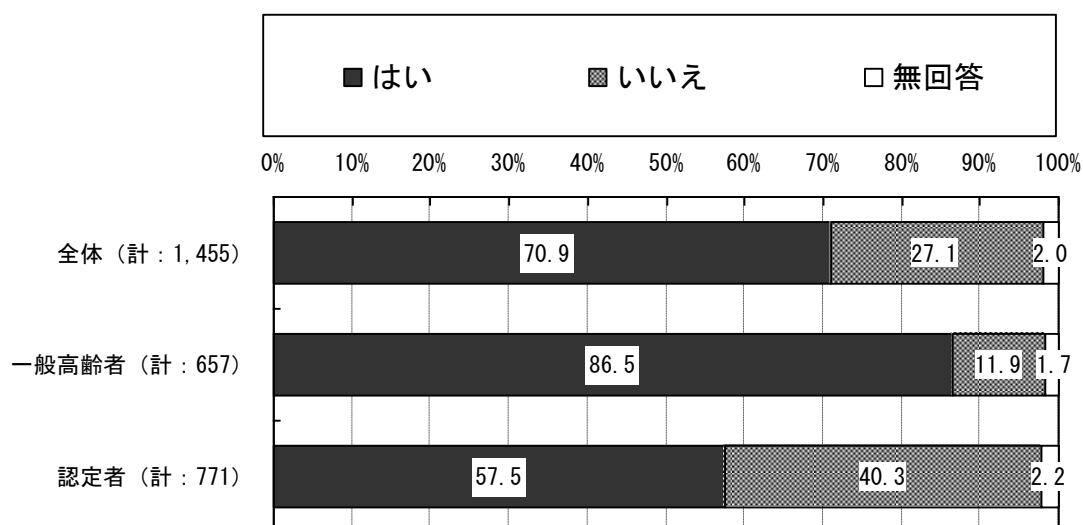
○「趣味を持っていない」と回答した方は、一般高齢者で11.4%、認定者で56.5%となっています。また、「生きがいがない」と回答した方は、一般高齢者で11.9%、認定者で40.3%となっています。

○健康であることが生きがいを持ちやすい条件のひとつではありますが、健康状態や要介護等の状態にかかわらず、高齢者一人ひとりがそれぞれの状況と能力・興味等に応じた趣味や生きがいを持って暮らせるよう、生きがいづくりへの支援が求められています。

【趣味の有無】



【生きがいの有無】



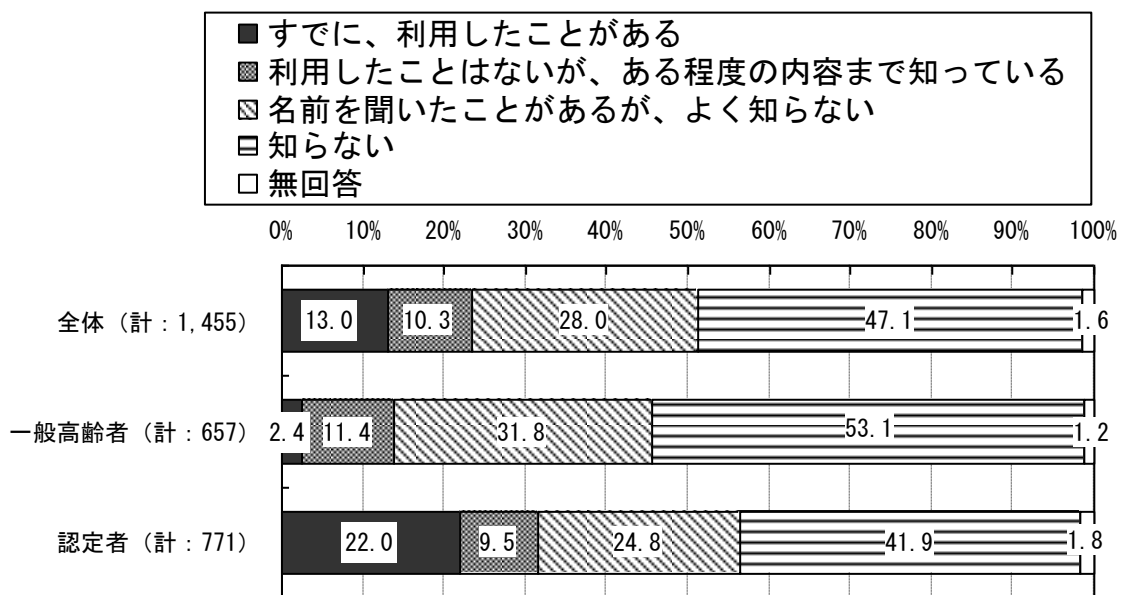
(5) 介護保険・高齢者福祉について

① 地域包括支援センターの認知度

○「地域包括支援センター」について、一般高齢者で53.1%、認定者で41.9%が「知らない」と回答しています。

○高齢者にとって、最も身近なサービスや相談拠点である地域包括支援センターの周知を図り、認知度を向上させるとともに利用の促進が求められています。

【地域包括支援センターの認知度】

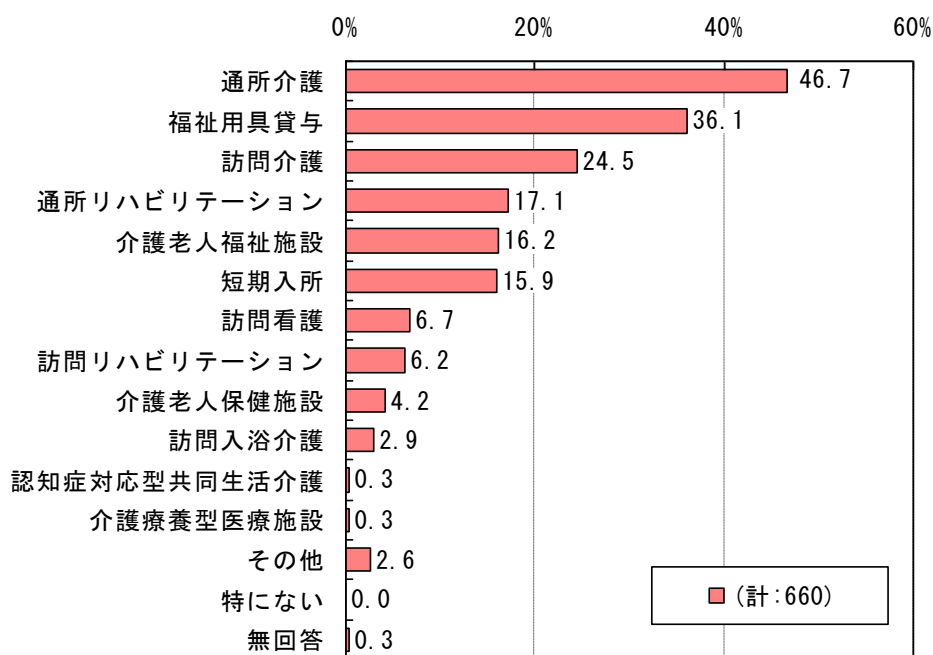


② 【サービス利用者】現在利用しているサービスと今後利用したいサービス

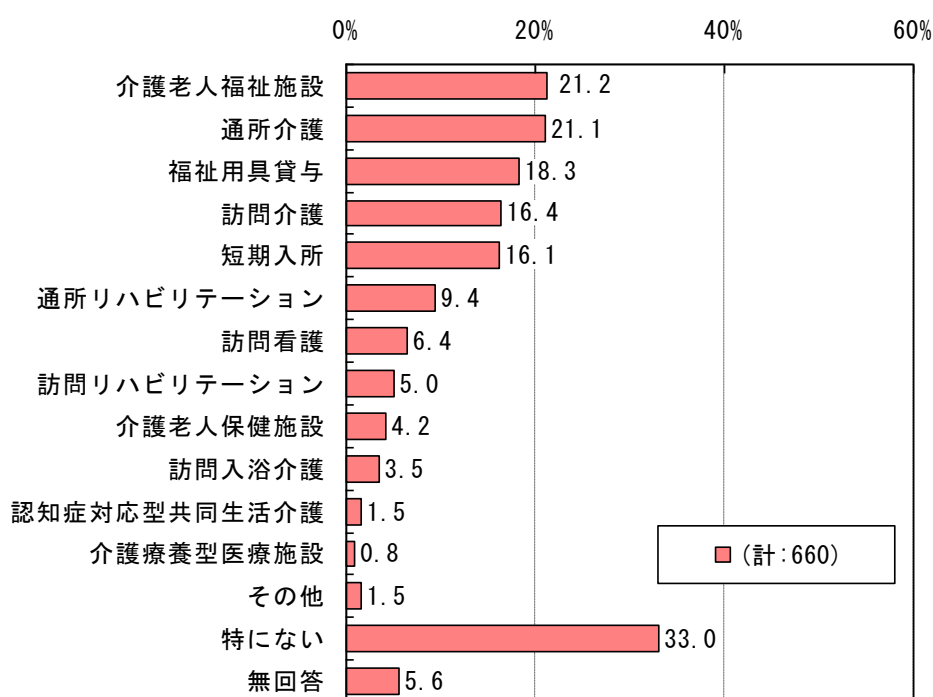
○現在利用しているサービスは、「通所介護」、「福祉用具貸与」、「訪問介護」が上位にあがっています。

○今後利用したいサービスとして、「介護老人福祉施設」、「通所介護」、「福祉用具貸与」が上位にあがっています。

【現在利用しているサービス】



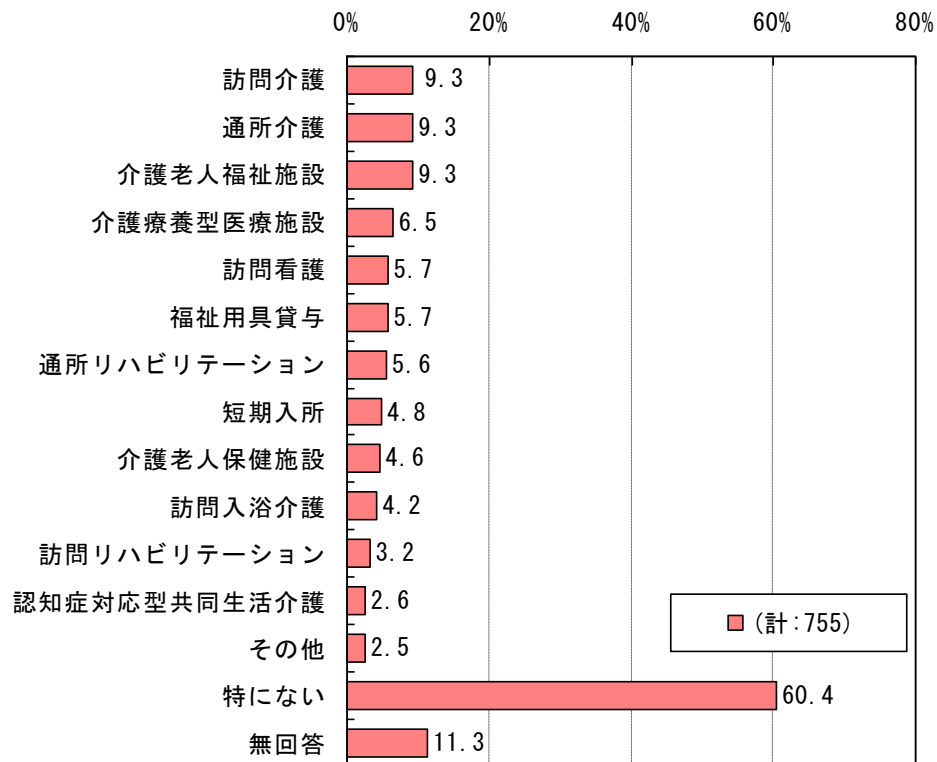
【今後利用したいサービス】



③ 【サービス未利用者】今後利用したいサービス

○今後利用したいサービスとして、「訪問介護」、「通所介護」、「介護老人福祉施設」が上位にあがっています。

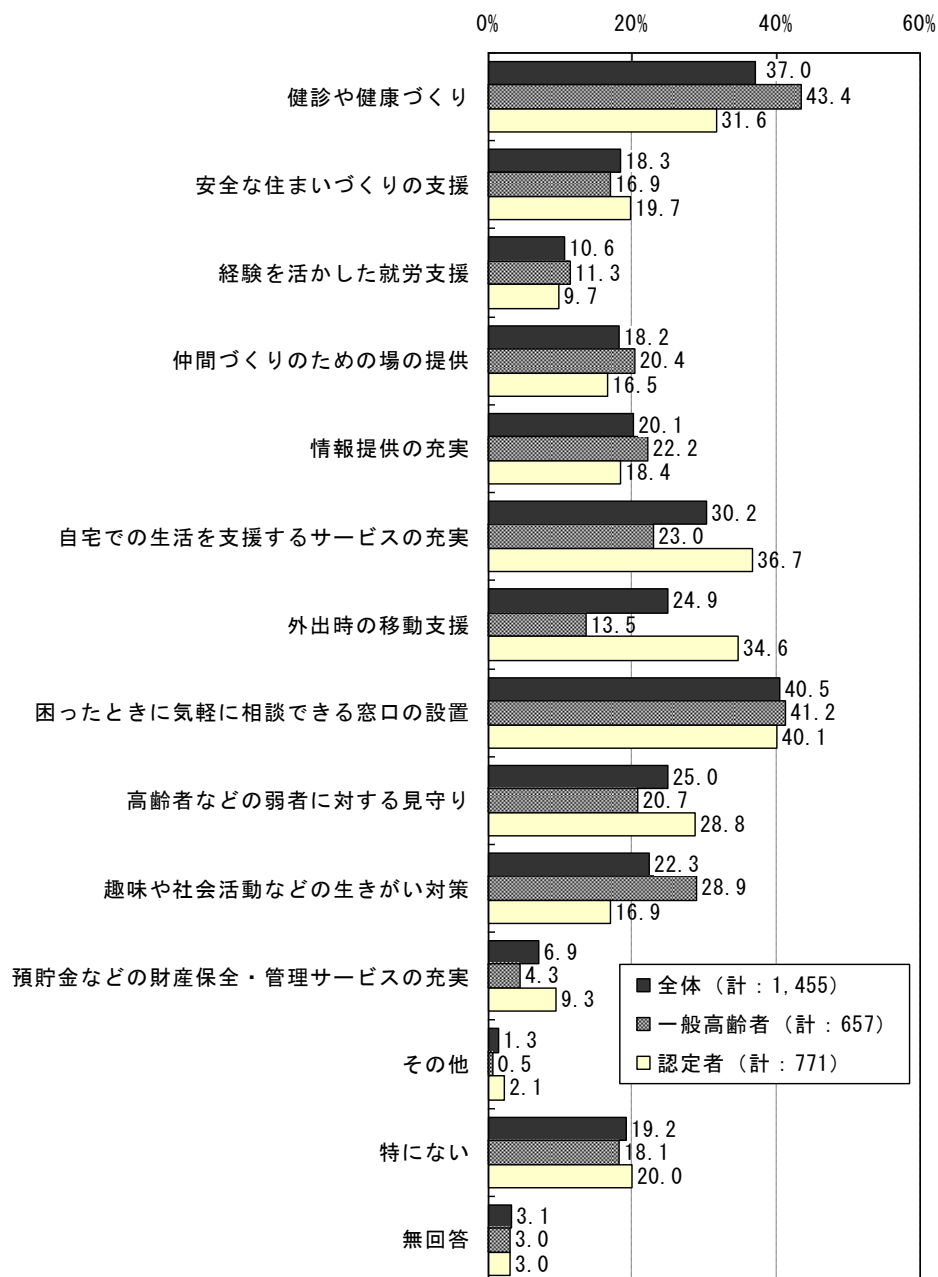
【今後利用したいサービス】



④ 行政への要望

○行政に期待することとして、一般高齢者では、「健診や健康づくり」、「困ったときに気軽に相談できる窓口の設置」などが上位にあがっています。また、認定者では、「困ったときに気軽に相談できる窓口の設置」、「自宅での生活を支援するサービスの充実」、「外出時の移動支援」など在宅支援が上位にあがっています。

【行政への要望】



第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本となる視点

(1) 平成37年を見据えた中長期的な取り組み

第3期計画から第5期計画までの中期的な視点からの取り組みにおいては、地域包括ケアシステムの確立に向けて、介護予防や健康づくり、地域づくり等を念頭に置き、様々な取り組みを推進してきました。

団塊の世代が75歳以上となる平成37年には、高齢化が一層進行することや、認知症高齢者や一人暮らし高齢者、高齢者夫婦のみの世帯のさらなる増加が見込まれます。

そのため、第6期計画となる本計画においては、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続して営むことができるよう、「介護」・「予防」・「医療」・「生活支援」・「住まい」の5つのサービスを一体的に提供するための地域包括ケア体制を構築していく必要があります。

(2) 誰もがいきいきと暮らせるまちづくり

高齢化が進行する中で、高齢者が家庭や地域において、心身ともに健やかに高齢期を過ごすことは、生活の質を確保・向上していく上で重要な視点となります。

そのためには、高齢者が健康を保持し、社会参加による生きがいづくりや就労など様々な分野でいきいきと活動していけるよう介護予防事業等により支援していくとともに、介護を要する状態等になった場合でも自分らしくいきいきと、可能な限り住み慣れた地域で暮らすことができる環境を整備していく必要があります。

(3) 高齢者等の人権の尊重と権利擁護

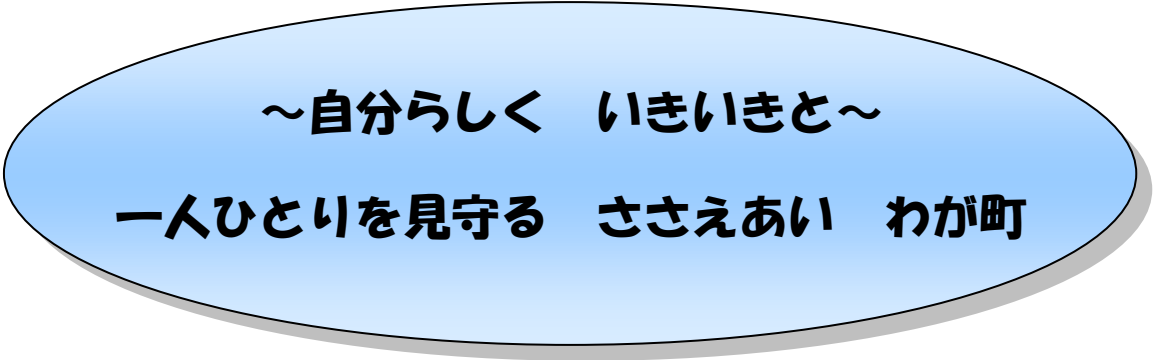
高齢者や障害のある方、介護が必要な方等をはじめ、すべての町民の人権が尊重され、地域の人々が支え合いながら暮らせる地域の構築を目指す必要があります。

また、高齢者虐待防止への取り組みや成年後見制度の普及と適切な利用に取り組むとともに、認知症に関する正しい知識と理解に基づく家族への適切な支援体制を構築し、地域全体で支え合う、安心・安全に暮らせるまちづくりを推進していく必要があります。

(4) 多様なサービスの充実

高齢者が介護や支援が必要な状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で、安心して暮らすことができるよう、在宅サービスや医療サービス、地域における見守りなどの多様なサービスの充実が必要です。

2. 基本理念

A light blue oval with a black border and a subtle drop shadow. Inside the oval, the text is written in a bold, black, sans-serif font. The text is arranged in two lines: the top line reads '~自分らしく いきいきと~' and the bottom line reads '一人ひとりを見守る ささえあい わが町'.

**～自分らしく いきいきと～
一人ひとりを見守る ささえあい わが町**

本町の高齢化率は平成26年4月現在、20.0%となっています。また、人口推計では高齢化率が平成29年には22.1%、平成37年には23.5%と約4人に1人が65歳以上になり、ますます高齢化が進むと予想されています。こうした中、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。

本町では、第5期計画において、「～自分らしく いきいきと～ 一人ひとりを見守る ささえあい わが町」を基本理念に、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できる環境づくりを目指してきました。

第6期計画においても引き続き基本理念を踏襲し、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続して営むことができるよう、「介護」・「予防」・「医療」・「生活支援」・「住まい」の5つのサービスを一体的に提供するための地域包括ケアの構築をしていきます。

また、すべての高齢者が尊厳を保ちながら健康づくりや生きがいづくりなど多様な社会参加を果たし、必要とするサービスを受けながら、生涯にわたってできるだけ住み慣れた地域で生活することができる住みよいまちの実現を目指します。

さらに、介護が必要となったときに、適切な介護保険サービスが提供できるように、在宅サービスの充実に取り組んでいきます。

3. 基本目標

基本目標1

健康でいきいきと暮らせるまちに

高齢者一人ひとりが、健康でいきいきと住み慣れた地域で暮らしていけるよう支援していくことを基本に、生活習慣病や加齢・疾病による機能低下を防ぎ、健康で長生きができるための高齢者の健康づくりや、地域の様々な介護予防の取り組みや活動に参加できるよう、関係機関と連携し、介護予防の充実を図ります。

また、高齢者が地域でより充実した生活が送れるように、就労支援や社会参加の機会を促進し、自主的な活動を支援していきます。

基本目標2

住み慣れた地域で安心して暮らせるまちに

高齢者が可能な限り、住み慣れた地域において継続して生活ができるように、地域包括支援センターを中心とし、「介護」・「予防」・「医療」・「生活支援」・「住まい」の5つのサービスを包括的かつ継続的に提供する地域包括ケア体制の充実を図ります。

また、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者及びその家族が安心して生活を送るためには、地域の見守り活動が重要な役割を果たします。見守り体制の充実を図るとともに、高齢者の人権を尊重した地域づくりを進め、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

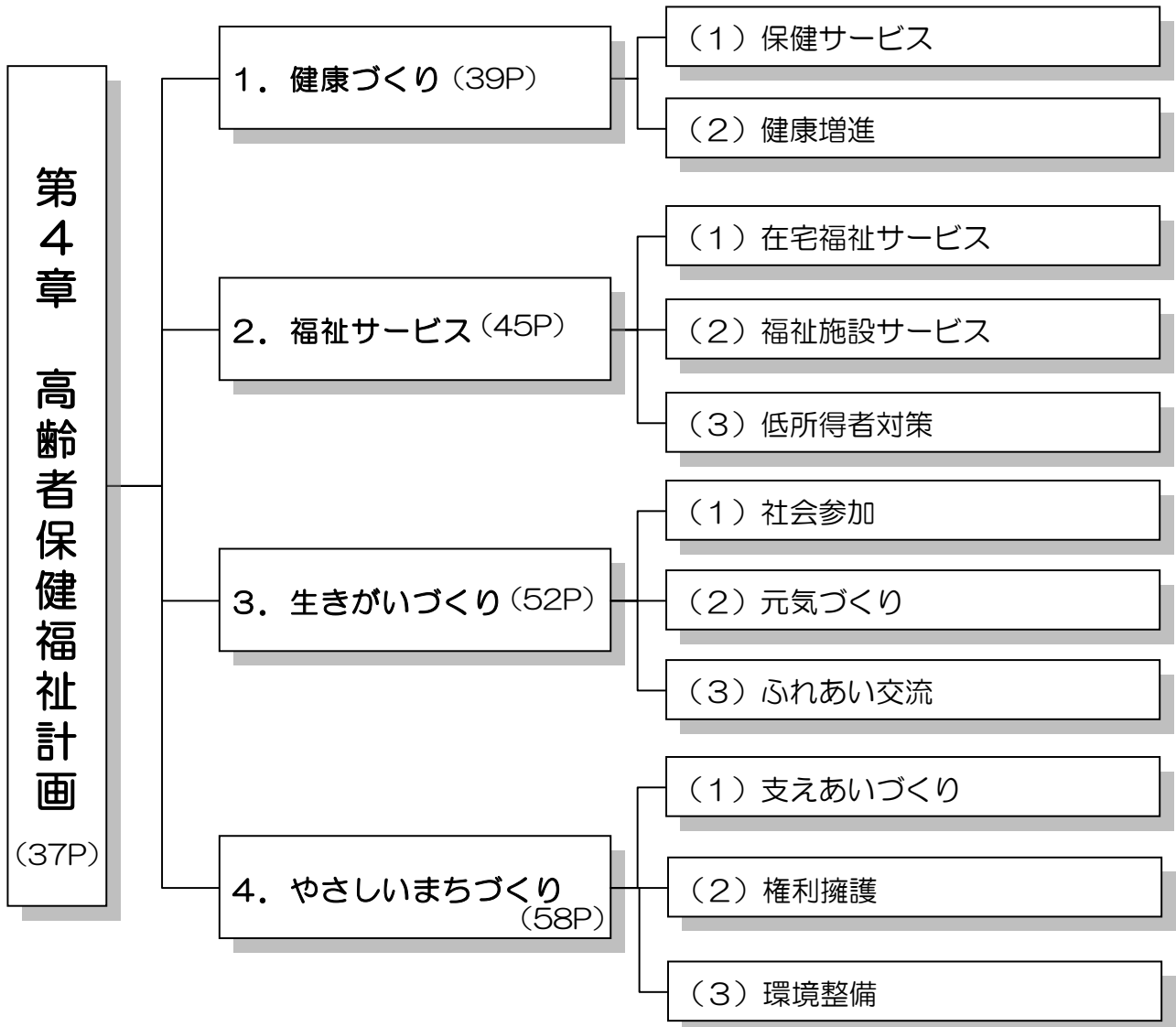
基本目標3

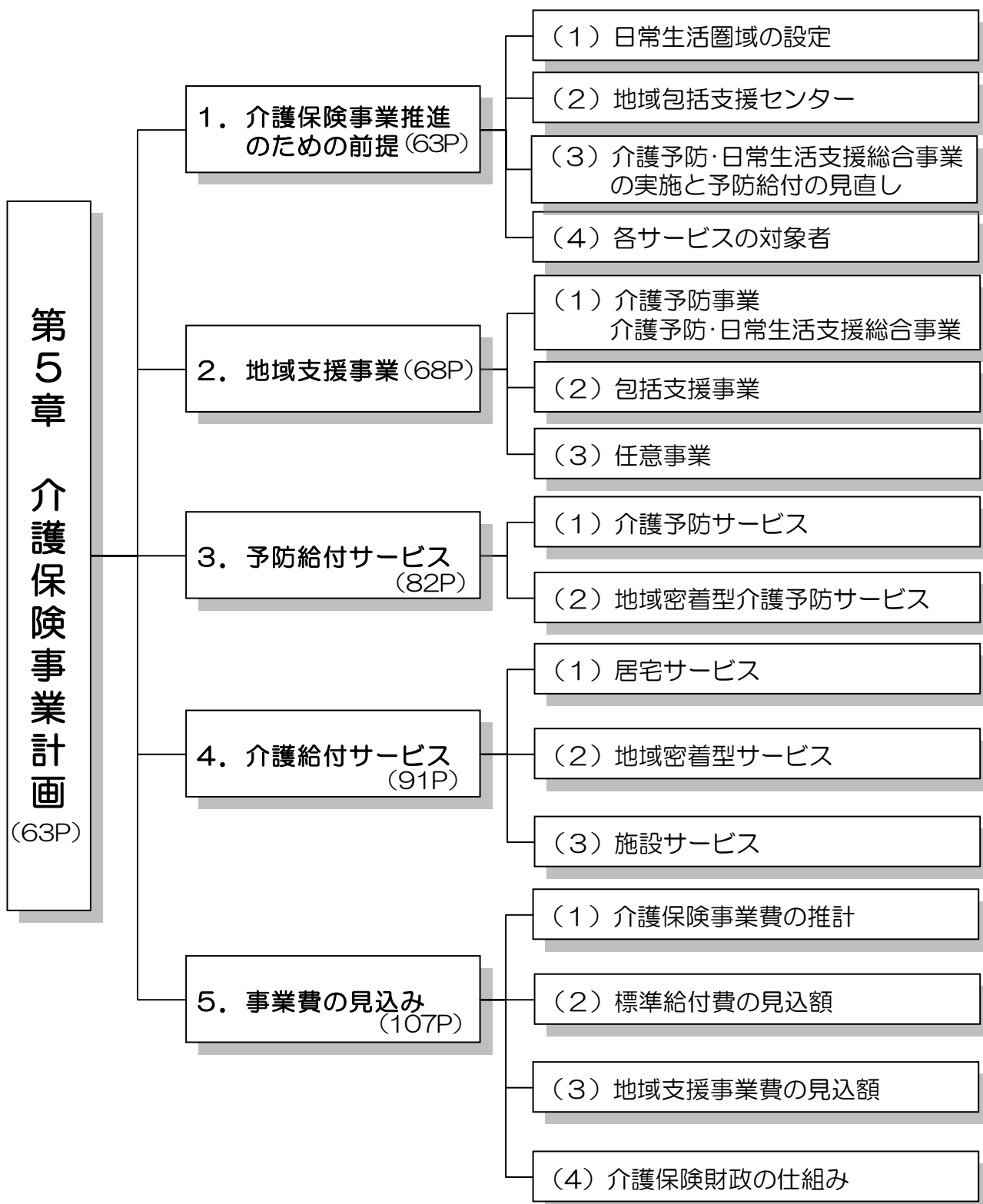
充実した介護サービスが使えるまちに

介護が必要な状況になった高齢者が、自らの意思でサービスを選択し、尊厳をもって生活することができるよう、介護保険の各種サービスの充実を図ります。

保険者である町は、利用者が安心してサービスを受けることができるよう、より一層の質の向上に努めます。また、住み慣れた身近な地域で生活できるよう、地域におけるサービス基盤の充実を図ります。

4. 施策の体系



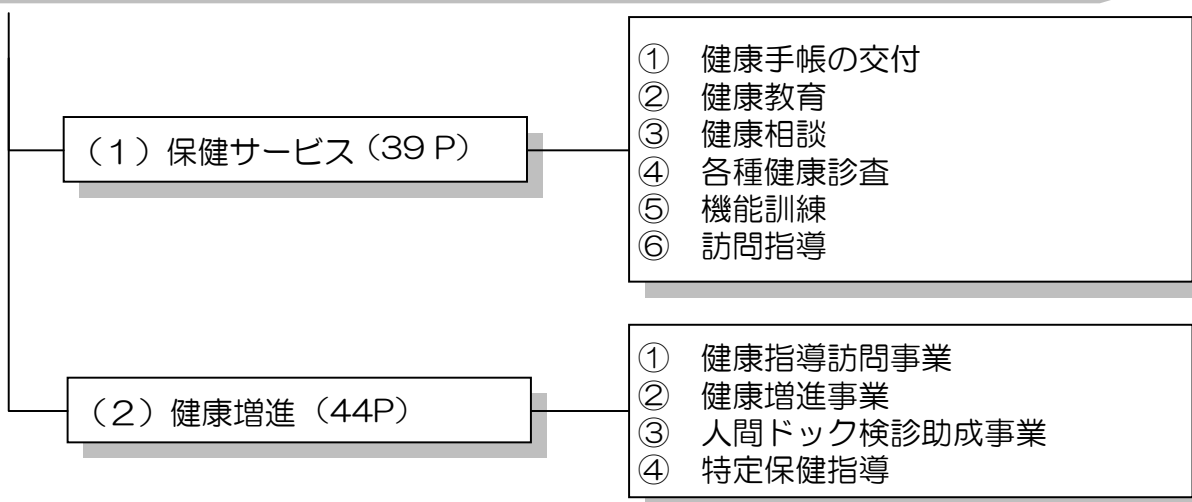


第4章

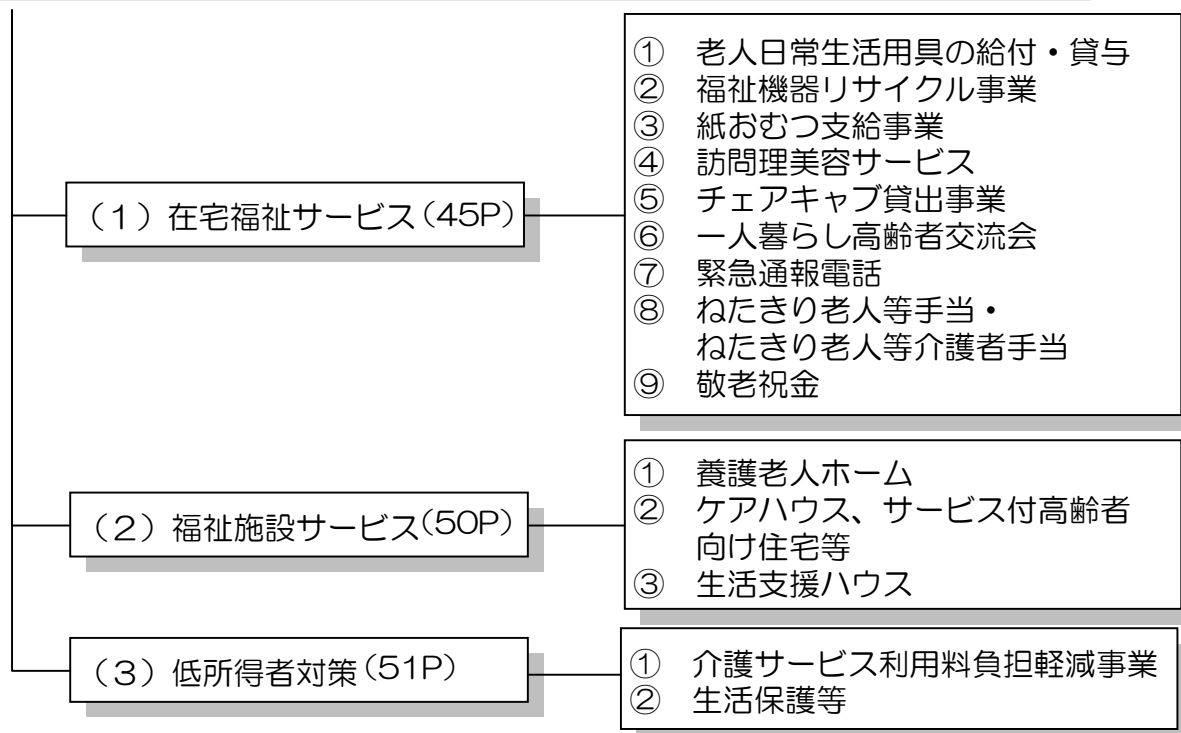
高齢者保健福祉計画

第4章 高齢者保健福祉計画

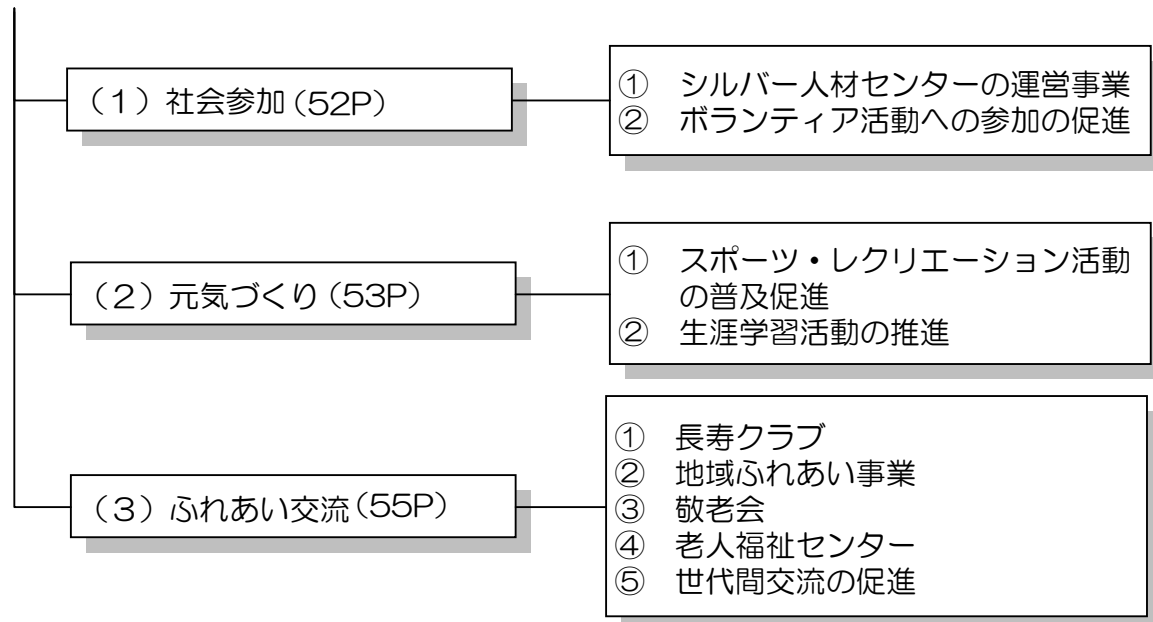
1. 健康づくり



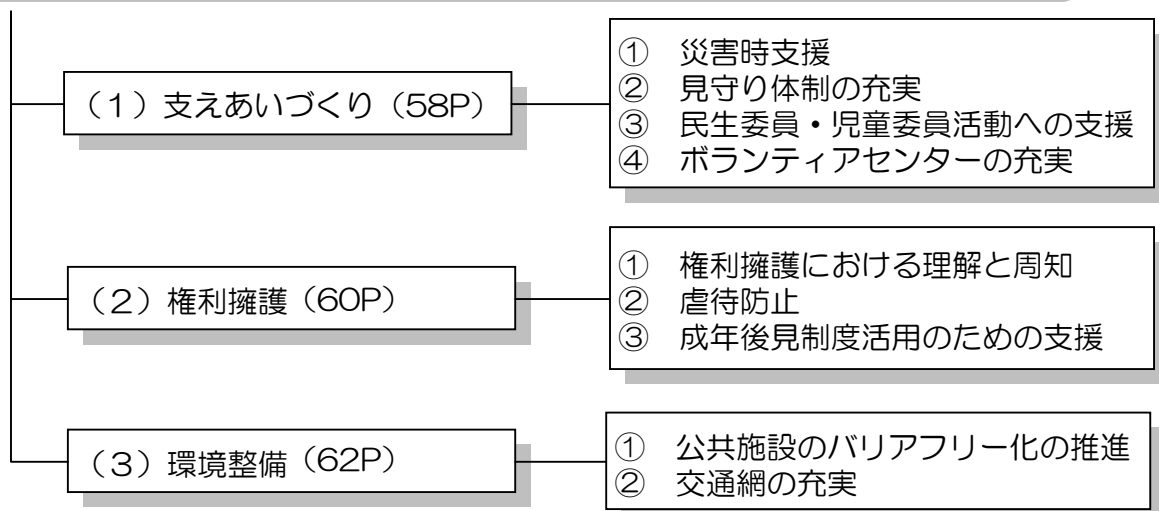
2. 福祉サービス



3. 生きがいづくり



4. やさしいまちづくり



1. 健康づくり

(1) 保健サービス

① 健康手帳の交付

◆事業の内容◆

医療や健康診査の記録をすることにより、健康管理と適切な医療を受けるための目安としてもらうため、40歳以上の希望者に健康手帳を交付する事業です。

◆今後の方向性◆

健康手帳をより活用するため、交付時に活用方法について啓発を行う他、がん検診や健康相談等あらゆる機会に必要な指導を行います。

■実績と見込量

単位：人

	実績			見込量		
年度	24年度	25年度	26年度見込	27年度	28年度	29年度
交付人数	622	596	600	630	660	700

② 健康教育

◆事業の内容◆

生活習慣病の予防及び介護を要する状態になることの予防、その他健康に関する事項について、正しい知識の普及を図るとともに、適切な指導や支援を行うことによって、自らの健康を自らで守る認識と自覚を高め、壮年期からの健康の保持・増進を図ることを目的とする事業です。

◆今後の方向性◆

今後も40～64歳の方を対象に、生活習慣病等の早期予防と介護予防の知識の普及を図ります。

■実績と見込量

単位：回

	実績			見込量		
年度	24年度	25年度	26年度見込	27年度	28年度	29年度
開催回数	91	87	91	92	94	96

③ 健康相談

◆事業の内容◆

40歳以上の方及びその家族を対象として、保健センター等身近な拠点において、保健師や栄養士が心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に役立てることを目的に実施する事業です。

◆今後の方向性◆

町内在住の方を対象に、幅広く、重点健康相談と総合健康相談を実施します。また、同時に検尿・血圧測定等も行います。

■実績と見込量

単位：回、人

		実績			見込量		
年度		24 年度	25 年度	26 年度見込	27 年度	28 年度	29 年度
重点 健康相談	開催回数	5	5	5	5	5	5
	延べ人数	288	202	200	210	220	230
総合 健康相談	開催回数	57	60	60	60	60	60
	延べ人数	937	941	950	960	970	980

④ 各種健康診査

◆事業の内容◆

病気の早期発見と予防のために、健康診査、歯周疾患検診、がん検診を実施しています。がん、心臓病、脳卒中等生活習慣病を予防する一環として、これらの疾患のある方を早期に発見し、必要な方に対しては栄養や運動等に関する保健指導や健康管理に関する正しい知識の普及を行い、壮年期からの健康についての認識と自覚の高揚を図るための事業です。

◆今後の方向性◆

●健康診査

40～74歳の国民健康保険制度の加入者及び75歳以上の後期高齢者医療制度の加入者を対象に健康診査を年に1回実施していきます。

■実績と見込量

単位：％

		実績			見込量		
年度		24年度	25年度	26年度見込	27年度	28年度	29年度
健康診査 受診率	40歳～ 74歳	52.5	53.9	54	52	54	56
	75歳以上	51.3	51.7	52	52	53	54

●歯周疾患検診

今後も40歳以上の方を対象に歯周疾患検診を実施し、歯周疾患の予防と歯周疾患に関する知識の普及のため、受診人員の向上を図ります。

■実績と見込量

単位：人

		実績			見込量		
年度		24年度	25年度	26年度見込	27年度	28年度	29年度
受診者数		35	39	40	45	50	55

●がん検診

今後も引き続き、胃がん、肺がん、大腸がん検診は40歳以上の方を対象に年に1回、子宮がん検診は20歳以上、乳がん検診は40歳以上の方を対象に、同一人に対して2年に1回、前立腺がん検診は50歳以上の方を対象に実施していきます。

また、さらに各種がん検診の充実を図るとともに、早期発見につながる効果的な検査方法の充実を図ります。

■実績と見込量

単位：人

		実績			見込量		
年度		24年度	25年度	26年度見込	27年度	28年度	29年度
胃がん 検診	対象者数	10,899	12,517	14,838	15,200	15,600	16,000
	受診者数	384	506	600	660	730	790
	受診率	3.5	4.0	4.0	4.3	4.7	4.9
肺がん 検診	対象者数	10,899	12,517	14,838	15,200	15,600	16,000
	受診者数	201	317	350	360	370	380
	受診率	1.8	2.5	2.4	2.4	2.4	2.4
子宮 がん 検診	対象者数	9,193	9,447	9,572	9,700	9,800	9,900
	受診者数	1,133	1,206	1,150	1,250	1,350	1,450
	受診率※	26.1	24.8	24.6	24.7	26.5	28.3
乳がん 検診	対象者数	6,863	7,598	7,935	8,100	8,300	8,500
	受診者数	687	852	870	920	970	1,020
	受診率※	22.5	20.3	21.7	22.1	22.8	23.4
大腸 がん 検診	対象者数	10,899	12,517	14,838	15,200	15,600	16,000
	受診者数	3,853	3,970	4,100	4,350	4,500	4,750
	受診率	35.4	31.7	27.6	28.6	28.8	29.7
前立腺 がん 検診	対象者数	3,265	7,674	7,794	8,000	8,200	8,400
	受診者数	1,105	1,086	1,100	1,150	1,200	1,250
	受診率	33.8	14.2	14.1	14.4	14.6	14.9

※子宮がん検診、乳がん検診の受診率については、当年度受診者と前年度受診者を当年度対象者で割った率

⑤ 機能訓練

◆事業の内容◆

疾病、外傷、老化等により心身の機能が低下している方に対して、心身機能の維持・回復に必要な訓練を行うことにより、閉じこもりを防止するとともに、機能維持・回復を図り、日常生活の自立を助け、要介護状態になることを防止する事業です。

◆今後の方向性◆

今後も事業を継続して実施し、心身機能の回復に必要な訓練を行うことにより、生活意欲を向上させ、要介護状態への移行の防止を図ります。また、65歳以上の方は地域支援事業として継続的に実施し、介護予防効果の向上を図ります。

■実績と見込量

単位：人

		実績			見込量		
年度		24年度	25年度	26年度見込	27年度	28年度	29年度
参加延 べ人数	40歳～64歳	17	18	21	22	22	22
	65歳以上	73	63	63	88	88	88

⑥ 訪問指導

◆事業の内容◆

疾病や要介護状態になりやすい人、ねたきりの状態にある人又はこれに近い状態にある人及びその家族を保健師や看護師が訪問し、健康に関する問題を総合的に把握し、健康づくりや介護予防のために必要な指導を行う事業です。

◆今後の方向性◆

今後も事業を継続し、心身機能の低下防止と健康の保持・増進、要介護状態への移行の防止に努めます。また、65歳以上の方は地域支援事業として継続的に実施し、介護予防効果の向上を図ります。

■実績と見込量

単位：回、人

		実績			見込量		
年度		24年度	25年度	26年度見込	27年度	28年度	29年度
訪問回数		48	49	48	50	52	54
実施 人数	40歳～64歳	1	2	2	3	4	5
	65歳以上	3	3	2	2	2	2

(2) 健康増進

① 健康指導訪問事業

◆事業の内容◆

医療機関への重複・頻回受診の方などを対象に、看護師を派遣して訪問指導を行う事業です。

◆今後の方向性◆

今後も事業を継続し、適切な医療機関の受診と健康の維持に関する指導を実施します。

② 健康増進事業

◆事業の内容◆

国民健康保険加入者を対象に、健康の保持・増進を目的とする事業です。

◆今後の方向性◆

今後も事業を継続して実施し、健康増進を推進し、意識啓発を図ります。

③ 人間ドック検診助成事業

◆事業の内容◆

疾病を早期に発見し、早期治療により重症化を防止するため、30歳以上の国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者を対象として、人間ドック検診受診者に対する助成を行う事業です。

◆今後の方向性◆

今後も事業を継続して実施し、利用者の健康維持を推進します。

④ 特定保健指導

◆事業の内容◆

特定健康診査受診者の中で、メタボリックシンドロームの該当者及びその予備群の方に対して、特定保健指導を実施します。生活習慣を改善するために保健指導を行い、疾病の発症と重度化の抑止を目的とする事業です。

◆今後の方向性◆

事業に対する周知を徹底し、より多くの対象者に特定保健指導を継続的に実施します。

■実績と見込量

単位：％

	実績			見込量		
年度	24年度	25年度	26年度見込	27年度	28年度	29年度
特定保健指導率	125	72	110	150	210	230

2. 福祉サービス

(1) 在宅福祉サービス

① 老人日常生活用具の給付・貸与

◆事業の内容◆

おおむね65歳以上のねたきり高齢者、低所得の一人暮らし高齢者に対し日常生活の便宜を図るため、日常生活用具の給付又は貸与を行う事業です。

◆今後の方向性◆

今後も事業を継続すると同時に、広報等によってサービスについての周知を徹底し、利用促進を図ります。また、各種関係機関と連携を図り、サービスを必要とする方への利用を促します。

●日常生活用具一覧

【給付】	対象者	性能
火災警報機	おおむね 65 歳以上の低所得の一人暮らし高齢者等	屋内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせるもの
自動消火器		室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴出し初期火災を消火するもの
電磁調理器		炎が出ないで電磁作用によって鍋自身を発熱させ調理するもの

【貸与】	対象者
老人用電話	おおむね 65 歳以上の低所得の一人暮らし高齢者等

② 福祉機器リサイクル事業

◆事業の内容◆

ねたきりの高齢者及び身体障害者等を対象として、生活上の便宜を図るため福祉機器を無料で貸し出しする事業で、町社会福祉協議会が実施しています。

貸出機器の品目は、車いす、エアマット、介護用電動ベッドです。

◆今後の方向性◆

今後も事業を継続すると同時に、広報等によってサービスについての周知を徹底し、利用促進を図ります。また、各種関係機関と連携を図り、サービスを必要とする方への利用を促します。

■実績と見込量

単位：件

	実績			見込量		
年度	24年度	25年度	26年度見込	27年度	28年度	29年度
件数	114	105	120	130	140	150

③ 紙おむつ支給事業

◆事業の内容◆

要介護認定者及び重度の身体障害者（児）で常時紙おむつを使用している方に対して、紙おむつを支給する事業で、町社会福祉協議会が実施しています。

◆今後の方向性◆

今後も事業を継続すると同時に、広報等によってサービスについての周知を徹底し、利用促進を図ります。また、各種関係機関と連携を図り、サービスを必要とする方への利用を促します。

■実績と見込量

単位：人

	実績			見込量		
年度	24年度	25年度	26年度見込	27年度	28年度	29年度
支給延べ人数	1,094	1,122	1,170	1,230	1,290	1,360

④ 訪問理美容サービス

◆事業の内容◆

在宅の要介護認定者、ねたきり老人等手当の受給者及び重度の身体障害者（児）等で外出が困難な方に対し、理美容師の資格を有する方が自宅を訪問し、調髪、ひげ剃り等を行う事業で、町社会福祉協議会が実施しています。

◆今後の方向性◆

今後も事業を継続すると同時に、広報等によってサービスについての周知を徹底し、利用促進を図ります。また、各種関係機関と連携を図り、サービスを必要とする方への利用を促します。

■実績と見込量

単位：人

	実績			見込量		
年度	24年度	25年度	26年度見込	27年度	28年度	29年度
利用延べ人数	65	62	75	80	85	90

⑤ チェアキャブ貸出事業

◆事業の内容◆

外出困難な高齢者及び障害者等の日常生活の便宜を図り、積極的な社会参加を促進することを目的として、常時車いすを使用している方、歩行が困難で外出に際し介助を必要とする方に対し、車いすのまま乗降できる車両を貸し出す事業で、町社会福祉協議会が実施しています。

◆今後の方向性◆

今後も事業を継続すると同時に、広報等によってサービスについての周知を徹底し、利用促進を図ります。また、各種関係機関と連携を図り、サービスを必要とする方への利用を促します。

■実績と見込量

単位：件

	実績			見込量		
年度	24年度	25年度	26年度見込	27年度	28年度	29年度
件数	58	52	60	60	60	60

⑥ 一人暮らし高齢者交流会

◆事業の内容◆

65歳以上の一人暮らしの高齢者相互の交流を深め、生きがいのある生活に結びつけることを目的として、交流会を実施する事業で、町社会福祉協議会が実施しています。

◆今後の方向性◆

今後も事業を継続すると同時に、広報等によってサービスについての周知を徹底し、利用促進を図ります。また、各種関係機関と連携を図り、サービスを必要とする方への利用を促します。

■実績と見込量

単位：人

	実績			見込量		
年度	24年度	25年度	26年度見込	27年度	28年度	29年度
利用延べ人数	267	178	194	197	200	210

⑦ 緊急通報電話

◆事業の内容◆

おおむね65歳以上の一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯に対し、日常生活上の緊急事態における不安を解消するため、自宅の電話機にボタン一つで緊急通報センターに直接連絡できる特殊装置を取り付ける事業です。

◆今後の方向性◆

今後も事業を継続すると同時に、広報等によってサービスについての周知を徹底し、利用促進を図ります。また、各種関係機関と連携を図り、サービスを必要とする方への利用を促します。

■実績と見込量

単位：人

	実績			見込量		
年度	24年度	25年度	26年度見込	27年度	28年度	29年度
設置延べ人数	50	46	50	54	58	62

⑧ ねたきり老人等手当・ねたきり老人等介護者手当

◆事業の内容◆

65歳以上の方で、疾病等によりねたきり状態又は重度の認知症の状態が6ヵ月以上継続している方に対して、手当を支給する事業です。

また、ねたきり老人等手当受給者を介護している方に対しても同様に支給します。

◆今後の方向性◆

今後も事業を継続すると同時に、広報等によって更に制度の周知をします。

■実績と見込量

単位：人

	実績			見込量		
年度	24年度	25年度	26年度見込	27年度	28年度	29年度
支給人数	14	14	14	14	14	14

⑨ 敬老祝金

◆事業の内容◆

満80歳、満85歳、満90歳、満95歳の方及び満100歳以上の方に対し、祝金を支給する事業です。

◆今後の方向性◆

今後も事業を継続するとともに、支給対象者等を検討します。

■実績と見込量

単位：人

	実績			見込量		
年度	24年度	25年度	26年度見込	27年度	28年度	29年度
対象人数	383	363	400	420	440	460

（２）福祉施設サービス

① 養護老人ホーム

◆事業の内容◆

養護老人ホームは、住環境上や経済的な理由等により、居宅での生活が困難な高齢者を対象として、入所者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設です。

本町においては、養護老人ホームは設置されていませんが、町外の施設において、1名が養護老人ホームに入所しています。

◆今後の方向性◆

今後は、高齢者の状況を見据えながら、広域的に施設の確保の調整を図ります。

② ケアハウス、サービス付き高齢者向け住宅等

◆事業の内容◆

ケアハウスは、自炊ができない程度の身体機能の低下などが認められ、又は高齢などのため独立して生活するには不安が認められるおおむね60歳以上の方が入所の対象となる施設です。本町においては、社会福祉法人が運営するケアハウスが1施設（定員50名）整備されています。

本町において、サービス付き高齢者向け住宅は民間による高齢者専用賃貸住宅1施設（定員26人）が整備されています。

◆今後の方向性◆

今後は、地域包括ケアの推進のために、住まいの確保は重要であることから、ケアハウス、サービス付き高齢者向け住宅については、高齢者の状況を見据えながら、近隣市町も含めて広域的に施設の確保の調整を図ります。

③ 生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）

◆事業の内容◆

生活支援ハウスは、一人暮らしの高齢者等を対象として、高齢等のため独立して生活することに不安がある人に一定期間低料金で居住の場を提供するものです。

◆今後の方向性◆

現在、本町には該当する施設はありません。当該施設に関する啓発を行い、必要な人に対しては利用支援を図ります。

(3) 低所得者対策

① 介護サービス利用料負担軽減事業

◆事業の内容◆

介護サービス利用料負担軽減事業は、低所得の方を対象に、介護保険サービスの利用者負担の一部を助成する事業です。

◆今後の方向性◆

今後も事業の継続と対象サービスの拡大を検討するとともに、対象者の把握と制度の周知に努め、低所得者福祉の向上を図ります。

■実績と見込量

単位：人

	実績			見込量		
年度	24年度	25年度	26年度見込	27年度	28年度	29年度
認定者数	336	390	410	450	480	520

② 生活保護等

◆事業の内容◆

高齢者の生活を経済的に支えるとともに、福祉の向上及び社会参加の促進を図るため、生活保護の相談や町社会福祉協議会で行っている生活福祉資金貸付を行うものです。

◆今後の方向性◆

県の東部中央福祉事務所や町社会福祉協議会と連携しながら、経済的援助を必要とする方が適切な支援を受けられるように、制度の周知に努めます。

3. 生きがいづくり

(1) 社会参加

① シルバー人材センターの運営事業

◆事業の内容◆

高齢者が生きがいを持ち、いきいきと充実した生活を送るためには、社会の一員として社会に積極的にかかわり、社会に役立ち支えているという意識がたいへん重要です。その活動の場の一つとして、シルバー人材センターは、高齢者のこれまで培ってきた技能や能力を活用し、健康で生きがいのある生活の実現と社会参加を図ることを目的に昭和60年度に伊奈町高齢者事業団として設立されました。平成21年度には法人化され、高齢者の就業機会の確保を図っています。

◆今後の方向性◆

今後も労働意欲を持ち、生きがいを求める高齢者が増加することが考えられます。そのため、積極的な就業機会の開拓を支援し、高齢者の生きがいづくりを進めていきます。

■実績と見込量

単位：人

年度	実績			見込量		
	24年度	25年度	26年度見込	27年度	28年度	29年度
会員数	272	278	288	300	315	330
うち男性	193	198	205	210	220	230
うち女性	79	80	83	90	95	100

② ボランティア活動への参加の促進

◆事業の内容◆

団塊の世代の退職等により、地域での生活が中心となる高齢者が増加することから、ボランティア活動を生きがいづくりや健康づくりの重要な活動の一つとして捉え、ボランティア活動への参加促進を図っています。

ボランティアセンターに登録している団体数は、平成26年度で12団体となっています。

◆今後の方向性◆

今後も、ボランティアに関するパンフレットの作成・配布やボランティア体験プログラムの実施を通じて、ボランティア活動の参加への意識啓発を図るとともに、高齢者がボランティア活動に参加しやすい機会づくりを支援します。

(2) 元気づくり

① スポーツ・レクリエーション活動の普及促進

◆事業の内容◆

すべての町民がスポーツに親しみ、たくましい心身をつくるとともにお互いの交流と連帯の輪を広げ、明るい町を築くことを目的として、昭和57年に「スポーツ都市」を宣言しました。

高齢者が明るく元気に暮らすため、スポーツ・レクリエーション活動に気軽に参加できる場所の確保やスポーツ・レクリエーション活動の普及を促進しています。

◆今後の方向性◆

誰でも気軽に参加しやすいスポーツ教室を開催し、高齢者の健康維持や地域における交流の促進、生きがいづくりの支援の充実を図ります。また、高齢者が参加しやすいような軽スポーツや、健康維持を支援するウォーキング等の普及活動に努めます。

② 生涯学習活動の推進

◆事業の内容◆

総合センターやふれあい活動センターを中心として生涯にわたって一人ひとりの個性や能力に応じて学習に取り組む様々な機会を提供しています。

◆今後の方向性◆

現在実施している各種講座については、高齢者のニーズに応じ、内容の充実を図ります。また、高齢者の持つ多様な知識と経験を活用するとともに、高齢者が積極的に社会参加し、健康の維持に努めながら、地域活動に参加できるよう、ボランティア活動を奨励し、活動の場の整備を進めます。

さらに、講座等の修了者が継続的に生涯学習活動を実施できるよう、自主的なグループの活動の育成、運営等を支援します。

■高齢者学級 実績と見込量

単位：回、人

年度	実績			見込量		
	24年度	25年度	26年度見込	27年度	28年度	29年度
開催回数	5	5	5	5	5	5
延べ参加人数	106	97	100	100	100	100

(3) ふれあい交流

① 長寿クラブ

◆事業の内容◆

長寿クラブは、各地域の高齢者が自主的に集まり、クラブ活動を通じてお互いに親睦を深めながら、高齢期の生活を健全で豊かなものにすることを目的とし活動しています。

平成26年4月現在、16団体が活動しており、それぞれの組織で地域ボランティア活動、スポーツ・レクリエーション活動、健康増進・維持のための活動、教養向上のための学習など様々な活動に取り組んでいます。

現在、町内の高齢者数は増加しているにもかかわらず、新規会員の入会が伸び悩み、会員数は横ばいとなっています。

◆今後の方向性◆

多くの高齢者が参加できるよう、クラブの周知を図ります。また、長寿クラブ間での情報交換や交流の機会を設けたり、リーダー養成のための研修等を実施するなど活動を支援します。

■実績と見込量

単位：クラブ数、人

	実績			見込量		
年度	24年度	25年度	26年度見込	27年度	28年度	29年度
長寿クラブ	16	16	16	16	17	17
加入者数	829	820	830	860	900	930

② 地域ふれあい事業

◆事業の内容◆

地域ふれあい事業は、地域住民が身近な生活の場に、楽しく気軽に無理なく参加できる憩いの場をつくり、自主的・主体的に運営する活動です。一人暮らし高齢者や外に出る機会が少ない高齢者などが気軽に出かけ、地域の人とふれあうことによって仲間づくりの機会を得、地域でいきいきと元気に生活していけることを目的とする事業です。本事業の取り組みとして、町社会福祉協議会の協力により、地域でふれあいきいきサロンを実施しています。

◆今後の方向性◆

多くの高齢者が気軽に参加できるよう、サロンの新設を支援するとともに、広報等により周知を進めていきます。

■実績と見込量

単位：箇所、回、人

		実績			見込量		
年度		24年度	25年度	26年度見込	27年度	28年度	29年度
ふれあいきいきサロン	実施箇所数	19	17	18	20	22	24
	延べ実施回数	187	175	180	200	220	240
	延べ参加者数	2,168	2,094	2,100	2,200	2,400	2,600

③ 敬老会

◆事業の内容◆

75歳以上の高齢者を対象に長寿と健康のお祝いとして、地域の高齢者によるアトラクションの実施や対象者全員に記念品の贈呈などを行う事業です。

◆今後の方向性◆

今後も引き続き事業を継続するとともに、高齢者のふれあいづくり、仲間づくりのため、開催の方法について検討します。

■実績と見込量

単位：人

	実績			見込量		
年度	24年度	25年度	26年度見込	27年度	28年度	29年度
対象者数	2,877	3,103	3,360	3,560	3,760	3,960

④ 老人福祉センター

◆事業の内容◆

高齢者の健康増進、レクリエーション及び憩いの場として利用されています。60歳以上の方に無料利用券を配布して、高齢者の生きがいづくり、交流機会の創出を支援しています。なお、平成20年度から指定管理者制度により運営しています。

◆今後の方向性◆

今後も現在の事業を継続するとともに、利用者の要望等を把握して老人福祉センター内で実施されるレクリエーション活動等のさらなる充実を図ります。

また、総合センター内に併設されている児童館や公民館と連携し、指定管理者と綿密な協議を行い、幅広い世代との交流や学習活動等の機会の充実を図ります。

■実績と見込量

単位：人

	実績			見込量		
年度	24年度	25年度	26年度見込	27年度	28年度	29年度
利用者数	41,948	43,521	43,800	44,100	44,400	44,700

⑤ 世代間交流の促進

◆事業の内容◆

町内の保育所、小・中学校や高等学校等の児童・生徒が、町内の施設等を訪問し、子どもと高齢者の交流を図るとともに、高齢者の生きがい対策として、高齢者の豊かな経験と知識・技能などを生かした講座・教室等を開催し、世代間交流を促進しています。

◆今後の方向性◆

今後も、小・中学校等において世代間交流を実施するとともに、高齢者がこれまで培った豊かな経験や知識・技能などを伝える場として講座・教室等を開催し、多くの子どもたちと高齢者が交流できる機会の充実を図ります。また、現在実施している各世代間交流事業を継続、充実させるとともに、地域における交流機会の創出等に努めます。

4. やさしいまちづくり

(1) 支えあいづくり

① 災害時支援

◆事業の内容◆

本町では、災害時に適切な安否確認や救助活動などの支援を円滑に行うための、避難行動要支援者名簿を作成し、民生委員・児童委員や区、自主防災組織等の協力により、高齢者世帯、障害のある方など、支援の必要な方がいる世帯の状況把握に努めています。

◆今後の方向性◆

今後は、対象者のさらなる把握に努めるとともに、地域の見守りネットワーク体制の整備を図ります。また、災害時には、民生委員・児童委員や区長、自主防災組織、ボランティアなどと、町が連携し、情報の収集や情報提供を行うとともに、安否確認、避難誘導、救助活動などが円滑に行われるように体制の整備促進に努めます。

■実績と見込量

単位：人

	実績			見込量		
年度	24年度	25年度	26年度見込	27年度	28年度	29年度
要援護者名簿登録者数	881	896	930	970	1,010	1,050

(平成27年度から「避難行動要支援者個別計画登録者数」)

② 見守り体制の充実

◆事業の内容◆

単身高齢者世帯や高齢者世帯などを対象に、民生委員・児童委員や福祉協力員などが安否確認等の見守り活動を行っています。

◆今後の方向性◆

今後、単身高齢者世帯や高齢者世帯がさらに増加することが見込まれるため、そのような世帯の増加の動向を見据えつつ、地域の見守りネットワーク体制の整備を図ります。また、地域コミュニティにおける日常的な高齢者世帯の見守りの重要性について意識啓発を推進し、地域全体で高齢者を見守る体制整備の充実を図ります。

③ 民生委員・児童委員活動への支援

◆事業の内容◆

地区の住民の生活状態を適切に把握し、支援を必要とする方への情報提供、相談・助言・援助などの自立支援を行う民生委員・児童委員への活動支援をしています。

◆今後の方向性◆

地域住民や各種関係機関等と十分に連携をとり、高齢者世帯等の実態の把握に努め、介護や福祉に関するサービスや権利擁護支援等を必要とする方へ適切な情報提供と助言等を行います。

また、民生委員・児童委員の活動への理解を深めてもらうため、広報等による周知に努めます。

④ ボランティアセンターの充実

◆事業の内容◆

ボランティアセンターは町社会福祉協議会に設置されており、ボランティア活動支援の拠点として、ボランティア活動をサポートする事業を行っており、ボランティアコーディネーターを中心に相談、情報提供、ボランティアの育成、支援等を行っています。

◆今後の方向性◆

パンフレットやボランティア情報誌の発行、広報・ホームページ等の各種メディアを通じて、ボランティア活動内容の紹介や参加方法の周知徹底を図り、ボランティア活動への参加促進を図り、人材の育成を進めます。

また、ボランティアセンターが中心となって、ボランティア情報の収集・発信、町内外のボランティア団体の連携促進を図り、地域福祉を推進します。

■実績と見込量 ボランティア団体の現状

単位：団体、人、回

	実績			見込量		
年度	24年度	25年度	26年度見込	27年度	28年度	29年度
登録団体数	10	10	12	12	12	12
登録個人数	86	92	95	95	95	95
活動回数	781	1,105	1,000	1,000	1,000	1,000

■実績と見込量 ボランティア人材育成の現状

単位：個、人

		実績			見込量		
年度		24 年度	25 年度	26 年度見込	27 年度	28 年度	29 年度
ボランティア 体験プログラム	メニュー数	14	14	14	14	14	14
	参加者数	53	69	70	70	70	70
ボランティア講 習会・研修会	メニュー数	2	3	2	2	2	2
	参加者数	32	58	40	40	40	40
福祉教育の推進	メニュー数	2	2	2	2	2	2
	参加者数	18	18	25	25	25	25

(2) 権利擁護

① 権利擁護における理解と周知

◆事業の内容◆

判断能力が不十分であるため、介護保険サービスや福祉サービスの利用、金銭管理等において支障をきたすことや高齢者に対する虐待や悪質な事業者による消費トラブル及び振り込め詐欺等の被害を未然に防ぐために、権利擁護に関する体制整備と意識啓発等を行うものです。

本町では、認知症高齢者等が不当な扱いを受けないよう、認知症高齢者等の日常的な金銭管理等を、町社会福祉協議会が「福祉サービス利用援助事業」として実施しています。

◆今後の方向性◆

今後も事業の一層の充実を図るとともに、権利擁護事業に関する周知と研修等により制度の理解を推進します。

② 虐待防止

◆事業の内容◆

高齢者虐待に関する相談・指導・助言のための窓口を設置し、高齢者虐待防止に関する意識啓発を行っています。また、高齢者虐待についての通報を受けた際には、相談・助言を行うとともに、必要に応じて立ち入り調査や老人福祉施設への措置等、高齢者の身体及び生命の安全を確保するための迅速な対応を行うなど、虐待防止に向けた様々な取り組みを行う事業です。

◆今後の方向性◆

今後も、地域包括支援センターと連携し支援体制の強化を図るとともに、高齢者虐待についての情報収集、適切な対応のために、地域ケア会議等を活用し、各種関係機関とのネットワークの強化を図ります。

③ 成年後見制度活用のための支援

◆事業の内容◆

認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者等判断能力の不十分な方を対象として、財産管理や契約締結において不利益な契約を締結しないよう法律面や生活面で支援し、本人の財産や生命及び権利を保護するための成年後見制度の活用を支援する事業です。

◆今後の方向性◆

成年後見制度について、広報紙や講習会等を通じて、広く制度の周知・啓発を行い、成年後見制度の利用が必要な事例を早期に発見し、迅速な対応が図れるよう、社会福祉協議会や地域包括支援センター等関係機関との連携を図ります。また、平成24年度からはじめた成年後見制度に係る経費の一部について助成する制度の利用が図られるよう更に周知・啓発に努めます。

(3) 環境整備

① 公共施設のバリアフリー化の推進

◆事業の内容◆

段差の解消等の公共施設のバリアフリー化を進め、高齢者をはじめとするすべての世代の方が安心して利用できる環境整備を行うものです。また、ニューシャトル駅舎にエレベーターの設置を進めています。

◆今後の方向性◆

今後も引き続き、高齢者が快適かつ安心して出かけられる環境を整備するため、段差解消などの道路整備や公共施設に点字ブロックやスロープ等を設置するなど、「埼玉県福祉のまちづくり条例」に基づき、高齢者が利用しやすい施設整備を推進します。また、高齢者の日常的な外出行動に配慮し、安全で快適な環境整備に取り組むこととともに、施設等の整備のみならず、ルールの遵守による安全性・快適性の確保についても取り組みます。

② 交通網の充実

◆事業の内容◆

町内循環バス「いなまる」の運行など、高齢者が町内の移動をしやすい環境づくりを進めるため、町内の交通網の充実を図る事業です。

現在、高齢者等の移動手段の確保と公共施設利用等の利便性の向上を図るため、町内循環バス「いなまる」を北循環、南循環の2ルートで運行しています。また、70歳以上の高齢者や介護者の方の運賃は無料としています。

◆今後の方向性◆

今後も引き続き、高齢者等に配慮し、誰もが町内を移動しやすい環境づくりに努めます。また、民間事業者の路線整備、運行状況を見据えた交通網の整備・充実について検討していきます。

第5章

介護保険事業計画

第5章 介護保険事業計画

1. 介護保険事業推進のための前提

(1) 日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、高齢者が住み慣れた地域において安心して日常生活を営むことができるようにするための基盤となる圏域のことです。本町においては、地理的条件、人口、交通、その他の社会的条件、施設の整備状況などを総合的に勘案して、第5期計画に引き続き町全体を1圏域と設定します。

(2) 地域包括支援センター

① 地域包括支援センターの位置づけ

地域包括支援センターは、地域における総合的な保健医療の向上及び福祉の増進を図り、高齢者を地域で支えるシステムを構築していく中核的な機関として位置づけられています。本町では日常生活圏域を1圏域として、平成19年度より町社会福祉協議会に委託しています。なお、センターには、基準で定められた3職種（主任ケアマネジャー 1名、保健師等 1名、社会福祉士 2名）の職員を配置しています。

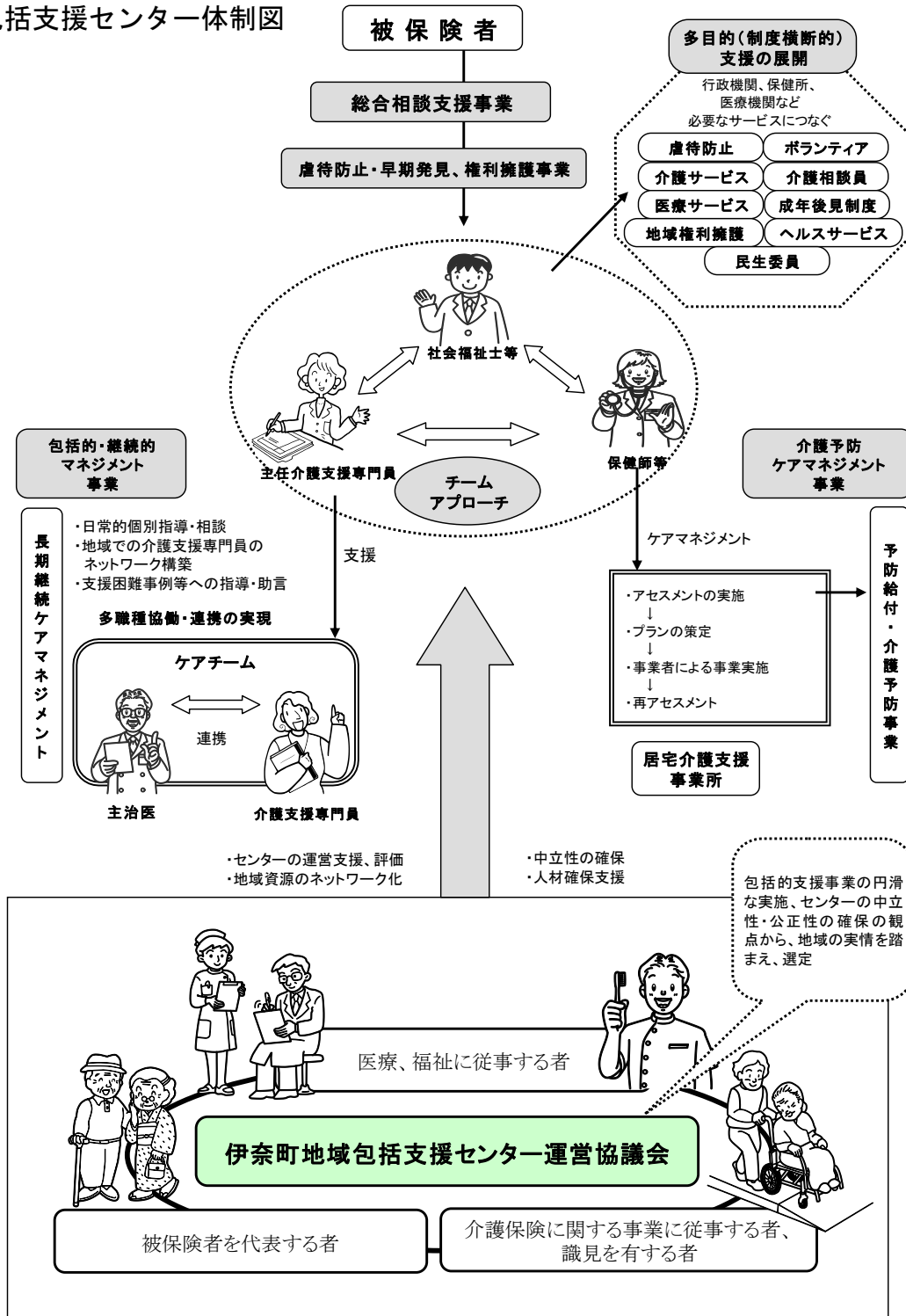
② 地域包括支援センターの業務

地域包括支援センターでは、介護予防ケアマネジメントや総合相談及び地域ケア体制の構築等を実施する包括的支援事業並びに町の指定を受けて行う介護予防支援業務の他、二次予防事業対象者の把握に関する事業や介護予防に関する普及啓発を行う事業、家族介護を支援する事業など、地域における高齢者の生活を総合的に支援するための中核機関として様々な事業を展開しています。

③ 地域包括支援センター運営協議会

本町では、伊奈町地域包括支援センター運営協議会を設置し、地域包括支援センターにおける事業の適切な運営と公平・中立性の確保を図っています。運営協議会は、介護保険の被保険者を代表する者、医療に従事する者、福祉に関する事業に従事する者、介護保険に関する事業に従事する者及び識見を有する者によって構成されています。

■地域包括支援センター体制図

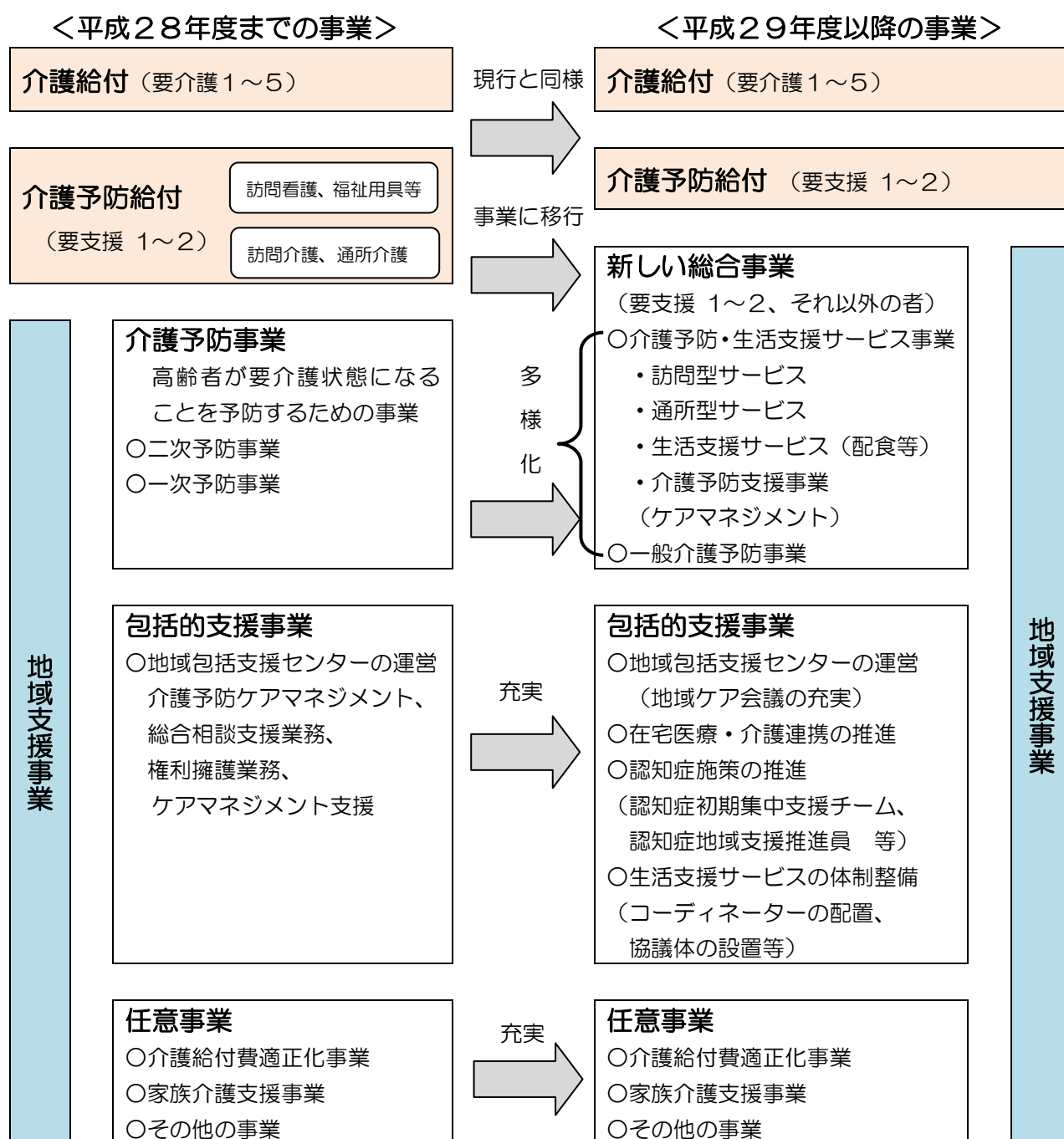


(3) 介護予防・日常生活支援総合事業の実施と予防給付の見直し

平成27年度からの介護保険の制度改革に向けて、国が策定するガイドライン等を参考に、平成29年4月までに予防給付のうち訪問介護及び通所介護が新しい介護予防・日常生活支援総合事業（以下「新しい総合事業」）へ移行します。

また、介護予防事業についても、新しい総合事業として実施します。

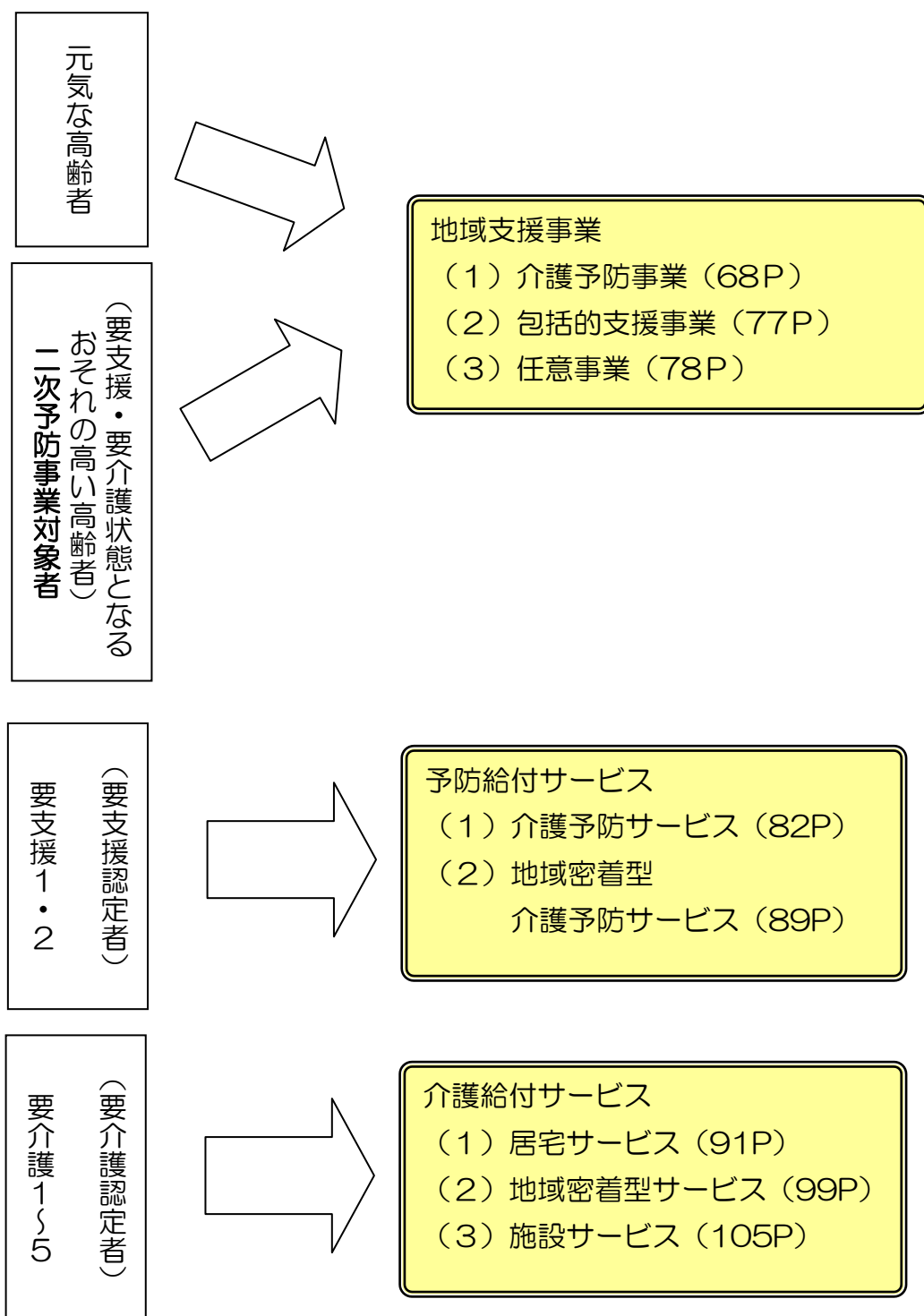
■介護予防・日常生活支援総合事業の実施（イメージ図）



(4) 各サービスの対象者

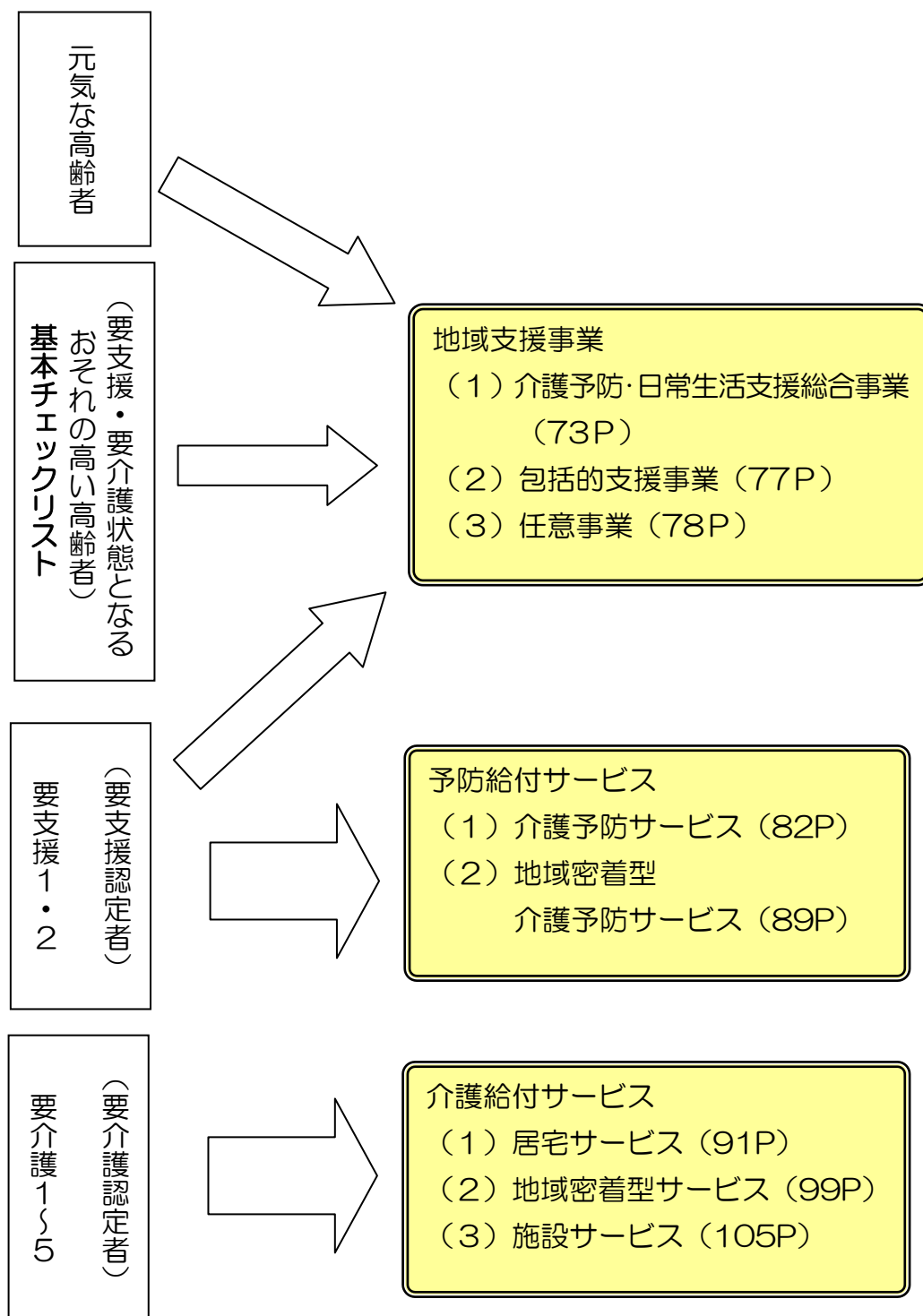
＜平成28年度までの事業＞

第1号被保険者等を以下の4つの区分に分けて、それぞれの状態に応じた介護保険サービスを提供します。



＜平成29年度以降の事業＞

第1号被保険者等を以下の4つの区分に分けて、それぞれの状態に応じた介護保険サービスを提供します。



2. 地域支援事業

地域支援事業は、高齢者が要支援・要介護状態になることを予防するとともに、要支援・要介護状態になった場合においても、住み慣れた地域で自立した日常生活を送れるよう支援することを目的としています。地域支援事業は、「介護予防事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」で構成されています。

また、平成27年度からの介護保険の制度改正に向けて、国が策定するガイドライン等を参考に、平成29年4月から新しい総合事業を実施します。また、事業実施に合わせ、予防給付事業のうち、訪問介護及び通所介護を新しい総合事業へ移行します。

<平成28年度までの事業>

(1) 介護予防事業

介護予防事業は、介護予防上の支援が必要と認められる高齢者を対象に事業を実施する「二次予防事業」と、すべての高齢者を対象に事業を実施する「一次予防事業」により構成されています。事業の対象や実施方法は異なりますが、連続的かつ一体的に実施されるよう、相互に緊密な連携を図るよう努めます。

なお、平成29年度から介護予防事業については、新しい総合事業として実施します。

① 二次予防事業

介護予防事業の対象者となる要支援・要介護状態になるおそれの高い高齢者（二次予防事業対象者）を選定し、介護予防事業を実施します。

ア 二次予防事業対象者把握事業

◆事業の内容◆

第1号被保険者（65歳以上の高齢者）を対象に特定健康診査等の機会を活用し、生活機能に関する状態の把握をし、二次予防事業対象者の把握・選定を行う事業です。

◆今後の方向性◆

特定健康診査等実施時に生活機能評価を行い、二次予防事業対象者の把握・選定を行います。

なお、当事業は平成27年度までとします。

■実績と見込量

単位：人

	実績			見込量		
年度	24 年度	25 年度	26 年度見込	27 年度	28 年度	29 年度
二次予防事業 対象者数	232	406	450	470		

イ 通所型介護予防事業

◆事業の内容◆

二次予防事業対象者把握事業により把握された方を対象に、通所により、介護予防を目的として、「運動器の機能向上」、「栄養改善」、「口腔機能の向上」等に効果がある取り組みを行う事業です。

◆今後の方向性◆

引き続き事業の適正な実施に努めます。

■実績と見込量

単位：人

		実績			見込量		
年度		24 年度	25 年度	26 年度見込	27 年度	28 年度	29 年度
参加人数		25	37	61	90	100	
参加 プログラム	運動器の 機能向上	207	137	314	540	600	
	栄養改善	183	103	281	420	420	
	口腔機能の 向上	207	137	315	540	600	

ウ 訪問型介護予防事業

◆事業の内容◆

二次予防事業対象者把握事業により把握された方のうち、閉じこもり、認知症、うつのおそれがあるなど、通所による介護予防事業への参加が困難な二次予防事業対象者を対象とし、地域包括支援センターの職員が居宅等を訪問し、生活機能に関する問題を総合的に把握・評価し、必要な相談・指導を実施する事業です。

◆今後の方向性◆

訪問型介護予防事業がふさわしい方に利用していただけるよう適切なアセスメントに努めます。

エ 二次予防事業評価事業

◆事業の内容◆

介護予防事業の実施により、要支援・要介護状態への移行をどの程度防止できたか等の事業成果による評価、投入された事業量の評価、事業が効果的かつ効率的に実施されたか等の事業実施過程に着目した評価を行う事業です。

◆今後の方向性◆

二次予防事業の評価を実施し、効果的な介護予防事業については継続的な事業展開が図れるよう努めます。

② 一次予防事業

地域において、自主的に行われる介護予防活動を育成・支援し、高齢者がいきいきと活動できるよう、全高齢者を対象として、介護予防事業を実施します。

ア 介護予防普及啓発事業

◆事業の内容◆

介護予防に資するため、パンフレット等を活用した基本的な知識の普及啓発や介護予防に関する講座を開催する事業です。

◆今後の方向性◆

今後も生活習慣病予防や介護予防、健康に関する正しい知識や、転倒予防についての知識に関する普及事業を実施し、介護予防の重要性についての意識啓発に努めます。

■実績と見込量

単位：回、人

		実績			見込量		
年度		24 年度	25 年度	26 年度見込	27 年度	28 年度	29 年度
介護予防 講座	開催回数	16	16	16	16	16	
	参加者数	150	155	240	250	260	
介護予防食 伝達講座	開催回数	6	6	6	6	6	
	参加者数	110	101	100	100	100	
機能訓練 教室	開催回数	21	21	21	22	22	
	参加者数	90	81	84	110	110	
訪問指導	開催回数	48	49	48	50	52	
	参加者数	4	5	4	5	6	

イ 地域介護予防活動支援事業

◆事業の内容◆

介護予防に関するボランティア等の人材養成のための研修や介護予防に資する地域活動組織の育成・支援のための事業です。

◆今後の方向性◆

地域活動組織等へ介護予防に対する取り組みの紹介や、介護予防に関するボランティア等の人材育成の研修等を通じて、地域における自発的な介護予防に資する活動の育成・支援を行います。

ウ 一次予防事業評価事業

◆事業の内容◆

年度ごとに、事業評価指標に基づき事業評価を行う事業です。

◆今後の方向性◆

年度ごとの事業評価指標を設定し、事業評価を実施し、介護予防事業については、効果的かつ継続的な事業展開が図れるよう努めます。

＜平成29年度以降の事業＞

（１）介護予防・日常生活支援総合事業

従来の介護予防事業に併せ、要支援者や基本チェックリストによる対象者に、状態像や意向に応じて、介護予防、生活支援（配食、見守り等）、権利擁護、社会参加も含めて、市町村が主体となって総合的で多様なサービスを提供する事業です。

① 介護予防・生活支援事業

ア 訪問型サービス

◆サービスの内容◆

介護予防を目的として、介護福祉士、訪問介護員（ホームヘルパー）などによって入浴、排せつ、食事等の介護など、日常生活上の支援を行うサービスです。

◆今後の方向性◆

本町は、国、県からの情報や近隣市町の動向を考慮し、町に必要なサービスを検討し、予防給付の訪問介護を平成29年度から地域支援事業として実施していきます。

■見込量

単位：人

	見込量		
年度	27年度	28年度	29年度
要支援1			168
要支援2			588
合計			756

イ 通所型サービス

◆サービスの内容◆

要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供します。

◆今後の方向性◆

本町は、国、県からの情報や近隣市町の動向を考慮し、町に必要なサービスを検討し、予防給付の通所介護を平成29年度から地域支援事業として実施していきます。

■見込量

単位：人

	見込量		
年度	27年度	28年度	29年度
要支援1			228
要支援2			1,668
合計			1,896

ウ 生活支援サービス

今後も高齢化が進むうえ、高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯、認知症高齢者はさらに増加することが予測されます。こうしたことから日常生活で支援が必要な高齢者が地域で安心して生活できるように、配食・見守り等の生活支援が必要となっています。

◆事業の内容◆

高齢者が地域において自立した生活を継続することができるよう、様々な支援をする事業です。本町においては、地域自立生活支援事業として、高齢者が低栄養状態に陥ったり自立した生活を継続することが困難になったりすることを防ぐため、食事を調達することが困難な高齢者に対して配食事業を実施します。また、認知症高齢者の成年後見制度利用支援事業として、成年後見制度に係る経費の助成事業について実施します。

◆今後の方向性◆

今後も事業を継続して実施するとともに、高齢者の栄養管理と配食の際に安否確認を行い、見守り活動としても充実していきます。

エ 介護予防ケアマネジメントの実施

介護予防ケアマネジメントは、利用者に対して、介護予防及び生活支援を目的として、その心身の状況、置かれているその他の状況に応じて、その選択に基づき、適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう、専門的視点から必要な援助を行います。

② 一般介護予防事業

地域において、自主的に行われる介護予防活動を育成・支援し、高齢者がいきいきと活動できるよう、全高齢者を対象として、介護予防事業を実施します。

事業の対象や実施方法は異なりますが、連続的かつ一体的に実施されるよう、相互に緊密な連携を図るよう努めます。

ア 介護予防把握事業

◆事業の内容◆

地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる事業です。

◆今後の方向性◆

地域からの情報提供等により、介護予防を必要とする高齢者の早期把握に努めます。

イ 介護予防普及啓発事業

◆事業の内容◆

介護予防に資するため、パンフレット等を活用した基本的な知識の普及啓発や介護予防に関する講座を開催する事業です。

◆今後の方向性◆

生活習慣病予防や介護予防、健康に関する正しい知識や、転倒予防についての知識に関する普及事業を実施し、介護予防の重要性についての意識啓発に努めます。

ウ 地域介護予防活動支援事業

◆事業の内容◆

介護予防に関するボランティア等の人材養成のための研修や介護予防に資する地域活動組織の育成・支援のための事業です。

◆今後の方向性◆

地域活動組織等へ介護予防に対する取り組みの紹介や、介護予防に関するボランティア等の人材育成の研修等を通じて、地域における自発的な介護予防に資する活動の育成・支援を行います。

エ 一般介護予防事業評価事業

◆事業の内容◆

年度ごとに、事業評価指標に基づき事業評価を行う事業です。

◆今後の方向性◆

年度ごとの事業評価指標を設定し、事業評価を実施し、介護予防事業については、効果的かつ継続的な事業展開が図れるよう努めます。

オ 地域リハビリテーション活動支援事業

◆事業の内容◆

地域における介護予防の取り組みを機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。

◆今後の方向性◆

今後、実施を検討します。

(2) 包括的支援事業

地域の高齢者の実態把握、サービス等に関する相談支援のための対応、権利擁護のための対応等など、これまでの包括支援センターの運営の他、「地域ケア会議」の充実を図ると共に、地域における高齢者の保健医療の向上や福祉の増進など、在宅医療と介護の連携や認知症施策を推進し、包括的支援事業を実施します。

また、地域の需要と供給に対応すべく、地域の資源発掘や、サービスの結びつけなどを行う、生活支援コーディネーターの育成を推進します。

① 地域包括支援センターの運営

◆事業の内容◆

地域における様々な関係者とのネットワーク構築、ネットワークを通じた高齢者の心身の状況や家庭環境等についての実態把握、サービスに関する情報提供等の初期相談対応や、継続的・専門的に権利擁護の観点からの対応が必要な方への支援を行う事業です。

◆今後の方向性◆

ケアマネジメント支援の効果的な実施のため「地域ケア会議」を充実させます。

■実績と見込量

単位：回、件

	実績			見込量		
年度	24 年度	25 年度	26 年度見込	27 年度	28 年度	29 年度
地域ケア会議開催回数	14	9	8	12	12	12
総合相談件数	866	835	840	850	860	870
うち権利擁護相談件数	160	81	80	82	84	86

② 在宅医療・介護連携の推進

◆事業の内容◆

医療に関する専門的知識を有する者が、介護事業者、居宅における医療を提供する医療機関その他の関係者の連携を推進する事業です。

◆今後の方向性◆

在宅医療・介護の連携については、医療機関、介護事業所、地域包括支援センター等との連携を推進します。

③ 認知症施策の推進

◆事業の内容◆

保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による認知症の早期における症状の悪化の防止のための支援その他の総合的な支援を行う事業です。

◆今後の方向性◆

住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、認知症の早期発見・早期治療ができるよう支援するとともに、認知症の正しい理解の普及に努めます。

④ 生活支援サービスの体制整備

◆事業の内容◆

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的として、日常生活の支援及び介護予防に係る体制の整備その他のこれらを促進する事業です。

◆今後の方向性◆

地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）の担い手となる「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を育成します。

(3) 任意事業

任意事業については、介護給付等の費用適正化、家族介護支援に資する事業などを実施します。

① 介護給付等費用適正化事業

◆事業の内容◆

介護サービスがその目的に対して適切に提供されているか、また、不適正、不正な介護サービスがないかといった観点から介護給付の適正化を図るための事業です。

本町においては、ケアプランの点検や医療情報との突合・縦覧点検を実施するとともに、介護サービスの利用者に対する介護給付費の通知を行っています。

◆今後の方向性◆

個別のケアプランの内容についての点検・評価、介護給付適正化システム等の活用によって効果に疑問のあるサービス提供や不適正、不正な事例がないかをチェックし、給付の適正化を図るための指導等を実施します。

② 家族介護継続支援事業

◆事業の内容◆

介護による家族の身体的、精神的負担を軽減するための事業です。本町では、要介護高齢者を介護する家族等が、介護の知識・技術を習得し、介護に関する悩みを語り合い相互の交流を深め、リフレッシュする場を提供する「介護者学習交流会」を実施します。

◆今後の方向性◆

今後も「介護者学習交流会」の周知・啓発を行い、参加者の増加を図り家族介護を支援します。

■実績と見込量

単位：回、人

		実績			見込量		
年度		24年度	25年度	26年度見込	27年度	28年度	29年度
介護者学習交流会	開催回数	4	4	4	4	4	4
	参加者数	31	43	43	45	50	55

③ 地域住民への啓発活動事業

◆事業の内容◆

認知症になっても安心して暮らせる地域づくりのため認知症の方と家族への応援者である認知症サポーターを養成します。

◆今後の方向性◆

今後も認知症サポーター養成講座等を通じ、地域における認知症について正しく理解する方を増やせるように、周知、啓発をしていきます。

■実績と見込量

単位：回、人

		実績			見込量		
年度		24 年度	25 年度	26 年度見込	27 年度	28 年度	29 年度
認知症サポーター養成講座	開催回数	5	6	5	6	6	6
	参加者数	299	216	100	120	125	130

④その他事業

◆事業の内容◆

高齢者が地域において自立した生活を継続することができるように、様々な支援をする事業です。本町においては、地域自立生活支援事業として、高齢者が低栄養状態に陥ったり自立した生活を継続することが困難になったりすることを防ぐため、食事を調達することが困難な高齢者に対して配食事業を実施します。また、認知症の高齢者の成年後見制度利用支援事業として、成年後見制度に係る経費の助成事業について実施します。

◆今後の方向性◆

今後も事業を継続して実施するとともに、配食の際高齢者の安否確認を行い、見守り活動を充実していきます。

■実績と見込量

単位：食

	実績			見込量		
年度	24 年度	25 年度	26 年度見込	27 年度	28 年度	29 年度
配食サービス 提供食数	891	1,051	1,000	1,050	1,080	1,100

3. 予防給付サービス

予防給付サービスは、介護認定で要支援と認定された高齢者に対し、状態の軽減、悪化の防止に資するサービスを提供するものです。サービスの利用にあたっては、地域包括支援センターの職員が作成する介護予防ケアプランに基づきサービス提供を行っています。

(1) 介護予防サービス

要支援1・2の方を対象に、要介護状態へ移行することを予防するためのサービスです。

① 介護予防訪問介護

◆サービスの内容◆

介護予防を目的として、介護福祉士、訪問介護員（ホームヘルパー）などによって入浴、排せつ、食事等の介護など、日常生活上の支援を行うサービスです。

平成29年度以降は、新しい総合事業へ移行します。

■実績と見込量

単位：人

	実績			見込量		
年度	24年度	25年度	26年度見込	27年度	28年度	29年度
要支援1	97	85	108	120	132	0
要支援2	311	326	372	444	528	468
合計	408	411	480	564	660	468

② 介護予防訪問入浴介護

◆サービスの内容◆

居宅に浴室がなく、また、施設における浴室利用が困難な方など、ケアマネジメントの過程において特に必要性があると判断された方に対して、介護予防を目的として、浴槽を提供して入浴介護を行うサービスです。

■実績と見込量

単位：人

	実績			見込量		
年度	24 年度	25 年度	26 年度見込	27 年度	28 年度	29 年度
要支援1	0	0	0	0	0	0
要支援2	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0

③ 介護予防訪問看護

◆サービスの内容◆

主治医が治療の必要性を認めた場合、看護師などが家庭を訪問して、介護予防を目的とした健康チェックや療養生活の支援又は必要な診療補助を行うサービスです。

■実績と見込量

単位：人

	実績			見込量		
年度	24 年度	25 年度	26 年度見込	27 年度	28 年度	29 年度
要支援1	0	0	0	0	0	0
要支援2	13	25	48	60	72	96
合計	13	25	48	60	72	96

④ 介護予防訪問リハビリテーション

◆サービスの内容◆

主治医が治療の必要性を認めた場合、理学療法士や作業療法士などの専門家が居宅を訪問し、介護予防を目的に生活機能の維持・回復を行うサービスです。

■実績と見込量

単位：人

	実績			見込量		
年度	24 年度	25 年度	26 年度見込	27 年度	28 年度	29 年度
要支援1	8	0	0	0	0	0
要支援2	33	18	12	36	72	108
合計	41	18	12	36	72	108

⑤ 介護予防居宅療養管理指導

◆サービスの内容◆

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士等が居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の栄養指導・口腔ケア等を行うサービスです。

■実績と見込量

単位：人

	実績			見込量		
年度	24 年度	25 年度	26 年度見込	27 年度	28 年度	29 年度
要支援1	17	14	12	36	36	48
要支援2	11	8	24	36	48	60
合計	28	22	36	72	84	108

⑥ 介護予防通所介護

◆サービスの内容◆

デイサービスセンターなどに通ってもらい、介護予防を目的に入浴、排せつ、食事等の介護などの日常生活上の支援や介護、日常生活を想定した運動機能の向上や栄養改善のための指導等の機能訓練を行うサービスです。

平成29年度以降は、新しい援総合事業へ移行します。

■実績と見込量

単位：人

年度	実績			見込量		
	24年度	25年度	26年度見込	27年度	28年度	29年度
要支援1	87	93	120	132	144	0
要支援2	354	448	708	708	744	600
合計	441	541	828	840	888	600

⑦ 介護予防通所リハビリテーション

◆サービスの内容◆

主治医が治療の必要性を認めた場合、介護老人保健施設や病院・診療所に通ってもらい、介護予防を目的に理学療法士や作業療法士により機能訓練等を提供するサービスです。

■実績と見込量

単位：人

年度	実績			見込量		
	24年度	25年度	26年度見込	27年度	28年度	29年度
要支援1	41	52	84	144	192	240
要支援2	219	241	276	312	372	420
合計	260	293	360	456	564	660

⑧ 介護予防短期入所生活介護

◆サービスの内容◆

介護予防を目的に特別養護老人ホーム等に短期間入所して、その施設で、入浴、排せつ、食事等の介護などの日常生活上の支援及び機能訓練を提供するサービスです。

■実績と見込量

単位：人

年度	実績			見込量		
	24年度	25年度	26年度見込	27年度	28年度	29年度
要支援1	0	11	0	60	60	60
要支援2	38	6	24	36	60	72
合計	38	17	24	96	120	132

⑨ 介護予防短期入所療養介護

◆サービスの内容◆

介護予防を目的に介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所してもらい、医学的管理下における介護・機能訓練等の必要な医療や日常生活上の支援を提供するサービスです。

■実績と見込量

単位：人

年度	実績			見込量		
	24年度	25年度	26年度見込	27年度	28年度	29年度
要支援1	5	7	0	0	0	0
要支援2	8	6	0	0	0	0
合計	13	13	0	0	0	0

⑩ 介護予防特定施設入居者生活介護

◆サービスの内容◆

特定施設（有料老人ホーム等）に入居している方に対して、介護予防を目的に入浴、排せつ、食事等の介護などの日常生活上の支援、機能訓練及び療養生活の支援を提供するサービスです。

■実績と見込量

単位：人

	実績			見込量		
年度	24年度	25年度	26年度見込	27年度	28年度	29年度
要支援1	25	20	36	48	72	84
要支援2	9	0	0	0	0	0
合計	34	20	36	48	72	84

⑪ 介護予防福祉用具貸与

◆サービスの内容◆

介護予防を目的とした福祉用具を貸し出すサービスです。

■実績と見込量

単位：人

	実績			見込量		
年度	24年度	25年度	26年度見込	27年度	28年度	29年度
要支援1	17	28	36	48	60	72
要支援2	212	249	408	480	564	648
合計	229	277	444	528	624	720

⑫ 特定介護予防福祉用具販売

◆サービスの内容◆

介護予防を目的とした福祉用具を購入した場合にその費用の支給を行うサービスです。

■実績と見込量

単位：人

	実績			見込量		
年度	24年度	25年度	26年度見込	27年度	28年度	29年度
要支援1	1	7	16	12	12	12
要支援2	15	12	20	24	24	24
合計	16	19	36	36	36	36

⑬ 介護予防住宅改修

◆サービスの内容◆

転倒防止や自立しやすい生活環境を整えるため、段差の解消や手すりの取り付け、引き戸などへの扉の取り替え等小規模な一定種類の住宅改修にかかわる費用の一部を支給するサービスです。

■実績と見込量

単位：人

	実績			見込量		
年度	24 年度	25 年度	26 年度見込	27 年度	28 年度	29 年度
要支援1	3	11	12	12	24	24
要支援2	21	21	24	48	72	96
合計	24	32	36	60	96	120

⑭ 介護予防支援

◆サービスの内容◆

適切な介護サービスを受けられるように、心身の状況や置かれている環境、本人や家族の意向などを踏まえ、介護サービスの利用に関し、ケアプランを作成するサービスです。

■実績と見込量

単位：人

	実績			見込量		
年度	24 年度	25 年度	26 年度見込	27 年度	28 年度	29 年度
要支援1	236	246	360	468	576	0
要支援2	860	965	1,272	1,596	2,004	1,548
合計	1,096	1,211	1,632	2,064	2,580	1,548

◇介護予防サービスにおける今後の方向性◇

介護予防サービスのうち、「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」については、平成29年度から新しい総合事業の地域支援事業に移行しますが、その他のサービスについては、必要なサービスの供給量を見込み、サービスが適正に供給されるように務めます。

(2) 地域密着型介護予防サービス

要支援者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、身近な市町村で提供されるサービスです。サービスの基盤整備は市町村単位で行われ、基本的には当該市町村に居住する住民のみが利用可能となります。

① 介護予防認知症対応型通所介護

◆サービスの内容◆

居宅要支援者かつ認知症の方を対象に、介護予防を目的として、デイサービスセンター等に通ってもらい、入浴、排せつ、食事等の介護などの日常生活上の支援と機能訓練を提供するサービスです。

■実績と見込量

単位：人

	実績			見込量		
年度	24 年度	25 年度	26 年度見込	27 年度	28 年度	29 年度
要支援1	0	0	0	0	0	0
要支援2	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0

② 介護予防小規模多機能型居宅介護

◆サービスの内容◆

心身の状況、置かれている環境などに応じてサービスを受ける側の選択に基づいて、居宅又はサービスの拠点に通ってもらい、介護予防を目的に入浴、排せつ、食事等の介護などの日常生活上の支援と機能訓練を提供するサービスです。

■実績と見込量

単位：人

	実績			見込量		
年度	24 年度	25 年度	26 年度見込	27 年度	28 年度	29 年度
要支援1	0	0	0	0	0	0
要支援2	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0

③ 介護予防認知症対応型共同生活介護

◆サービスの内容◆

身近な地域で、比較的安定状況にある認知症高齢者が共同生活をし、家庭的な雰囲気の中で、介護予防を目的に入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活の支援、機能訓練を受けることにより、認知症の進行の防止に努めるサービスです。

■実績と見込量

単位：人

	実績			見込量		
年度	24 年度	25 年度	26 年度見込	27 年度	28 年度	29 年度
要支援1	0	0	0	0	0	0
要支援2	0	7	0	0	0	0
合計	0	7	0	0	0	0

◇地域密着型介護予防サービスにおける今後の方向性◇

地域密着型介護予防サービスについては、必要に応じサービスが適正に供給されるように努めます。

4. 介護給付サービス

介護給付サービスとは、要介護と認定された方に対し、日常生活上必要な介護を提供するサービスです。自宅での生活を続けながら利用する居宅サービスと特別養護老人ホーム等に入所して利用する施設サービスがあります。

(1) 居宅サービス

できる限り住み慣れた地域で生活ができるよう、要介護認定者に対し、ケアプランに基づいた居宅サービスを提供しています。要介護認定者数及びサービス利用量は年々増加してきており、今後も増加が見込まれることから、ニーズに応じた提供体制の確保が必要です。

① 訪問介護

◆サービスの内容◆

介護福祉士、訪問介護員（ホームヘルパー）などによって入浴、排せつ、食事等の介護など、日常生活上の支援を行うサービスです。

■実績と見込量

単位：人

年度	実績			見込量		
	24年度	25年度	26年度見込	27年度	28年度	29年度
要介護1	517	545	480	552	588	600
要介護2	598	602	540	576	576	588
要介護3	513	456	372	372	372	360
要介護4	246	278	252	288	408	504
要介護5	245	198	180	156	156	132
合計	2,119	2,079	1,824	1,944	2,100	2,184

② 訪問入浴介護

◆サービスの内容◆

ねたきりなどで入浴が困難な要介護者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴介護を行うサービスです。

■実績と見込量

単位：人

	実績			見込量		
年度	24 年度	25 年度	26 年度見込	27 年度	28 年度	29 年度
要介護1	4	11	0	0	0	0
要介護2	6	4	0	0	0	0
要介護3	41	42	24	36	36	36
要介護4	32	50	144	132	204	252
要介護5	131	108	132	156	168	168
合計	214	215	300	324	408	456

③ 訪問看護

◆サービスの内容◆

主治医が治療の必要性を認めた場合、看護師などが家庭を訪問して療養生活の支援又は必要な診療補助を行うサービスです。

■実績と見込量

単位：人

	実績			見込量		
年度	24 年度	25 年度	26 年度見込	27 年度	28 年度	29 年度
要介護1	39	42	84	132	180	216
要介護2	82	61	60	84	96	108
要介護3	180	118	96	96	96	96
要介護4	110	123	120	120	156	192
要介護5	202	166	156	156	156	144
合計	613	510	516	588	684	756

④ 訪問リハビリテーション

◆サービスの内容◆

主治医が治療の必要性を認めた場合、居宅において理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを提供するサービスです。

■実績と見込量

単位：人

	実績			見込量		
年度	24 年度	25 年度	26 年度見込	27 年度	28 年度	29 年度
要介護1	100	98	84	96	96	108
要介護2	133	139	120	132	132	132
要介護3	111	114	120	132	156	168
要介護4	92	105	120	120	180	216
要介護5	72	90	108	120	144	132
合計	508	546	552	600	708	756

⑤ 居宅療養管理指導

◆サービスの内容◆

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士等が自宅を訪問して行う療養上の管理と指導等を行うサービスです。

■実績と見込量

単位：人

	実績			見込量		
年度	24 年度	25 年度	26 年度見込	27 年度	28 年度	29 年度
要介護1	147	147	168	204	252	288
要介護2	235	242	108	96	84	60
要介護3	360	416	264	312	360	408
要介護4	197	237	204	240	360	468
要介護5	212	265	204	228	276	264
合計	1,151	1,307	948	1,080	1,332	1,488

⑥ 通所介護

◆サービスの内容◆

デイサービスセンターなどに通ってもらい、入浴、排せつ、食事等の介護などの日常生活上の支援や介護、生活等に関する相談・助言、健康状態の確認と機能訓練を提供するサービスです。

■実績と見込量

単位：人

年度	実績			見込量		
	24 年度	25 年度	26 年度見込	27 年度	28 年度	29 年度
要介護1	937	1,074	1,224	1,500	1,008	1,102
要介護2	1,137	1,275	1,164	1,284	814	864
要介護3	807	890	708	636	346	310
要介護4	506	474	396	396	317	360
要介護5	179	168	144	120	72	65
合計	3,566	3,881	3,636	3,936	2,557	2,701

⑦ 通所リハビリテーション

◆サービスの内容◆

主治医が治療の必要性を認めた場合、介護老人保健施設や病院・診療所に通ってもらい、心身の機能の維持・回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他のリハビリテーションを提供するサービスです。

■実績と見込量

単位：人

年度	実績			見込量		
	24 年度	25 年度	26 年度見込	27 年度	28 年度	29 年度
要介護1	453	455	468	528	564	576
要介護2	381	449	456	504	540	588
要介護3	436	392	240	252	252	240
要介護4	109	150	168	216	324	420
要介護5	31	20	12	12	0	0
合計	1,410	1,466	1,344	1,512	1,680	1,824

⑧ 短期入所生活介護

◆サービスの内容◆

特別養護老人ホーム等に短期間入所して、その施設で、入浴、排せつ、食事等の介護などの日常生活上の支援及び機能訓練を提供するサービスです。

■実績と見込量

単位：人

	実績			見込量		
年度	24 年度	25 年度	26 年度見込	27 年度	28 年度	29 年度
要介護1	98	136	120	84	36	0
要介護2	205	185	192	228	252	276
要介護3	253	331	348	360	384	408
要介護4	210	211	204	204	288	336
要介護5	142	100	96	84	84	72
合計	908	963	960	960	1,044	1,092

⑨ 短期入所療養介護

◆サービスの内容◆

介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所してもらい、介護・機能訓練等の必要な医療や日常生活上の支援を提供するサービスです。

■実績と見込量

単位：人

	実績			見込量		
年度	24 年度	25 年度	26 年度見込	27 年度	28 年度	29 年度
要介護1	11	30	33	36	36	24
要介護2	2	22	24	36	36	36
要介護3	49	47	27	12	0	0
要介護4	26	33	36	60	84	96
要介護5	30	25	12	0	0	0
合計	118	157	132	144	156	156

⑩ 特定施設入居者生活介護

◆サービスの内容◆

特定施設（有料老人ホーム等）に入居している方に対して、入浴、排せつ、食事等の介護などの日常生活上の支援、機能訓練及び療養生活の支援を行うサービスです。

■実績と見込量

単位：人

年度	実績			見込量		
	24 年度	25 年度	26 年度見込	27 年度	28 年度	29 年度
要介護1	50	81	108	144	168	204
要介護2	26	54	84	108	132	168
要介護3	68	85	132	156	192	240
要介護4	66	72	60	36	24	12
要介護5	25	21	48	84	108	132
合計	235	313	432	528	624	756

⑪ 福祉用具貸与

◆サービスの内容◆

心身の機能が低下して日常生活に支障がある方の自立を支援するための福祉用具や、機能訓練のための福祉用具を貸し出すサービスです。

■実績と見込量

単位：人

年度	実績			見込量		
	24 年度	25 年度	26 年度見込	27 年度	28 年度	29 年度
要介護1	506	667	816	936	1,020	1,080
要介護2	926	927	1,020	1,212	1,356	1,512
要介護3	881	880	684	672	672	660
要介護4	602	604	588	660	804	852
要介護5	328	297	264	240	240	204
合計	3,243	3,375	3,372	3,720	4,092	4,308

⑫ 特定福祉用具購入費

◆サービスの内容◆

住み慣れた自宅で自立した生活ができるよう、排せつや入浴に使われる用具を購入した場合に、その費用の一部の支給を行うサービスです。

■実績と見込量

単位：人

年度	実績			見込量		
	24 年度	25 年度	26 年度見込	27 年度	28 年度	29 年度
要介護1	12	30	12	12	12	24
要介護2	27	24	36	36	36	36
要介護3	20	18	24	24	24	24
要介護4	14	11	24	24	36	48
要介護5	3	1	12	12	12	12
合計	76	84	108	108	120	144

⑬ 住宅改修

◆サービスの内容◆

転倒防止や自立しやすい生活環境を整えるため、段差の解消や手すりの取り付け、引き戸などへの扉の取り替え等小規模な一定種類の住宅改修にかかわる費用の一部を支給するサービスです。

■実績と見込量

単位：人

年度	実績			見込量		
	24 年度	25 年度	26 年度見込	27 年度	28 年度	29 年度
要介護1	23	34	24	24	24	24
要介護2	13	20	24	36	36	48
要介護3	14	11	24	24	24	24
要介護4	10	10	12	12	24	24
要介護5	3	2	12	12	12	12
合計	63	77	96	108	120	132

⑭ 居宅介護支援

◆サービスの内容◆

介護サービスの適切な利用ができるよう、利用者、家族等に各種サービスの情報の提供を行い、ケアプランを作成するとともに、計画に基づくサービスが適切に提供されるようにサービス提供事業所との連絡調整、実施状況の把握・評価等を行うサービスです。

■実績と見込量

単位：人

年度	実績			見込量		
	24年度	25年度	26年度見込	27年度	28年度	29年度
要介護1	1,530	1,756	2,112	2,460	2,664	2,820
要介護2	1,805	1,969	1,956	2,100	2,172	2,244
要介護3	1,365	1,382	1,188	1,068	960	864
要介護4	745	716	696	672	804	852
要介護5	350	322	312	288	300	264
合計	5,795	6,145	6,264	6,588	6,900	7,044

◇居宅サービスにおける今後の方向性◇

居宅サービスは、サービスの利用量が年々増加しているなかで、その増加に対応できるように提供体制の確保とサービスの質の向上に努めながら、広域的にサービス供給量を見込んでいます。今後も適正にサービスが提供されるよう努めます。

(2) 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、要介護者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、身近な市町村で提供されるサービスです。サービスの基盤整備は、市町村単位で行われ、基本的には当該市町村に居住する住民のみが利用可能となります。

① 小規模多機能型居宅介護

◆サービスの内容◆

小規模でかつ「通い」、「訪問」、「泊まり」などの機能を利用者の視点に立って複合的に組み合わせ、居宅又はサービスの拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護などの日常生活上の支援と機能訓練を提供するサービスです。

■実績と見込量

単位：人

	実績			見込量		
年度	24年度	25年度	26年度見込	27年度	28年度	29年度
要介護1	0	0	0	0	0	0
要介護2	0	0	0	0	0	0
要介護3	0	0	0	0	0	0
要介護4	12	8	0	12	36	60
要介護5	0	0	0	0	0	0
合計	12	8	0	12	36	60

② 認知症対応型共同生活介護

◆サービスの内容◆

居宅要介護者かつ認知症の方（原因となる疾患が急性の状態にある方は除く）を対象に、共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護などの日常生活上の支援と機能訓練を提供するサービスです。

■実績と見込量

単位：人

	実績			見込量		
年度	24 年度	25 年度	26 年度見込	27 年度	28 年度	29 年度
要介護1	27	26	24	24	24	12
要介護2	47	47	60	60	72	84
要介護3	147	169	156	156	156	168
要介護4	20	31	24	24	12	12
要介護5	23	38	12	12	12	12
合計	264	311	276	276	276	288

③ 夜間対応型訪問介護

◆サービスの内容◆

夜間において定期的な巡回訪問若しくは通報を受けて、介護福祉士などによって入浴、排せつ、食事等の介護などの日常生活上の支援を提供するサービスです。

■実績と見込量

単位：人

	実績			見込量		
年度	24 年度	25 年度	26 年度見込	27 年度	28 年度	29 年度
要介護1	0	0	0	0	0	0
要介護2	0	0	0	0	0	0
要介護3	0	0	0	0	0	0
要介護4	0	0	0	0	0	0
要介護5	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0

④ 認知症対応型通所介護

◆サービスの内容◆

居宅要介護者かつ認知症の方を対象に、老人デイサービスセンターなどの施設に通ってもらい、入浴、排せつ、食事等の介護などの日常生活上の支援と機能訓練を提供するサービスです。

■実績と見込量

単位：人

年度	実績			見込量		
	24年度	25年度	26年度見込	27年度	28年度	29年度
要介護1	0	0	0	0	0	0
要介護2	0	0	0	0	0	0
要介護3	0	0	0	0	0	0
要介護4	0	0	0	0	0	0
要介護5	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0

⑤ 地域密着型特定施設入居者生活介護

◆サービスの内容◆

地域密着型特定施設に入居している方を対象として、入浴、排せつ、食事等の介護などの日常生活上の支援と機能訓練を提供するサービスです。

■実績と見込量

単位：人

年度	実績			見込量		
	24年度	25年度	26年度見込	27年度	28年度	29年度
要介護1	0	0	0	0	0	0
要介護2	0	0	0	0	0	0
要介護3	0	0	0	0	0	0
要介護4	0	0	0	0	0	0
要介護5	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0

⑥ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

◆サービスの内容◆

地域密着型介護老人福祉施設は、入所定員が29人以下の施設で、常時介護を必要とする方が、自宅における介護が困難な場合に利用されるものです。食事や排せつ、入浴、着替えなどの日常生活の支援の他、機能訓練、療養生活の支援などを提供するサービスです。

■実績と見込量

単位：人

	実績			見込量		
年度	24年度	25年度	26年度見込	27年度	28年度	29年度
要介護1	0	0	0	0	0	0
要介護2	0	0	0	0	0	0
要介護3	0	0	0	0	0	0
要介護4	0	0	0	0	0	0
要介護5	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0

⑦ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

◆サービスの内容◆

要介護高齢者の在宅生活を支えるため、定期的な巡回や随時通報により、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスです。

■実績と見込量

単位：人

	実績			見込量		
年度	24年度	25年度	26年度見込	27年度	28年度	29年度
要介護1	0	0	0	0	0	0
要介護2	0	0	0	0	0	0
要介護3	0	0	0	0	0	0
要介護4	0	0	0	0	0	0
要介護5	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0

⑧ 複合型サービス

◆サービスの内容◆

小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供するサービスです。

■実績と見込量

単位：人

年度	実績			見込量		
	24 年度	25 年度	26 年度見込	27 年度	28 年度	29 年度
要介護1	0	0	0	0	0	0
要介護2	0	0	0	0	0	0
要介護3	0	0	0	0	0	0
要介護4	0	0	0	0	0	0
要介護5	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0

⑨ 地域密着型通所介護

◆サービスの内容◆

デイサービスセンターなどに通ってもらい、介護予防を目的に入浴、排せつ、食事等の介護などの日常生活上の支援や介護、日常生活を想定した運動機能の向上や栄養改善のための指導等の機能訓練を行うサービスで、利用定員が18人以下の事業所のものです。

■実績と見込量

単位：人

年度	実績			見込量		
	24 年度	25 年度	26 年度見込	27 年度	28 年度	29 年度
要介護1					672	734
要介護2					542	576
要介護3					230	206
要介護4					211	240
要介護5					48	43
合計					1,703	1,799

◇地域密着型サービスにおける今後の方向性◇

認知症対応型共同生活介護については、平成27年3月現在に3カ所、27床が整備されています。なお、第6期計画期間中の整備予定はありません、

認知症対応型共同生活介護の必要利用定員総数は、第6期計画期間中の各年度ともに、27人とします。また、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の必要利用定員総数は、第6期計画期間中の各年度ともに、0人とします。

ただし、地域密着型の各サービスについては、今後の需要動向を見極めながら、近隣市の整備状況等に留意し、適正なサービスが提供されるように努めるとともに、必要に応じて事業者の参入促進を検討していきます。

また、利用定員18人以下の小規模の通所介護事業については、逐次、地域密着型サービスに移行し、地域密着型通所介護事業所としてサービス提供をしていきます。

(3) 施設サービス

施設サービスには、「介護老人福祉施設サービス」、「介護老人保健施設サービス」、「介護療養型医療施設サービス」の3種類があり、施設サービス計画に基づき入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練を提供するサービスです。要介護1以上の方が対象です。

① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

◆サービスの内容◆

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、入所定員が30人以上の施設で、常時介護を要する入所者に、施設サービス計画に基づき入浴、排せつ、食事等の日常生活の介護の他、機能訓練、療養生活の支援などを提供するサービスです。

なお、本町には平成26年9月現在で、4カ所（419床）の施設が整備されています。

■実績と見込量

単位：人

年度	実績			見込量		
	24年度	25年度	26年度見込	27年度	28年度	29年度
要介護1	52	62	120	108	108	108
要介護2	178	170	252	276	276	276
要介護3	406	372	480	516	540	588
要介護4	409	462	600	636	660	696
要介護5	376	353	348	360	372	408
合計	1,421	1,419	1,800	1,896	1,956	2,076

② 介護老人保健施設（老人保健施設）

◆サービスの内容◆

介護老人保健施設（老人保健施設）は、施設サービス計画に基づき、入所している方に看護、医学的管理下での介護、機能訓練その他必要な医療、日常生活上の支援を提供するサービスです。

なお、本町には平成26年9月現在で、1カ所（150床）の施設が整備されています。

■実績と見込量

単位：人

年度	実績			見込量		
	24年度	25年度	26年度見込	27年度	28年度	29年度
要介護1	70	76	120	108	120	144
要介護2	210	149	192	180	204	240
要介護3	174	180	120	120	120	144
要介護4	183	211	240	240	240	264
要介護5	155	147	120	120	120	120
合計	792	763	792	768	804	912

③ 介護療養型医療施設（療養型病床・病院等）

◆サービスの内容◆

介護療養型医療施設（療養型病床・病院等）は、介護療養型医療施設に入所（入院）している方に、施設サービス計画に基づき療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練、その他必要な医療を提供するサービスです。

なお、本町には、当該施設はありません。

■実績と見込量

単位：人

年度	実績			見込量		
	24年度	25年度	26年度見込	27年度	28年度	29年度
要介護1	0	0	0	0	0	0
要介護2	0	0	0	0	0	0
要介護3	0	0	0	0	0	0
要介護4	0	0	0	0	0	0
要介護5	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0

◇施設サービスにおける今後の方向性◇

現在、本町には、特別養護老人ホームが4ヶ所、老人保健施設が1ヶ所ありますが、今後の整備については、必要に応じ検討をしていきます。

5. 事業費の見込み

(1) 介護保険事業費の推計

① 介護予防・地域密着型サービス量・給付費

単位：千円／人		第5期計画			第6期計画値			推計値	
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 32年度	平成 37年度
(1) 介護予防サービス									
介護予防訪問介護	給付費	7,523	7,919	9,835	11,193	13,075	9,799	0	0
	人数	408	411	480	564	660	468	0	0
介護予防訪問入浴介護	給付費	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	給付費	426	912	737	1,495	1,986	2,498	3,513	4,843
	人数	13	25	48	60	72	96	132	192
介護予防訪問リハビリテーション	給付費	859	641	270	851	1,527	2,194	2,753	2,988
	人数	41	18	12	36	72	108	156	228
介護予防居宅療養管理指導	給付費	164	158	752	856	1,074	1,304	1,848	2,506
	人数	28	22	36	72	96	108	156	204
介護予防通所介護	給付費	16,204	20,306	27,290	32,700	34,233	24,995	0	0
	人数	441	541	828	840	888	600	0	0
介護予防通所リハビリテーション	給付費	11,300	12,744	16,408	18,911	22,627	26,497	37,699	51,983
	人数	260	293	360	456	564	660	936	1,272
介護予防短期入所生活介護	給付費	1,312	469	1,274	4,128	6,158	8,887	17,959	38,230
	人数	38	17	24	96	120	132	180	240
介護予防短期入所療養介護(老健)	給付費	397	358	443	0	0	0	0	0
	人数	13	13	13	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	給付費	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	給付費	1,026	1,635	2,451	3,182	3,775	4,384	6,266	8,814
	人数	229	277	444	528	624	732	1,044	1,452
特定介護予防福祉用具購入費	給付費	298	424	285	448	472	494	645	891
	人数	16	19	36	36	36	48	60	72
介護予防住宅改修	給付費	2,618	3,003	1,224	5,083	7,312	9,669	13,738	18,830
	人数	24	32	36	60	96	120	168	240
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費	2,584	1,082	2,022	2,849	3,750	4,725	6,597	8,028
	人数	34	20	36	48	72	84	120	144
(2) 地域密着型介護予防サービス									
介護予防認知症対応型通所介護	給付費	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費	0	1,617	0	0	0	0	0	0
	人数	0	7	0	0	0	0	0	0
介護予防地域密着型通所介護(仮称)	給付費	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0	0	0
(3) 介護予防支援									
	給付費	4,636	5,205	6,133	9,166	11,400	6,874	10,275	14,819
	人数	1,096	1,211	1,632	2,064	2,568	1,548	2,316	3,336
合計	給付費	49,347	56,473	69,124	90,862	107,389	102,320	101,293	151,932

※平成26年度見込は平成26年9月分介護保険事業状況報告値×12月の数値です。

② 居宅・地域密着型・施設サービス量・給付費

単位:千円/人		実績値		見込値	第6期計画値			推計値	
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 32年度	平成 37年度
(1) 居宅サービス									
訪問介護	給付費	104,009	99,627	88,686	106,900	122,437	134,232	195,827	318,063
	人数	2,119	2,079	1,824	1,850	1,865	1,872	2,784	3,996
訪問入浴介護	給付費	11,645	10,427	10,740	19,988	27,470	32,304	48,139	80,584
	人数	214	215	300	324	408	456	564	780
訪問看護	給付費	20,695	17,551	20,115	21,094	25,577	28,742	44,525	77,744
	人数	613	510	516	588	684	756	996	1,368
訪問リハビリテーション	給付費	16,398	18,205	18,993	24,260	29,698	33,652	51,279	85,582
	人数	508	546	552	612	708	756	984	1,368
居宅療養管理指導	給付費	9,222	10,624	12,057	14,746	17,792	19,791	26,293	35,139
	人数	1,151	1,307	948	1,080	1,320	1,488	1,992	2,676
通所介護	給付費	256,761	278,235	286,159	319,837	215,648	236,235	349,446	597,101
	人数	3,566	3,881	3,636	3,936	2,556	2,700	3,636	5,232
通所リハビリテーション	給付費	77,587	78,073	74,337	83,349	94,811	105,109	133,074	190,574
	人数	1,410	1,466	1,344	1,512	1,680	1,824	2,388	3,468
短期入所生活介護	給付費	72,282	75,119	74,348	107,066	135,232	162,475	296,950	580,129
	人数	908	963	960	960	1,044	1,092	1,512	2,112
短期入所療養介護(老健)	給付費	8,400	9,541	7,336	8,157	9,299	9,978	12,846	15,591
	人数	118	157	132	144	156	168	228	324
短期入所療養介護(病院等)	給付費	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	給付費	43,317	45,741	45,114	48,770	53,684	55,575	73,475	105,621
	人数	3,243	3,375	3,372	3,732	4,092	4,308	5,796	8,400
特定福祉用具購入費	給付費	2,095	2,384	2,676	2,695	3,067	3,375	4,622	6,595
	人数	76	84	108	120	132	144	192	276
住宅改修費	給付費	7,253	6,957	6,699	8,198	9,321	10,265	13,291	19,296
	人数	63	77	96	108	120	132	180	252
特定施設入居者生活介護	給付費	44,874	58,257	65,204	99,098	120,559	142,347	200,508	273,937
	人数	235	341	432	528	636	756	1,068	1,464
(2) 地域密着型サービス									
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	給付費	0	0	0	295	295	587	1,452	2,622
	人数	0	0	0	12	12	24	60	108
夜間対応型訪問介護	給付費	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	給付費	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	給付費	3,127	1,882	0	3,377	8,115	12,958	16,509	25,165
	人数	12	8	0	12	36	60	72	108
認知症対応型共同生活介護	給付費	62,519	76,590	74,553	77,244	77,110	77,618	98,346	134,855
	人数	264	311	276	288	288	288	360	492
地域密着型 特定施設入居者生活介護	給付費	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0	0	0
複合型サービス	給付費	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護(仮称)	給付費	0	0	0	0	143,765	157,400	232,964	398,067
	人数	0	0	0	0	1,704	1,800	2,424	3,480
(3) 施設サービス									
介護老人福祉施設	給付費	340,527	346,889	469,776	459,920	474,104	504,434	645,837	915,031
	人数	1,421	1,419	1,800	1,884	1,944	2,064	2,628	3,684
介護老人保健施設	給付費	205,930	198,895	191,982	206,739	215,562	243,735	306,835	440,101
	人数	792	763	792	804	816	828	1,152	1,656
介護療養型医療施設 (平成32年度以降は転換施設)	給付費	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0	0	0
(4) 居宅介護支援	給付費	77,483	81,355	78,570	88,842	92,637	93,972	123,978	179,172
	人数	5,795	6,145	6,264	6,600	6,912	7,044	9,348	13,572
合計		1,364,124	1,416,352	1,527,345	1,700,575	1,876,183	2,064,874	2,876,196	4,480,969

単位:千円		実績値		見込値	第6期計画値			推計値	
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 32年度	平成 37年度
総給付費		1,413,471	1,472,825	1,596,469	1,791,437	1,983,572	2,167,194	2,977,489	4,632,901

(2) 標準給付費の見込額 ※端数処理の関係で計が合わないものがあります。

単位：千円

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	合計	※参考値	
					平成 32 年度	平成 37 年度
総給付費 (一定以上所得者負担の 調整後)	1,780,706	1,965,147	2,146,768	5,892,622	2,948,577	4,586,359
総給付費(介護予防給 付費+介護給付費)	1,791,437	1,983,572	2,167,194	5,942,203	2,977,489	4,632,901
一定以上所得者の利用 者負担の見直しに伴う 財政影響額	▲10,730	▲18,424	▲20,425		▲28,911	▲46,541
特定入所者介護サービ ス費等給付額(資産等勘案調 整後)	66,929	63,805	65,426	196,160	72,695	76,734
特定入所者介護サービ ス費等給付額	75,000	78,000	81,000	234,000	90,000	95,000
補足給付の見直しに伴 う財政影響額	▲8,070	▲14,194	▲15,573		▲17,304	▲18,265
高額介護サービス費等給 付額	30,000	33,000	36,000	99,000	45,000	50,000
高額医療合算 介護サービス費等給付額	4,200	4,500	4,800	13,500	5,500	6,000
算定対象審査支払手数料	2,405	2,535	2,665	7,605	2,925	3,250
審査支払手数料支払件数	37,000 件	39,000 件	41,000 件	117,000 件	45,000 件	50,000 件
標準給付費見込額	1,884,241	2,068,987	2,255,659	6,208,887	3,074,697	4,722,343

(3) 地域支援事業費の見込額 ※端数処理の関係で計が合わないものがあります。

単位：千円

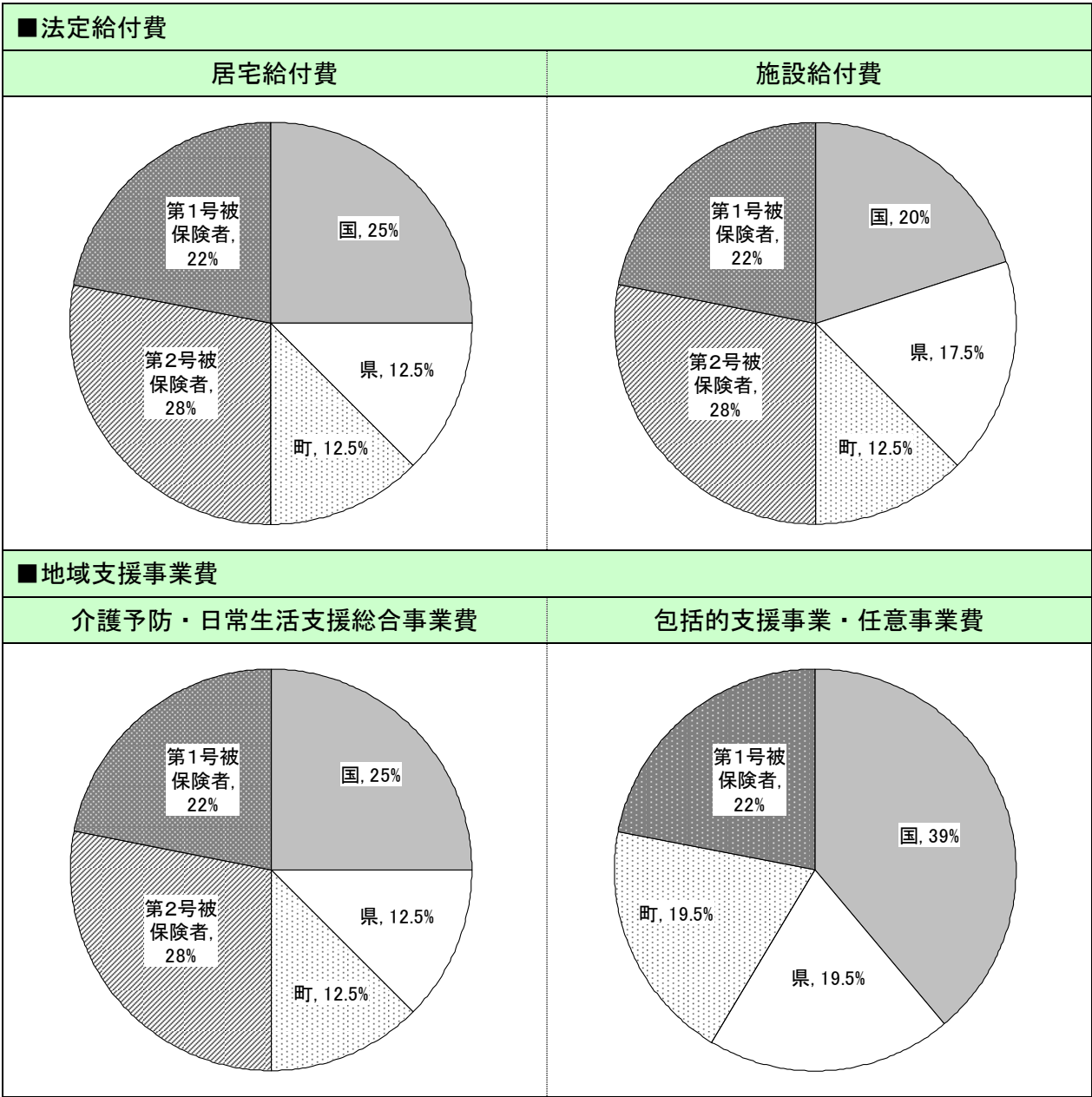
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	合計	※参考値	
					平成 32 年度	平成 37 年度
地域支援事業費	52,691	63,860	101,653	218,205	133,701	185,689
介護予防・日常生活支 援総合事業費	16,936	24,598	58,846	100,381	75,337	96,026
包括的支援事業	33,074	36,318	39,597	108,988	53,987	82,939
在宅医療・介護連携事業費	0	1,000	3,000	4,000	6,500	8,000
認知症施策推進事業費	0	1,000	2,000	3,000	4,500	6,000
生活支援体制整備事業費	0	2,000	4,000	6,000	8,000	9,500
その他の包括的支援事業費	33,074	32,318	30,597	95,989	34,987	59,439
任意事業費	2,681	2,944	3,210	8,836	4,377	6,724

（４）介護保険財政の仕組み

介護保険の財源については、利用者の負担額を除いた介護給付にかかる費用（給付費）の50%を保険料、残り50%を国・県・町による公費で賄うことが基本となっています。

第1号被保険者は給付費の22%を負担することになりますが、調整交付金の割合によって、負担割合は増減します。

また、地域支援事業のうち、包括的支援事業・任意事業の財源については、第1号被保険者の保険料と公費で構成されます。



第6章

地域包括ケアの推進

第6章 地域包括ケアの推進

多くの高齢者は、要介護状態になっても、住み慣れた地域で生活を続けたいという希望をもっています。こうしたことから、できるだけ生活の場を変えることなく、住み慣れた地域において、必要なサービスを受けられる体制の構築が必要となっています。

団塊の世代が75歳となる2025年を見据え、重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう、「介護」・「予防」・「医療」・「生活支援」・「住まい」の5つのサービスが一体的に提供される地域包括ケアの各種取り組みを推進します。

1. 生活支援サービスの充実

要支援・要介護認定者に対しては介護保険制度の中でサービス提供がなされていますが、一人暮らし高齢者など、認定者以外の生活支援が必要な高齢者に対する支援として、町が主体となって各種生活支援サービスを実施しています。

今後も、高齢者が住み慣れた家庭や地域でいつまでも安心して自立した生活を送ることができるよう、支援を必要とする高齢者及びその家族へのサービス提供を実施するとともに、地域全体で支える体制の充実を図ります。

(1) 地域ケア体制の充実

高齢者を地域全体で支える体制の充実強化と人材育成を図るとともに、一人暮らし高齢者等の見守り体制の充実と交流促進を図ります。

(2) 在宅生活支援サービスの充実

関係機関や民生委員・児童委員との連携・協力を通じて、生活上の支援が必要な高齢者のニーズの把握に努めるとともに、広報等を通じて各種サービスの周知を図り、状態に応じたサービス提供の一層の充実と利用促進を図ります。

また、配食サービスについては、高齢者の見守り、安否確認につながることから、対象者の拡大など制度の充実を図ります。

2. 認知症支援策の充実

今後の急速な高齢化に伴い、認知症高齢者はさらに増加していくことが見込まれます。こうした中、認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように本人やその家族への一層の支援を図るとともに、本人の状態に応じた適切なサービスを提供していく必要があります。

認知症の状況に応じた適切な医療や介護サービスの流れを示した認知症ケアパスや認知症についての正しい知識の普及、情報提供を推進します。

(1) 認知症理解の普及・啓発

認知症高齢者が安心して地域で暮らしていくことができるためには、家族や地域住民の認知症に対する理解が必要です。

また、高齢者の増加に伴い、認知症高齢者も増加が見込まれます。

こうしたことから認知症高齢者をはじめ、若年性認知症の方を含め地域全体で支えることができるよう、医療機関とも連携を図りながら、認知症に対する理解を深めるための普及・啓発を推進します。

(2) 認知症予防の整備

認知症の早期発見、早期対応に向け、基本チェックリストなどにより把握を行うとともに、認知症の疑いがある場合の相談先の周知を図り、早期治療へとつなげます。

(3) 認知症ケアパスの周知

認知症の人の生活機能障害の進行にあわせ、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるのか、具体的な機関名やケア内容等を整理し、情報提供していきます。

(4) 地域の見守り体制

関係機関との連携強化により、認知症高齢者の早期発見、早期保護等、地域の見守り体制の充実を図ります。

(5) 権利擁護事業と成年後見制度の利用支援

地域包括支援センター及び社会福祉協議会等との連携により、認知症高齢者等の権利擁護に関する制度の周知を図ります。

また、認知症高齢者等を支援することを目的として、成年後見制度に係る経費の一部について助成する制度を実施します。

3. 高齢者に配慮した居住環境の整備

介護を必要とする高齢者や認知症高齢者が、住み慣れた家庭や地域で生活が継続できるように、住環境の整備が必要となっています。

国では、高齢者住宅の供給不足に対応するため、高齢者の居住の安定確保に関する法律により、民間事業者によるサービス付き高齢者向け住宅など供給促進を推進しています。本町では、県と情報を共有しながら、住宅に係る情報提供に努めます。

4. 介護と医療との連携

高齢者が疾病を抱えても、住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるよう、各関係機関が連携し、在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、医療と介護の連携に向けた取り組みを推進します。

（１）医師会との連携

社団法人桶川北本伊奈地区医師会との連携協議会を引き続き開催し、行政と医師会との連携を推進します。

（２）地域包括支援センターの強化

人員の増員等により体制を強化するとともに、ケアマネジャーと医療機関、行政と連携を推進します。

第7章

計画を円滑に推進するための体制整備

第7章 計画を円滑に推進するための体制整備

1. 地域ケア体制の整備

(1) 地域包括支援センターの充実

高齢者が住み慣れた地域で暮らすためには、地域における総合的なケアマネジメントシステムの中核的な機関として位置づけられている地域包括支援センターの役割が非常に重要になっています。今後も引き続き地域包括支援センターを担う人材の育成と確保に努め適正な運営を継続するとともに、関係機関や団体等の連携を密にし、包括的・継続的なケアマネジメントを行う機関としての機能充実を図ります。

(2) 介護予防の仕組みづくり

介護予防の状態から、要支援・要介護への状態の悪化を予防するために、地域包括支援センターを中心として高齢者一人ひとりの状態にあった介護予防ケアマネジメントを行います。また、介護保険サービス・予防サービスとの一貫性や連続性を確保することで、対象者に対し包括的・継続的な介護予防を図ります。

(3) 関係機関との連携

地域包括支援センターを中心に、町の保健・福祉部門、地域包括支援センターやケアマネジャー連絡協議会の代表者で構成される地域ケア会議等において迅速かつ継続的に対応するとともに、地域福祉の推進を目的として設置されている町社会福祉協議会や民生委員・児童委員、医療機関、介護保険事業者、ボランティアなどの各関係機関と連携し、近年増加する困難事例等の問題解決に努めるとともに、個々のニーズや地域の実情に応じたサービスの提供を図ります。

（４）相談体制・情報提供体制の充実

高齢者とその家族、近隣住民などからの様々な相談について、総合的に対応できる相談体制の整備を推進します。地域包括支援センターを中心に、町の保健・福祉部門が相互に連携し、相談業務の強化を図るとともに、相談窓口の充実に努めます。

また、介護保険制度や保健・医療・福祉に関する制度やサービス、生きがい活動に関する情報などを、各関係機関の窓口や民生委員・児童委員や福祉協力員などの訪問活動を通じて提供するとともに、町の広報紙やパンフレット、ホームページなどの多様な広報手段によって広く周知を図ります。

2. サービスの質の確保

高齢者に対して良質なサービスを提供するためには、サービスを提供する人材の資質の向上が大切です。そのため町職員や地域包括支援センター職員、介護保険サービス提供事業所職員などに対する様々な研修の機会を確保します。

また、介護保険サービスに関する利用者からの相談・苦情に対応するため、地域包括支援センターや県、近隣自治体、国民健康保険団体連合会などと連携し相談・苦情処理対応を行っていきます。なお、地域包括支援センターでは、サービス提供事業者からの相談に応じるなどの対応も行っていきます。

3. 計画の進捗管理

本計画の介護給付、地域支援事業等の進捗状況の管理及び課題の抽出については、今後とも、伊奈町介護保険事業計画審議会や伊奈町地域包括支援センター運営協議会等において定期的に事業の進捗状況等を把握するとともに、点検、評価を行い、今後の運営に反映させるものとします。

資料編

資料編

1. 用語解説

あ

アセスメント 支援が必要な方の状態像を理解し、解決しなければならない課題を把握し、分析するために直面している問題や状況の本質、原因を理解し、必要な支援を検討したり、将来の行動を予測したりするなど援助活動に先立って行われる一連の手続きを指します。「課題分析」ともいいます。

運動器 筋肉や骨、靱帯など、身体運動に関わるいろいろな器官などを指します。人が自分の意思で活用できる唯一の組織であり、運動器の保全は、人生の生きがいや生活の質に大きく関与しています。

か

介護給付 要介護認定を受けた方に対する保険給付をいいます。例えば、居宅サービスを利用した場合、サービス種類ごとに定める基準額の9割が保険給付され、残りの1割が自己負担となります。（平成 27 年度から一定以上所得の方は自己負担が 2 割となります。）

介護サービス 要介護認定を受けた方が利用できるサービスです。在宅で利用する「居宅サービス」や、施設に入所して利用する「施設サービス」など、自分らしく、できる限り自立した暮らしができるよう、様々な種類のサービスが用意されています。

介護福祉士 日常生活を営むのに支障がある方に対し、専門的知識及び技術をもって入浴、排せつ、食事などの介護を行う専門職です。

介護報酬 介護保険制度において、サービス提供事業者や介護保険施設が介護サービスを提供した場合にその対価として支払われる報酬です。

介護保険制度 従来の税金を財源とした行政の措置を中心とする老人福祉制度と老人保健制度を再編成し、給付と負担の関係が明確な社会保険方式により社会全体で介護を支える仕組みで、平成 12 年 4 月から始まりました。40 歳以上の方全員が被保険者となり保険料を負担し、介護が必要と認定されたとき、費用の一部（原則 10%）を支払って介護サービスを利用することができます。

介護予防 元気な方も支援や介護が必要な方も生活機能の低下や重度化をできるだけ防ぎ、自分らしい生活を実現できるようにすることです。具体的には、日頃から健康管理を行い高齢期にあった健康づくりを行うことを指します。

介護予防サービス 要支援 1、2 と認定された方が利用できるサービスで、状態の改善と悪化の予防を目的としています。「施設に通う」「短期間施設に入所する」などのサービスを通し、いきいきとした生活ができるよう支援します。

介護予防・日常生活支援総合事業 従来の介護予防事業に併せ、要支援者や基本チェックリストによる対象者に、状態像や意向に応じて、介護予防、生活支援（配食、見守り等）、権利擁護、社会参加も含めて、市町村が主体となって総合的で多様なサービスを提供する事業です。

介護療養型医療施設 療養病床に入院するほどではないが、夜間の看護体制、急性増悪期や看取り対応などの医療ニーズを必要とする人を受け入れるための施設です。

介護老人保健施設 病状が安定期にある要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療、日常生活上の世話をを行う施設として、都道府県知事の許可を受けたものです。

機能訓練 心身の諸機能の維持回復を図る訓練のことです。筋力の増強、持久力の向上、関節可動域の維持、運動速度の増大等を目的とし、その心身の状況に応じて訓練が行われます。

基本チェックリスト 生活機能評価を行う際に用いる質問票（チェックリスト）です。要介護認定で自立と認定された方や要介護認定を受けていない方で、介護が必要になる可能性があるとして予想される方に、厚生労働省のガイドラインに基づき作成された質問票に答えてもらい、生活機能に関する評価を行います。

給付費 介護保険の保険給付の対象となる各種サービスの費用のうち、保険からの支給費用のことです。

居宅要介護者 居宅（軽費老人ホーム、有料老人ホーム、その他の厚生労働省令で定める施設における居室を含む）において介護を受ける方のことをいいます。

グループホーム 介護保険制度の地域密着型サービスに類型される認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護を提供する施設のことです。認知症高齢者が少人数で生活することで、認知症状の緩和や進行予防を目的とする所です。

ケアハウス 60 歳以上の方であって、身体機能の低下が認められるなど居宅において生活することが困難な高齢者に対して、生活相談や食事など日常生活上必要なサービスを行うことによって自立した生活が継続できるよう工夫された施設で、軽費老人ホームの一種です。

ケアプラン 二次予防事業対象者や要介護等認定者が利用するサービスの種類、内容、担当者、本人の健康上・生活上の問題点、解決すべき課題、サービスの目標及びその達成時期が定められた計画のことです。

ケアマネジメント 二次予防事業対象者や要介護等認定者の社会生活におけるニーズを満たすため、保健・医療・福祉等の多様なサービスを適合させる系統立った連携・調整・統合の一連の活動のことをいいます。

ケアマネジャー（介護支援専門員） 要介護認定者からの介護サービスの利用に関する相談や、適切な居宅サービス・施設サービスを利用できるようケアプランの作成、サービス事業者等との連絡調整を行う専門職をいいます。

権利擁護事業 被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のための必要な援助を行う事業です。

高額介護サービス費（介護予防高額介護サービス費） 介護サービス利用者に対して、サービス費用の自己負担額が一定額以上になったときに、超過分が保険給付から支給されます。

高齢化率 総人口に占める 65 歳以上の高齢者人口の割合のことです。

高齢社会 総人口に占める 65 歳以上の高齢者人口の割合が 7%を超えると高齢化社会、14%に達したとき高齢社会といわれています。（世界保健機構（WHO）の定義）

高齢者虐待 介護者による高齢者の生命・生活の維持や人権・人格を侵すような言動のことをいい、次のような種類に分けられます。①身体的虐待（暴行）、②介護の放棄（ネグレクト）、③心理的虐待（侮辱、無視）、④性的虐待、⑤経済的虐待（年金を取り上げる、財産を処分する）

さ

サービス担当者会議 ケアマネジャーの招集に応じて、サービス利用者本人や家族、ケアプランに位置づけられたサービス担当者が出席し、ケアプラン（原案）に対するサービス担当者の専門的な見地からの意見を交換し、ケアプランの内容を高めていく会議です。

サービス付き高齢者向け住宅 高齢者の暮らしを支援するサービスの付いたバリアフリー住宅です。

災害時要援護者プラン 災害が発生した場合や災害の発生の恐れがある場合に、災害時要援護者の避難を迅速かつ的確に行うために要援護者に関する情報を共有し、災害時の避難情報の伝達、避難誘導・援助、救助体制等の避難支援体制の整備を図るための計画のことです。

作業療法 身体又は精神に障害のある方に対し、主としてその応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工作その他の作業を行わせることをいいます。

在宅医療 できる限り住み慣れた家庭や地域で療養することができるよう患者の自宅で行われる医療行為のことです。

歯周疾患検診 40 歳以上の方を対象に、生活習慣病である歯周疾患を予防・早期発見することを目的に町内指定医療機関で行います。

指定管理者 地方自治法の規定に基づき指定された民間事業者を含む各種団体が公の施設を管理運営する制度に基づき管理運営する団体のことです。

社会福祉協議会 社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする団体のことです。

社会福祉士 専門技術をもって、身体上若しくは精神上の障害がある方、又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある方の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助等を行います。地域包括支援センターに配置される3職種のうちの1つで、他の職種と協力しながら地域包括ケアの実践にあたります。

主任ケアマネジャー（主任介護支援専門員） 介護支援専門員の業務に対し、十分な知識と経験を有する介護支援専門員で、介護保険サービスや他の保健・医療サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導などケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務を行います。地域包括支援センターに配置される3職種のうちの1つで、他の職種と協力しながら地域包括ケアの実践にあたります。

シルバーカー 高齢者が外出の際に歩行の補助や品物の運搬及び休憩に利用されるものです。

審査支払手数料 国民健康保険団体連合会に、介護サービス事業所から提出される介護給付費請求書の審査及び支払業務を委託しています。その審査支払事務に対して支払う手数料のことをいいます。

自主防災組織 町民自らが「自分たちの地域は、自分たちで守ろう」という連帯感に基づき、区などを単位として結成されるものです。平常時には知識の普及、防災訓練の実施、防災用資機材の整備などを行い、災害時には情報の収集伝達、初期消火、負傷者の救出救護、避難誘導などの活動を行うものです。

重点健康相談 重点課題とされる高血圧、脂質異常症、糖尿病、歯周疾患、骨粗鬆症及び病態別のうち、市区町村が地域の実情等を勘案し、課題を選定し、医師、歯科医師、保健師等を担当者として行われる、健康に関する指導及び助言のことです。

生活機能（評価） 65 歳以上の高齢者（要支援・要介護認定を受けている方を除く）を対象として、身体の衰弱や低栄養といった加齢に伴う生活機能の低下をいち早く発見するための健診です。

生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員） 高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を担う人のことです。

生活習慣病 食習慣、運動、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群と定義されています。旧来「成人病」と呼ばれていたものです。例えば、がん、脳卒中、心疾患、高血圧、糖尿病などがあげられます。

生活福祉資金貸付 低所得者世帯などに対して、低利又は無利子での資金の貸し付けと必要な援助指導を行うことにより、経済的自立や生活意欲の助長促進、在宅福祉や社会参加を図り、その世帯の安定した生活を確保することを目的としています。

成年後見制度 認知症高齢者や障害のある方など判断能力が不十分な方に対して、家庭裁判所に選任された成年後見人が、契約や財産にかかわる行為、法律行為について本人の利益を代行する制度です。

総給付費 要介護認定者に対する介護給付費と要支援認定者に対する予防給付費を合わせた給付費のことをいいます。

総合健康相談 対象者の心身の健康に関する一般的事項について、総合的な指導・助言を行うことを主たる目的とする相談のことです。

た

第1号被保険者 市町村の区域内に住所を有する 65 歳以上の方が対象です。要介護又は要支援認定を受ければ、要介護・要支援の原因を問わず保険給付を受けることができます。

第2号被保険者 市町村の区域内に住所を有する 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者である方が対象です。初老期における認知症など加齢に伴って生じる特定疾病に起因する要介護状態・要支援状態に限り保険給付の対象になります。

団塊の世代 昭和 22 年～昭和 24 年（1947～1949 年）ごろの第一次ベビーブーム時代に生まれた世代を指します。他世代と比較して人数が多いところからこの呼び方がついていきます。

地域ケア体制 高齢者が住み慣れた地域で、安心して生活が送れるよう地域全体で支える体制のことです。

地域支援事業 介護予防事業、包括的支援事業及びその他の地域支援事業を行うことにより、被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防することなどを目的に行うものです。

地域包括ケア 高齢者が住み慣れた地域で、尊厳を保持し、自立した日常生活を継続して送れるよう地域で支えることです。

地域包括支援センター 地域において、①介護予防ケアマネジメント事業、②総合相談支援事業、③地域包括ケア体制整備（包括的・継続的マネジメント支援）、④高齢者の虐待の防止・早期発見及び権利擁護事業を行う総合的なマネジメントを担う中核機関です。

地域密着型サービス 要介護者が、住み慣れた地域で、地域の特性に応じて多様で柔軟なサービスを受けることができるように平成 18 年度の制度改正により新たに創設されたサービスのことです。例えば、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護などをいいます。

地域密着型特定施設 介護専用型の特定施設のうち、入居定員が 29 名以下であるものです。

特定健康診査・特定健康指導 平成 20 年度から始まった生活習慣病予防のための健診・保健指導です。特定健康診査（特定健診）は、メタボリックシンドロームに着目した健診で、特定保健指導は、特定健診の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できるメタボリックシンドロームとその予備群の方に対して生活習慣を見直すサポートを行います。

特定施設 有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームなどで、特定施設入居者生活介護事業所として指定を受けたものをいいます。

特定入所者介護サービス費（介護予防特定入所者介護サービス費） 所得が一定額以下の要介護等認定者等が施設サービスなどを利用した場合の食費・居住費の負担を軽減するために支給される給付のことをいいます。

特別養護老人ホーム 要介護認定を受けている方で、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方を入所させる施設です。

な

二次予防事業 要支援・要介護状態となる可能性のある 65 歳以上の方が対象に介護状態になることを予防する事業です。

日常生活圏域 住民が日常生活を営む地域として、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件、施設の整備状況などを総合的に勘案して設定されるものです。

日中独居 朝や夜は家族と居住しているが、日中は家族が仕事、学校などで外出し、高齢者がひとりきりになる状態のことです。

認知症ケアパス 認知症が発症したときから生活する上で様々な支障が出てくる中で、その進行状況にあわせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいかを標準的に示すものです。

認知症サポーター 認知症サポーターとは、認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の方やそのご家族を支援する方のことを言います。認知症サポーターになるには、各地域で実施している「認知症サポーター養成講座」を受講する必要があります。

認知症対応型共同生活介護 要介護者であって認知症の状態にある方に対し、共同生活を営む住居（認知症高齢者グループホーム）において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービスのことをいいます。

は

パブリック・コメント 行政機関が条例や基本計画などを制定するに当たって、事前にその案を示し、広く住民の方から意見を募集するものです。

バリアフリー化 障害者や高齢者が円滑に移動できるよう段差の解消など移動の円滑化を進めることです。

標準給付費 要介護認定者に対する介護給付費と要支援認定者に対する予防給付費を合わせた総給付費、特定入所者介護サービス費（介護予防特定入所者介護サービス費）、高額介護サービス費（介護予防高額介護サービス費）、審査支払手数料を合算したものです。

福祉協力員 町内に親族等が住んでいない 65 歳以上の一人暮らし世帯及び高齢者世帯の方に対し、定期的な安否確認や町社会福祉協議会との連絡調整、各種申請の代行手続き等を担う者で、町社会福祉協議会で委嘱しているものです。

福祉用具 身体機能が低下した場合に自立した生活を送るために必要な車いすや電動ベッドなどの用具のことです。

ふれあいいきいきサロン 閉じこもりがちな高齢の方などが、地域の中でいきいきと暮らしていけるよう、地域住民が主体となって作られた身近な憩いの場のことです。

ヘルパー 介護福祉士や訪問介護員など訪問介護を提供する者の総称です。

ボランティアコーディネーター ボランティアセンターや施設、学校などのボランティア活動推進団体や機関で、「ボランティア活動をしたい」という方と「ボランティアを必要としている」方の双方の希望に合った活動を紹介したり、相談や助言、情報提供などを行う者のことをいいます。

ま

民生委員・児童委員 民生委員は、厚生労働大臣が委嘱し、住民の生活状態を適切に把握することや援助を必要とする方などに相談・助言を行うことを主な職務として活動しています。また、児童委員には民生委員があてられます。

モニタリング ケアマネジメントの展開過程の段階のひとつです。ケアプランに沿って提供されるサービスが利用者のニーズにうまく対応できているかどうかを確認し、チェックをすることをいいます。「満足度評価」などと訳されます。

や

有料老人ホーム 高齢者が入居し、入浴、排せつの介護又は食事の提供、その他の日常生活上必要な便宜等の供与をする事業を行う施設のことをいいます。

要介護状態区分 介護の必要の程度に応じて、要介護1（軽度）から要介護5（最重度）までの5つの区分に分けられます。

要介護 介護保険法では、「身体上又は精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、6か月継続して、常時介護を要すると見込まれる状態」とされている。要介護状態は、要支援状態よりも介護の必要の程度が重度であり、その区分は介護の必要度により5段階に区分（要介護状態区分）されています。

要介護認定 介護給付を受けようとする被保険者が、要介護状態に該当すること、及びその該当する要介護状態区分について受ける市町村の認定のことをいいます。

養護老人ホーム 身体的・精神的・経済的理由等により、在宅において養護・介護を受けることが困難な、原則65歳以上の高齢者を対象にした入所施設のことをいいます。

要支援認定 予防給付を受けようとする被保険者が、要支援状態に該当すること、及びその該当する要支援状態区分について受ける市町村の認定のことをいいます。

予防給付 要支援認定を受けた方に対する保険給付をいいます。例えば、居宅サービスを利用した場合、サービス種類ごとに定める基準額の9割が保険給付され、残りの1割が自己負担となります。（平成 27 年度から一定以上所得の方は自己負担が 2 割となります。）

予防重視型システム 65 歳以上の方の状態像を踏まえ、できる限り要支援・要介護状態にならないよう、あるいは状態の維持・改善又は重度化しないよう介護予防を重視したシステムのことをいいます。

ら

理学療法 身体に障害のある方に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行なわせ、及び電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えることをいいます。

2. 伊奈町介護保険事業計画審議会委員設置要綱

(設置)

第1条 伊奈町介護保険事業計画(以下「介護保険事業計画」という。)へ広く被保険者等の意見を反映させ円滑な運用を図るため、伊奈町介護保険事業計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は次の事務を所掌する。

- (1) 介護保険事業計画策定に必要な助言を行うこと
- (2) 介護保険事業計画策定に関する情報交換
- (3) 地域包括支援センターの設置に関すること
- (4) その他、介護保険事業計画策定に関し必要なこと

(定数及び任期)

第3条 審議会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 被保険者の代表
- (2) 福祉に関する事業に従事する者
- (3) 医療に従事する者
- (4) 識見を有する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 公募による委員

3 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 審議会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、福祉課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審議会の会議及び運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

3. 伊奈町介護保険事業計画審議会委員名簿

(平成 27 年 3 月 1 日現在)

区 分	氏 名	所 属 等
被保険者の代表	笠 原 正 孝	長寿クラブ連合会会長
	東 守	商工会会長
	小 澤 勲	シルバー人材センター理事長
福祉に関する事業 に従事する者	○ 加 藤 衛	民生・児童委員協議会会長
	山 崎 浩 子	身体障害者福祉会会長
	加 藤 洋 子	社会福祉協議会理事
医療に従事する者	◎ 天 草 万 里	希望病院院長
識見を有する者	戸井田 相 子	赤十字奉仕団委員長
	鯨 井 利 男	区長会会長
関係行政機関の 職員	柿 沼 俊 雄	埼玉県東部中央福祉事務所
公募による委員	松 川 範 夫	
	鈴 木 陽 子	

◎ 委員長、○副委員長

(敬称略)

4. 策定経過

年 月 日	事 項	内 容
平成 26 年 5 月 22 日	第 1 回介護保険事業計画審議会	・第 6 期介護保険事業計画の概要について ・ニーズ調査について
平成 26 年 6 月 1 日から 平成 26 年 7 月 15 日まで	伊奈町高齢者福祉・介護保険に関する町民意識・ニーズ調査の実施	・調査対象 町内在住の要介護等認定者及び 65 歳以上の方 ・調査方法 郵送及び担当ケアマネジャー、地域包括支援センター職員又は施設職員等による聞き取り調査
平成 26 年 8 月 28 日	第 2 回介護保険事業計画審議会	・第 5 期介護保険事業計画の進捗評価について ・ニーズ調査の実施結果について ・第 6 期介護保険事業計画の骨子（案）について
平成 26 年 10 月 9 日	第 3 回介護保険事業計画審議会	・第 6 期介護保険事業計画（案）について
平成 26 年 11 月 13 日	第 4 回介護保険事業計画審議会	・第 6 期介護保険事業計画（案）について
平成 26 年 12 月 8 日から 平成 27 年 1 月 8 日まで	町民コメント制度に基づく意見公募の実施	・第 6 期介護保険事業計画（案）について
平成 27 年 2 月 19 日	第 5 回介護保険事業計画審議会	・第 6 期介護保険事業計画（案）について

伊奈町高齢者保健福祉計画及び第6期介護保険事業計画

発行年月：平成 27 年 3 月

発 行：伊奈町

編 集：伊奈町福祉課

〒362-8517

埼玉県北足立郡伊奈町大字小室9493番地

電話 048(721)2111(代表)

FAX 048(721)2137